

平成29年6月

**第193回国会（常会）
通過議案要旨集**

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院を通過（成立）した議案要旨等について、平成29年6月18日現在で取りまとめたものです。

目 次

I	第193回国会（常会）議案審議等概況	1
II	第193回国会（常会）議案審査経過	
	○閣法	3
	○衆法	8
	○参法	16
	○予算	25
	○条約	26
	○承認	28
	○承諾	29
	○決算・国有財産等	30
	○決議案	31
III	両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
	○内閣委員会	33
	○総務委員会	37
	○法務委員会	53
	○外務委員会	63
	○財務金融委員会	84
	○文部科学委員会	89
	○厚生労働委員会	99
	○農林水産委員会	110
	○経済産業委員会	123
	○国土交通委員会	134
	○環境委員会	146
	○安全保障委員会	155
	○予算委員会	157
	○決算行政監視委員会	169
	○議院運営委員会	182
	○災害対策特別委員会	184
	○政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	185
	○消費者問題に関する特別委員会	188
	○東日本大震災復興特別委員会	190
	○地方創生に関する特別委員会	193
IV	決議案	197
V	通過議案概要一覧	199
VI	決算等概要一覧	221
	【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧	225

「【参考】衆議院における閉会中審査議案概要一覧」における会派の略称と正式名称は次のとおりです。

会派略称	会派名
自民	自由民主党（～平成28年9月26日）
	自由民主党・無所属の会（平成28年9月26日～）
民維ク	民主・維新・無所属クラブ（～平成28年3月28日）
民進	民進党・無所属クラブ（平成28年3月28日～）
公明	公明党
共産	日本共産党
おおさか	おおさか維新の会（～平成28年6月1日）
維新	日本維新の会（平成28年8月24日～）
生活	生活の党と山本太郎となかまたち（～平成28年10月13日）
自由	自由党（平成28年10月13日～）
社民	社会民主党・市民連合
民主	民主党・無所属クラブ（平成27年12月18日 解散）
維新	維新の党（平成27年12月18日 解散）
無	無所属

（注）上記会派略称中、「維新」が「日本維新の会」と「維新の党」のいずれを指すかについては、それぞれのページで※印を付して欄外に注記しています。

I 第193回国会（常会）議案審議等概況

1 会 期

平成29年1月20日から6月18日までの150日間

2 議案件数

閣 法	72件（成立 66件、継続 6件）
衆 法	76件（成立 9件、継続 60件、審査未了 1件、 否決 2件、撤回 4件）
参 法	110件（成立 1件、参議院審査未了 1件、 参議院未付託未了 107件、参議院撤回 1件）
予 算	5件（成立 5件）
条 約	20件（承認 20件）
承認を求めるの件	5件（承認 5件）
承諾を求めるの件	6件（承諾 2件、継続 4件）
決 算 等	17件（本院議了 13件、審査未了 4件）
決 議 案	5件（可決 1件、否決 3件、未了 1件）
(参考)	
委員会決議	2件（総務委員会、文部科学委員会）

Ⅱ 第 193 回国会（常会）議案審査経過

〔閣 法〕

※太字は成立議案

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
189	民法の一部を改正する法律案（内閣提出、第189回国会閣法第63号）	法 務	1/20	4/12	修正	有	4/14	修正	5/25	可決	5/26	可決	6/2 (44)
189	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第189回国会閣法第64号）	法 務	1/20	4/12	修正		4/14	修正	5/25	可決	5/26	可決	6/2 (45)
189	労働基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第189回国会閣法第69号）	厚生労働	1/20					閉会中 審査					
190	人事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第190回国会閣法第33号）	法 務	1/20					閉会中 審査					
190	臨床研究法案（内閣提出、第190回国会閣法第56号）	厚生労働	1/20	3/17	修正	有	3/23	修正	4/6	可決	4/7	可決	4/14 (16)
192	商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（内閣提出、第192回国会閣法第16号）	法 務	1/20					閉会中 審査					
193	地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	総 務	1/26	1/27	可決		1/27	可決	1/31	可決	1/31	可決	2/8 (1)
193	独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	文部科学	3/9	3/22	可決	有	3/23	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (9)
193	雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	厚生労働	3/7	3/15	可決	有	3/16	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (14)
193	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	法 務	3/17	3/31	可決	有	4/4	可決	4/11	可決	4/12	可決	4/21 (17)
193	裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	法 務	3/17	3/31	可決		4/4	可決	4/18	可決	4/19	可決	4/26 (23)
193	所得税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第6号）	財務金融	2/16	2/27	可決	有	2/27	可決	3/27	可決	3/27	可決	3/31 (4)
193	海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	国土交通	3/7	3/31	可決		4/4	可決	4/11	可決	4/12	可決	4/21 (21)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
193	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	国土交通	4/4	4/7	可決	有	4/11	可決	4/18	可決	4/19	可決	4/26 (24)
193	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	経済産業	3/30	4/12	可決	有	4/14	可決	5/9	可決	5/10	可決	5/17 (30)
193	地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	総務	2/16	2/27	可決		2/27	可決	3/27	可決	3/27	可決	3/31 (2)
193	地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	総務	2/16	2/27	可決		2/27	可決	3/27	可決	3/27	可決	3/31 (3)
193	関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	財務金融	3/17	3/22	可決	有	3/23	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (13)
193	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	財務金融	4/3	4/5	可決		4/6	可決	4/13	可決	4/14	可決	4/21 (22)
193	義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	文部科学	3/7	3/15	可決	有	3/16	可決	3/23	可決	3/27	可決	3/31 (5)
193	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	厚生労働	3/28	4/12	可決		4/18	可決	5/25	可決	5/26	可決	6/2 (52)
193	厚生労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	厚生労働	4/18	4/21	可決		4/28	可決	6/8	可決	6/9	可決	6/16 (59)
193	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	環 境	3/9	3/17	可決	有	3/23	可決	4/6	可決	4/7	可決	4/14 (15)
193	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	安全保障	3/8	3/10	可決		3/14	可決	3/21	可決	3/27	可決	3/31 (6)
193	福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	震災復興	4/4	4/11	可決	有	4/14	可決	5/10	可決	5/12	可決	5/19 (32)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
193	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	外 務	3/7	3/10	可決		3/14	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (7)
193	農業競争力強化支援法案（内閣提出第21号）	農林水産	3/23	4/6	可決		4/11	可決	5/11	可決	5/12	可決	5/19 (35)
193	農業機械化促進法を廃止する等の法律案（内閣提出第22号）	農林水産	3/7	3/23	修正		3/28	修正	4/13	可決	4/14	可決	4/21 (19)
193	主要農作物種子法を廃止する法律案（内閣提出第23号）	農林水産	3/7	3/23	可決		3/28	可決	4/13	可決	4/14	可決	4/21 (20)
193	都市緑地法等の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）	国土交通	4/7	4/12	可決		4/14	可決	4/25	可決	4/28	可決	5/12 (26)
193	水防法等の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	国土交通	4/13	4/19	可決		4/21	可決	5/11	可決	5/12	可決	5/19 (31)
193	防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	安全保障	3/31	4/25	可決		4/28	可決	5/25	可決	5/26	可決	6/2 (42)
193	電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）	総 務	3/31	4/6	可決		4/11	可決	4/25	可決	4/28	可決	5/12 (27)
193	土地改良法等の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	農林水産	4/17	4/20	可決	有	4/21	可決	5/18	可決	5/19	可決	5/26 (39)
193	農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）	農林水産	5/9	5/11	可決		5/16	可決	5/25	可決	5/26	可決	6/2 (48)
193	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）	経済産業	4/20	5/10	修正	有	5/11	修正	5/25	可決	5/26	可決	6/2 (47)
193	中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	経済産業	5/11	5/19	可決	有	5/23	可決	6/6	可決	6/7	可決	6/14 (56)
193	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）	環 境	3/24	3/31	可決		4/4	可決	4/13	可決	4/14	可決	4/21 (18)
193	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	環 境	4/11	4/25	可決	有	4/28	可決	5/25	可決	5/26	可決	6/2 (51)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
193	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）（参議院送付）	厚生労働	6/15					閉会中 審査	5/16	修正	5/17	修正	
193	農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）（参議院送付）	農林水産	6/13	6/15	可決		6/16	可決	4/4	修正	4/5	修正	
193	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第36号）	地方創生	3/28	4/6	可決		4/11	可決	4/18	可決	4/19	可決	4/26 (25)
193	金融商品取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）	財務金融	4/11	4/14	可決	有	4/18	可決	5/16	可決	5/17	可決	5/24 (37)
193	銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）	財務金融	4/24	4/28	可決	有	5/11	可決	5/25	可決	5/26	可決	6/2 (49)
193	独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）	消費者問題	3/31	4/18	可決	有	4/21	可決	5/24	可決	5/26	可決	6/2 (43)
193	畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	農林水産	5/16	5/25	可決	有	5/26	可決	6/8	可決	6/9	可決	6/16 (60)
193	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	経済産業	4/13	4/19	可決	有	4/21	可決	5/16	可決	5/17	可決	5/24 (38)
193	道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）	国土交通	4/20	4/28	可決		5/11	可決	5/18	可決	5/19	可決	5/26 (40)
193	土壌汚染対策法の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）	環 境	3/31	4/11	可決		4/14	可決	5/11	可決	5/12	可決	5/19 (33)
193	不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）（参議院送付）	国土交通	5/23	5/24	可決		5/26	可決	4/4	可決	4/5	可決	6/2 (46)
193	地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）	総 務	4/10	4/18	可決	有	4/21	可決	5/16	可決	5/17	可決	5/24 (36)
193	電子委任状の普及の促進に関する法律案（内閣提出第46号）	総 務	5/29	6/1	可決		6/2	可決	6/8	可決	6/9	可決	6/16 (64)
193	刑法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）	法 務	6/2	6/7	修正	有	6/8	修正	6/16	可決	6/16	可決	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
193	児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第48号)	厚生労働	5/16	5/31	可決	有	6/1	可決	6/13	可決	6/14	可決	
193	水道法の一部を改正する法律案(内閣提出第49号)	厚生労働	6/15					閉会中 審査					
193	旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出第50号)	厚生労働	6/1					閉会中 審査					
193	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第51号)(参議院送付)	総 務	4/19	5/9	可決	有	5/11	可決	4/13	可決	4/14	可決	5/17 (29)
193	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第52号)(参議院送付)	経済産業	5/23	5/26	可決	有	5/30	可決	4/11	可決	4/12	可決	6/7 (53)
193	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律案(内閣提出第53号)	内 閣	4/6	4/12	修正	有	4/14	修正	4/25	可決	4/28	可決	5/12 (28)
193	国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第54号)	地方創生	4/18	5/16	可決	有	5/30	可決	6/16	可決	6/16	可決	
193	地方自治法等の一部を改正する法律案(内閣提出第55号)	総 務	5/10	5/18	可決	有	5/23	可決	6/1	可決	6/2	可決	6/9 (54)
193	学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第56号)	文部科学	4/13	4/28	可決	有	5/11	可決	5/23	可決	5/24	可決	5/31 (41)
193	医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出第57号)	厚生労働	5/11	5/24	可決	有	5/26	可決	6/6	可決	6/7	可決	6/14 (57)
193	農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第58号)	農林水産	5/30	6/7	修正	有	6/8	修正	6/15	可決	6/16	可決	
193	通関案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提出第59号)	国土交通	5/2	5/12	修正	有	5/16	修正	5/25	可決	5/26	可決	6/2 (50)
193	港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出第60号)	国土交通	5/11	5/17	可決		5/18	可決	6/1	可決	6/2	可決	6/9 (55)
193	住宅宿泊事業法案(内閣提出第61号)	国土交通	5/25	5/31	可決	有	6/1	可決	6/8	可決	6/9	可決	6/16 (65)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
193	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第62号）	環 境	5/2	5/19	可決		5/23	可決	6/8	可決	6/9	可決	6/16 (61)
193	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）	環 境	5/2	5/19	可決		5/23	可決	6/8	可決	6/9	可決	6/16 (62)
193	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）	法 務	4/6	5/19	修正	有	5/23	修正			6/15	可決	
193	衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）	倫理選挙	5/24	5/31	可決	有	6/1	可決	6/7	可決	6/9	可決	6/16 (58)
193	天皇の退位等に関する皇室典範特例法案（内閣提出第66号）	議院運営	5/31	6/1	可決	有	6/2	可決	6/7	可決	6/9	可決	6/16 (63)

〔衆 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
189	政党助成法を廃止する法律案（穀田恵二君提出、第189回国会衆法第1号）	倫理選挙	1/20					閉会中 審査					
189	放送法の一部を改正する法律案（逢坂誠二君外2名提出、第189回国会衆法第10号）	総 務	1/20					閉会中 審査					
189	農業者戸別所得補償法案（岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法第13号）	農林水産	1/20					閉会中 審査					
189	農地・水等共同活動の促進に関する法律案（岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法第14号）	農林水産	1/20					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
189	中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案（岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法第15号）	農林水産	1/20				閉会中 審査					
189	環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案（岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法第16号）	農林水産	1/20				閉会中 審査					
189	政治資金規正法の一部を改正する法律案（穀田恵二君提出、第189回国会衆法第17号）	倫理選挙	1/20				閉会中 審査					
189	国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（岸本周平君外3名提出、第189回国会衆法第19号）	内 閣	1/20				閉会中 審査					
189	原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案（田嶋要君外3名提出、第189回国会衆法第30号）	環 境	1/20				閉会中 審査					
189	歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（今井雅人君外5名提出、第189回国会衆法第31号）	内 閣	1/20				閉会中 審査					
189	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法第32号）	農林水産	1/20				閉会中 審査					
189	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法第33号）	農林水産	1/20				閉会中 審査					
189	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（平野博文君外3名提出、第189回国会衆法第34号）	文部科学	1/20				閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
190	国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案（前原誠司君外3名提出、第190回国会衆法第3号）	財務金融	1/20				閉会中 審査					
190	領域等の警備に関する法律案（大島敦君外11名提出、第190回国会衆法第4号）	安全保障	1/20				閉会中 審査					
190	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案（大島敦君外11名提出、第190回国会衆法第5号）	安全保障	1/20				閉会中 審査					
190	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案（大島敦君外11名提出、第190回国会衆法第6号）	安全保障	1/20				閉会中 審査					
190	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律を廃止する法律案（高木義明君外16名提出、第190回国会衆法第7号）	安全保障	1/20				閉会中 審査					
190	国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案（高木義明君外16名提出、第190回国会衆法第8号）	安全保障	1/20				閉会中 審査					
190	格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案（古川元久君外3名提出、第190回国会衆法第10号）	財務金融	1/20	2/17	撤回 許可							
190	中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（中根康浩君外6名提出、第190回国会衆法第11号）	経済産業	1/20				閉会中 審査					
190	国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦君外16名提出、第190回国会衆法第13号）	内 閣	1/20				閉会中 審査					
190	国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦君外16名提出、第190回国会衆法第14号）	内 閣	1/20				閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
190	公務員庁設置法案（大島敦君外16名提出、第190回国会衆法第15号）	内 閣	1/20				閉会中 審査					
190	保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案（山尾志桜里君外7名提出、第190回国会衆法第22号）	厚生労働	1/20				閉会中 審査					
190	政官接触記録の作成等に関する法律案（大島敦君外7名提出、第190回国会衆法第23号）	内 閣	1/20				閉会中 審査					
190	分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（奥野総一郎君外3名提出、第190回国会衆法第30号）	経済産業	1/20				閉会中 審査					
190	熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案（田島一成君外3名提出、第190回国会衆法第31号）	経済産業	1/20				閉会中 審査					
190	国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案（中根康浩君外3名提出、第190回国会衆法第32号）	経済産業	1/20				閉会中 審査					
190	エネルギー協同組合法案（福島伸享君外3名提出、第190回国会衆法第33号）	経済産業	1/20				閉会中 審査					
190	民法の一部を改正する法律案（井出庸生君外7名提出、第190回国会衆法第37号）	法 務	1/20				閉会中 審査					
190	性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外6名提出、第190回国会衆法第38号）	内 閣	1/20				閉会中 審査					
190	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（野田佳彦君外9名提出、第190回国会衆法第39号）	震災復興	1/20				閉会中 審査					
190	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（野田佳彦君外5名提出、第190回国会衆法第40号）	震災復興	1/20				閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
190	東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（野田佳彦君外5名提出、第190回国会衆法第41号）	震災復興	1/20					閉会中 審査					
190	東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案（野田佳彦君外5名提出、第190回国会衆法第42号）	震災復興	1/20					閉会中 審査					
190	幼児教育振興法案（河村建夫君外4名提出、第190回国会衆法第50号）	文部科学	1/20					閉会中 審査					
190	消費税率の引上げの期日の延期及び給付付き税額控除の導入等に関する法律案（山尾志桜里君外4名提出、第190回国会衆法第52号）	財務金融	1/20	2/17	撤回 許可								
190	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第190回国会衆法第54号）	総 務	1/20					閉会中 審査					
190	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第190回国会衆法第55号）	内 閣	1/20	6/16	撤回 許可								
190	性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（西村智奈美君外6名提出、第190回国会衆法第57号）	法 務	1/20					閉会中 審査					
190	官民連携事業の推進に関する法律案（佐田玄一郎君外3名提出、第190回国会衆法第58号）	国土交通	1/20					閉会中 審査					
190	チーム学校運営の推進等に関する法律案（福井照君外5名提出、第190回国会衆法第59号）	文部科学	1/20					閉会中 審査					
190	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案（中川正春君外11名提出、第190回国会衆法第60号）	内 閣	1/20					閉会中 審査					
190	公職選挙法の一部を改正する法律案（逢坂誠二君外7名提出、第190回国会衆法第61号）	倫理選挙	1/20					閉会中 審査					
192	労働基準法の一部を改正する法律案（井坂信彦君外14名提出、第192回国会衆法第4号）	厚生労働	1/20					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
192	第一線救急救命処置体制の整備に関する法律案（青柳陽一郎君外6名提出、第192回国会衆法第5号）	安全保障	1/20				閉会中 審査					
192	公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（奥野総一郎君外5名提出、第192回国会衆法第7号）	倫理選挙	1/20				閉会中 審査					
192	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案（野田聖子君外5名提出、第192回国会衆法第12号）	内 閣	1/20				閉会中 審査					
192	平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案（逢沢一郎君外9名提出、第192回国会衆法第13号）	倫理選挙	1/20	4/20	撤回 許可							
193	畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案（岸本周平君外12名提出、衆法第1号）	農林水産	6/13				閉会中 審査					
193	格差是正及び経済成長のために講ずべき給付付き税額控除の導入その他の税制上の措置に関する法律案（古川元久君外3名提出、衆法第2号）	財務金融	6/13				閉会中 審査					
193	特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第3号）	審査省略				3/9	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (10)
193	特定原子力事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案（田島一成君外3名提出、衆法第4号）	環 境	6/15		審査 未了							
193	過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第5号）	審査省略				3/16	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (11)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
193	津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出、衆法第6号)	審査省略					3/23	可決	3/29	可決	3/31	可決	3/31 (12)
193	将来にわたる質の高い介護サービスの提供の確保等のための介護保険法等の一部を改正する法律案(初鹿明博君外6名提出、衆法第7号)	厚生労働	3/28	4/14	否決		4/18	否決					
193	介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(初鹿明博君外6名提出、衆法第8号)	厚生労働	3/28	4/14	否決		4/18	否決					
193	独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出、衆法第9号)	審査省略					3/23	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (8)
193	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律等の一部を改正する法律案(岸本周平君外11名提出、衆法第10号)	農林水産	6/13					閉会中 審査					
193	国家公務員法の一部を改正する法律案(神山洋介君外4名提出、衆法第11号)	内閣	6/13					閉会中 審査					
193	電波法の一部を改正する法律案(武正公一君外3名提出、衆法第12号)	総務	6/15					閉会中 審査					
193	通信・放送委員会設置法案(武正公一君外3名提出、衆法第13号)	総務	6/15					閉会中 審査					
193	平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第14号)	審査省略					4/21	可決	5/10	可決	5/12	可決	5/19 (34)
193	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(岡田克也君外2名提出、衆法第15号)	倫理選挙	6/13					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
193	航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案(高木義明君外8名提出、衆法第16号)	国土交通	6/13				閉会中 審査					
193	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(階猛君外2名提出、衆法第17号)	法 務	5/12				閉会中 審査					
193	文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出、衆法第18号)	審査省略				5/30	可決	6/16	可決	6/16	可決	
193	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第19号)	審査省略				6/8	可決	6/13	可決	6/14	可決	
193	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出、衆法第20号)	審査省略				6/8	可決	6/16	可決	6/16	可決	
193	公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第21号)	審査省略				6/8	可決	6/9	可決	6/14	可決	
193	政治資金規正法の一部を改正する法律案(奥野総一郎君外4名提出、衆法第22号)	倫理選挙	6/15				閉会中 審査					
193	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(今井雅人君外8名提出、衆法第23号)	内 閣	6/13				閉会中 審査					
193	ギャンブル等依存症対策基本法案(中谷元君外5名提出、衆法第24号)	内 閣	6/15				閉会中 審査					
193	教育に係る経済的負担の軽減を図るための学校教育の無償化等の推進に関する法律案(平野博文君外4名提出、衆法第25号)	文部科学	6/15				閉会中 審査					
193	ギャンブル依存症対策基本法案(長妻昭君外8名提出、衆法第26号)	内 閣	6/16				閉会中 審査					

[参 法]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
193	ギャンブル等依存症対策基本法案(浅田均君外1名提出、参法第1号)											審議 未了	
193	公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第2号)											審議 未了	
193	政治資金規正法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第3号)											審議 未了	
193	租税特別措置法の一部を改正する法律案(藤卷健史君外1名提出、参法第4号)											審議 未了	
193	政治資金規正法の一部を改正する法律案(藤卷健史君外1名提出、参法第5号)											審議 未了	
193	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第6号)											審議 未了	
193	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤卷健史君外1名提出、参法第7号)											審議 未了	
193	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第8号)											審議 未了	
193	国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案(藤卷健史君外1名提出、参法第9号)											審議 未了	
193	衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(藤卷健史君外1名提出、参法第10号)											審議 未了	
193	教育無償化等制度改革の推進に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第11号)											審議 未了	
193	公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第12号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
193	外国の国籍を有する国の行政機関の職員に係る欠格事由に関する特別措置法案(浅田均君外1名提出、参法第13号)											審議 未了	
193	公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第14号)											審議 未了	
193	国会法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第15号)											審議 未了	
193	政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第16号)											審議 未了	
193	独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第17号)											審議 未了	
193	地方自治法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第18号)											審議 未了	
193	農地法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第19号)											審議 未了	
193	労働基準法及び労働安全衛生法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第20号)											審議 未了	
193	労働契約の終了の円滑化に関する施策の推進に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第21号)											審議 未了	
193	地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第22号)											審議 未了	
193	大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第23号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
193	地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第24号)											審議 未了	
193	児童福祉法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第25号)											審議 未了	
193	幹部職員の任免等に関する制度を改革するための内閣法等の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第26号)											審議 未了	
193	国家公務員法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第27号)											審議 未了	
193	地方自治法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第28号)											審議 未了	
193	歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第29号)											審議 未了	
193	道州制への移行のための改革基本法案(藤巻健史君外1名提出、参法第30号)											審議 未了	
193	消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第31号)											審議 未了	
193	電波法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第32号)											審議 未了	
193	医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第33号)											審議 未了	
193	医療法等の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第34号)											審議 未了	
193	世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第35号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
193	災害からの復旧復興に関する被災地方公共団体の長による要請に関する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第36号)											審議 未了	
193	地方教育行政改革の推進に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第37号)											審議 未了	
193	国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第38号)											審議 未了	
193	森林法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第39号)											審議 未了	
193	合衆国軍隊等防護事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第40号)											審議 未了	
193	自衛隊法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第41号)											審議 未了	
193	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第42号)											審議 未了	
193	重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第43号)											審議 未了	
193	国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第44号)											審議 未了	
193	領域等の警備に関する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第45号)											審議 未了	
193	原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第46号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
193	原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第47号)											審議 未了	
193	発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第48号)											審議 未了	
193	電気事業法等の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第49号)											審議 未了	
193	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第50号)											審議 未了	
193	民法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第51号)											審議 未了	
193	中小企業に対する必要な事業資金の融通のための措置に関する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第52号)											審議 未了	
193	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第53号)											審議 未了	
193	地方自治法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第54号)											審議 未了	
193	公職の選挙における開票の結果に関する選挙人等の請求に基づく得票数の調査に係る制度の整備に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第55号)											審議 未了	
193	国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第56号)											審議 未了	
193	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第57号)											審議 未了	
193	裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第58号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
193	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（藤巻健史君外1名提出、参法第59号）											審議 未了	
193	労働基準法の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第60号）											審議 未了	
193	公職選挙法の一部を改正する法律案（藤巻健史君外1名提出、参法第61号）											審議 未了	
193	公職選挙法の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第62号）											審議 未了	
193	公職選挙法の一部を改正する法律案（藤巻健史君外1名提出、参法第63号）								6/7	撤回			
193	公職選挙法の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第64号）											審議 未了	
193	公職の選挙に係るインターネットを利用する投票方法の導入に係る措置に関する法律案（藤巻健史君外1名提出、参法第65号）											審議 未了	
193	公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供に係る措置に関する法律案（浅田均君外1名提出、参法第66号）											審議 未了	
193	労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保に関する法律案（藤巻健史君外1名提出、参法第67号）											審議 未了	
193	個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第68号）											審議 未了	
193	公職の選挙に係る高等学校、大学等における期日前投票の促進に関する法律案（浅田均君外1名提出、参法第69号）											審議 未了	
193	財政法の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第70号）											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
193	健康保険法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第71号)											審議 未了	
193	高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第72号)											審議 未了	
193	国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第73号)											審議 未了	
193	保育士給与の官民格差の是正に関する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第74号)											審議 未了	
193	特定土砂等の管理に関する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第75号)											審議 未了	
193	土地の掘削等の規制に関する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第76号)											審議 未了	
193	土砂等の置場の確保に関する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第77号)											審議 未了	
193	生活保護法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第78号)											審議 未了	
193	当せん金付証券法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第79号)											審議 未了	
193	競馬法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第80号)											審議 未了	
193	自転車競技法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第81号)											審議 未了	
193	小型自動車競走法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第82号)											審議 未了	
193	モーターボート競走法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第83号)											審議 未了	
193	スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第84号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
193	マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（藤巻健史君外1名提出、参法第85号）											審議 未了	
193	母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第86号）											審議 未了	
193	違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案（藤巻健史君外1名提出、参法第87号）											審議 未了	
193	国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案（藤巻健史君外1名提出、参法第88号）											審議 未了	
193	会計検査院法の一部を改正する法律案（藤巻健史君外1名提出、参法第89号）											審議 未了	
193	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（藤巻健史君外1名提出、参法第90号）											審議 未了	
193	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（藤巻健史君外1名提出、参法第91号）											審議 未了	
193	独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び業務の見直しに関する法律案（浅田均君外1名提出、参法第92号）											審議 未了	
193	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案（藤巻健史君外1名提出、参法第93号）											審議 未了	
193	地域再生法の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第94号）											審議 未了	
193	まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案（浅田均君外1名提出、参法第95号）											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
193	国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案（藤巻健史君外1名提出、参法第96号）											審議 未了	
193	雇用保険法の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第97号）											審議 未了	
193	地方法人税の廃止に関する法律案（浅田均君外1名提出、参法第98号）											審議 未了	
193	社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案（浅田均君外1名提出、参法第99号）											審議 未了	
193	産業競争力強化法の一部を改正する法律案（藤巻健史君外1名提出、参法第100号）											審議 未了	
193	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（藤巻健史君外1名提出、参法第101号）											審議 未了	
193	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第102号）											審議 未了	
193	国家公務員法の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第103号）											審議 未了	
193	国有財産法の一部を改正する法律案（大塚耕平君外5名提出、参法第104号）											審議 未了	
193	国家戦略特別区域法の適用の停止等に関する法律案（礒崎哲史君外3名提出、参法第105号）										審査 未了		
193	商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案（徳永エリ君外6名提出、参法第106号）	農林水産	6/15	6/15	可決		6/16	可決	6/13	可決	6/14	可決	
193	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第107号）											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
193	卸売市場法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第108号)											審議 未了	
193	廃棄物の集積又は貯蔵等に起因する周辺の生活環境の保全上の支障の除去等に関する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第109号)											審議 未了	
193	柔道整復師法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第110号)											審議 未了	

〔 予 算 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
193	平成28年度一般会計補正予算(第3号)	予 算	1/20	1/27	可決		1/27	可決	1/31	可決	1/31	可決
193	平成28年度特別会計補正予算(特第3号)	予 算	1/20	1/27	可決		1/27	可決	1/31	可決	1/31	可決
193	平成29年度一般会計予算	予 算	1/20	2/27	可決		2/27	可決	3/27	可決	3/27	可決
193	平成29年度特別会計予算	予 算	1/20	2/27	可決		2/27	可決	3/27	可決	3/27	可決
193	平成29年度政府関係機関予算	予 算	1/20	2/27	可決		2/27	可決	3/27	可決	3/27	可決

[条 約]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
192	日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第192回国会条約第2号）	外 務	1/20	3/22	承認		3/23	承認	4/13	承認	4/14	承認
193	日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍の間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	外 務	3/14	3/22	承認		3/23	承認	4/13	承認	4/14	承認
193	日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	外 務	3/14	3/22	承認		3/23	承認	4/13	承認	4/14	承認
193	原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	外 務	4/14	5/12	承認		5/16	承認	6/6	承認	6/7	承認
193	1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	外 務	3/29	4/7	承認		4/11	承認	4/20	承認	4/21	承認
193	北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	外 務	3/29	4/7	承認		4/11	承認	5/9	承認	5/10	承認
193	違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	外 務	3/29	4/7	承認		4/11	承認	5/9	承認	5/10	承認

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
193	生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	外 務	3/29	4/7	承認		4/11	承認	5/9	承認	5/10	承認
193	バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	外 務	3/29	4/7	承認		4/11	承認	5/9	承認	5/10	承認
193	万国郵便連合憲章の第9追加議定書、万国郵便連合一般規則の第1追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）	外 務	3/29	4/7	承認		4/11	承認	4/20	承認	4/21	承認
193	郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）	外 務	3/29	4/7	承認		4/11	承認	4/20	承認	4/21	承認
193	投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）	外 務	5/12	5/17	承認		5/18	承認	6/8	承認	6/9	承認
193	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）	外 務	5/12	5/17	承認		5/18	承認	6/8	承認	6/9	承認
193	社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）	外 務	5/12	5/17	承認		5/18	承認	6/15	承認	6/16	承認
193	社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第14号）	外 務	5/12	5/17	承認		5/18	承認	6/15	承認	6/16	承認
193	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第15号）	外 務	4/7	4/19	承認		4/21	承認	5/16	承認	5/17	承認
193	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第16号）	外 務	4/7	4/19	承認		4/21	承認	5/16	承認	5/17	承認

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
193	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第17号）	外 務	4/7	4/19	承認		4/21	承認	5/16	承認	5/17	承認
193	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第18号）	外 務	4/7	4/19	承認		4/21	承認	5/16	承認	5/17	承認
193	脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第19号）	外 務	4/7	4/19	承認		4/21	承認	5/16	承認	5/17	承認

〔承 認〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
192	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、第192回国会承認第1号）	国土交通	1/20	5/26	承認		5/30	承認	6/13	承認	6/14	承認
193	放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	総 務	3/15	3/21	承認	有	3/23	承認	3/30	承認	3/31	承認
193	地方自治法第156条第4項の規定に基づき、福島地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	環 境	5/2	5/19	承認		5/23	承認	6/8	承認	6/9	承認
193	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	国土交通	5/25	5/26	承認		5/30	承認	6/13	承認	6/14	承認

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
193	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）	経済産業	5/30	5/31	承認		6/1	承認	6/8	承認	6/9	承認

〔承 諾〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
190	平成27年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第190回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/20	4/24	承諾		4/28	承諾	5/22	承諾	5/24	承諾
190	平成27年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第190回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/20	4/24	承諾		4/28	承諾	5/22	承諾	5/24	承諾
193	平成28年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/15					閉会中 審査				
193	平成28年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/15					閉会中 審査				
193	平成28年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/15					閉会中 審査				
193	平成28年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/15					閉会中 審査				

〔決算・国有財産等〕

＜ 決 算 ＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
185	平成24年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/20	4/17	一部批難	4/18	議決	/
	平成24年度特別会計歳入歳出決算							
	平成24年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成24年度政府関係機関決算書							
187	平成25年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/20	4/17	一部批難	4/18	議決	
	平成25年度特別会計歳入歳出決算							
	平成25年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成25年度政府関係機関決算書							
190	平成26年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/20	6/5	一部批難	6/8	議決	
	平成26年度特別会計歳入歳出決算							
	平成26年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成26年度政府関係機関決算書							
190	昭和19年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算 及び昭和20年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出 決算	決算行政監視	1/20	6/5	一部批難	6/8	議決	
192	平成27年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/20	6/5	一部批難	6/8	議決	
	平成27年度特別会計歳入歳出決算							
	平成27年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成27年度政府関係機関決算書							

＜ 国 有 財 産 ＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
185	平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/20	4/17	是認	4/18	是認	/
185	平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/20	4/17	是認	4/18	是認	
187	平成25年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/20	4/17	是認	4/18	是認	
187	平成25年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/20	4/17	是認	4/18	是認	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
190	平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/20	6/5	是認	6/8	是認	
190	平成26年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/20	6/5	是認	6/8	是認	
192	平成27年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/20	6/5	是認	6/8	是認	
192	平成27年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/20	6/5	是認	6/8	是認	

<NHK決算>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
185	日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/20		審査未了			
187	日本放送協会平成25年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/20		審査未了			
190	日本放送協会平成26年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/20		審査未了			
192	日本放送協会平成27年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/20		審査未了			

[決議案]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
193	北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案(佐藤勉君外14名提出、決議第1号)	審査省略				3/9	可決
193	法務委員長鈴木淳司君解任決議案(逢坂誠二君外1名提出、決議第2号)	審査省略				5/9	否決

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
193	法務大臣金田勝年君不信任決議案（山井和則君外5名提出、決議第3号）	審査省略				5/18	否決
193	文部科学大臣松野博一君不信任決議案（山井和則君外6名提出、決議第4号）						未決
193	安倍内閣不信任決議案（安住淳君外3名提出、決議第5号）	審査省略				6/15	否決

（参 考）

<委員会決議>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議 決 日
193	持続可能な地方税財政基盤の確立及び東日本大震災への対応に関する件	総 務	2/27
193	独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する災害共済給付制度に関する件	文部科学	3/22

Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【内閣委員会】

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律案（内閣提出第53号）要旨

本案は、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進するため、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し、国の責務、基本方針の策定、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報等及び匿名加工医療情報の取扱いに関する規制等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国の責務等

- 1 国は、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策の一環として、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し必要な施策を講ずる責務を有すること。
- 2 政府は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るための基本方針を定めること。

二 認定匿名加工医療情報作成事業者

- 1 医療分野の研究開発に資するよう、医療情報を整理し、及び加工して匿名加工医療情報を作成する事業を適正かつ確実に行うことができる者を、その申請に基づき認定匿名加工医療情報作成事業者として認定する制度を設けること。
- 2 認定匿名加工医療情報作成事業者に関し、認定を受けた事業の目的の達成に必要な範囲を超えて、医療情報を取り扱ってはならないこととするとともに、医療情報等又は匿名加工医療情報の漏えい等の防止その他の医療情報等の安全管理措置を講じる義務、従業者の監督義務及びその役員又は従業者等の秘密保持義務等を規定するなど、医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いに関する所要の規制を設けること。

三 医療情報取扱事業者による認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供

医療情報を事業の用に供している医療機関等は、医療情報について、本人等の求めがあるときは、認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、本人に通知したときは、認定匿名加工医療情報作成事業者に医療情報を提供することができること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

一 基本方針の記載事項に関する修正

基本方針に定める事項として、本人又はその子孫以外の個人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないための措置に関する事項を明記すること。

二 匿名加工医療情報作成事業者の認定基準に関する修正

匿名加工医療情報作成事業者の認定基準として、医療情報を取得するに足りる能力及び匿名加工医療情報を適確に提供するに足りる能力を有することを明記すること。

三 認定匿名加工医療情報作成事業者の医療情報の取扱いに関する修正

認定匿名加工医療情報作成事業者は、医療分野の研究開発に資するよう医療情報を取り扱うべきことを明記すること。

四 医療情報の提供拒否手続に関する修正

本人又はその遺族が、医療情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を停止することの求めを容易に行うことができるよう、その手続等について主務省令を定めるものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 医療情報取扱事業者に対して本人又はその遺族が医療情報の提供の停止の求めを行う際に、その手続を容易に行うことができるよう適切な措置を講ずること。

二 匿名加工医療情報の利活用に際して、一定の地域や団体に属する者等の本人やその子孫以外の者にも不利益が生じ得る可能性があることを踏まえ、こうした不利益が生じないよう適切な措置を講ずること。

三 認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報取扱事業者からの医療情報の提供や、認定匿名加工医療情報作成事業者が利活用者に対し匿名加工医療情報の適正な利活用を求めることを含め、認定匿名加工医療情報作成事業者から匿名加工医療情報の利活用者への提供が適正に行われるよう、認定

匿名加工医療情報作成事業者に対して適切な措置を講ずること。

- 四 認定匿名加工医療情報作成事業者が、学校、職場等における健康診断の結果等の医療情報の提供を受けようとする場合には、学校、事業者等の理解を丁寧を得るようにすること。また、これらの医療情報の提供に当たっては、本人の権利利益の保護が図られることに留意されなければならないこと。
- 五 官民データ活用推進基本法の理念にのっとり、医療情報等及び匿名加工医療情報に係る個人の権利利益の保護に配慮しつつ、その適正かつ効果的な活用の推進を図ること。

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣委員長提出、衆法第20号）要旨

本案は、青少年によるインターネットの利用の状況の変化に鑑み、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の促進を図るため、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務、説明義務及びフィルタリング有効化措置実施義務を新設するとともに、インターネット接続機器の製造事業者の義務の対象となる機器の範囲の拡大等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「携帯電話インターネット接続役務」とは、専ら携帯電話端末等からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であって青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいうこと。
- 二 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、契約の締結等をしようとするときは、あらかじめ、当該契約の相手方又は当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならないこと。
- 三 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、契約の相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該契約の相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨及び青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性等について、説明しなければならないこと。
- 四 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するものとして携帯電話端末等を販売する場合において、契約の相手方又は当該携帯電話端末等の使用者が青少年である

ときは、その青少年の保護者がフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合を除き、当該携帯電話端末等について、フィルタリング有効化措置を講じなければならないこと。

五 インターネット接続機器の製造事業者がフィルタリング容易化措置を講ずべきことを義務付ける規定の対象となる機器について、携帯電話端末及びPHS端末もその対象に含めること。

六 OS開発事業者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等のフィルタリング有効化措置及びインターネット接続機器の製造事業者のフィルタリング容易化措置が円滑に講ぜられるように、OSを開発するよう努めなければならないこと。

七 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【総務委員会】

○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、平成28年度における地方交付税の総額を確保するため同年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を踏まえて同年度分の震災復興特別交付税の額を減額しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方交付税法の一部改正

- 1 平成28年度分の地方交付税の総額を確保するため、総額の特例として5,436億5,400万円を加算すること。
- 2 1の加算額のうち、2,718億2,700万円に相当する額について、平成29年度から平成33年度までの各年度における地方交付税の総額から543億6,540万円をそれぞれ減額すること。
- 3 東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を踏まえて、平成28年度分の震災復興特別交付税の額から213億1,811万9,000円を減額すること。

二 特別会計に関する法律の一部改正

交付税及び譲与税配付金特別会計における一般会計からの繰入金の特例に関し、平成28年度及び平成29年度から平成33年度までの繰入金の額について所要の改正を行うこと。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

○地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点からの個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うとともに、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置の見直し、居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税の税額算定方法等の導入並びに県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市への個人住民税の税源移譲等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、個人住民税にお

- ける配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うこと。
- 二 個人住民税において、県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市への税源移譲等を行うこと。
 - 三 環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の税率の軽減等の特例措置について、所要の見直しを行った上、適用期限を平成31年3月31日まで延長する等の措置を講ずること。
 - 四 固定資産税、都市計画税及び不動産取得税において、居住用超高層建築物に係る新たな税額の算定方法の導入等を行うこと。
 - 五 税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。
 - 六 航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる特例措置の適用期限を平成31年度まで延長すること。
 - 七 この法律は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行すること。

○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成29年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市への個人住民税の税源移譲等に対応する措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 平成29年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、地方交付税法第6条第2項の額に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額9,900億円、平成29年度における法定加算額3,807億円及び臨時財政対策のための特例加算額6,651億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金償還額4,000億円、交付税特別会計借入金利子支払額820億円等を控除した額16兆3,298億円とすること。
- 2 交付税特別会計借入金について、各年度の償還額を見直し、平成64年度までに償還すること。
- 3 一億総活躍社会の実現に向けた保育士や介護人材等の処遇改善等に要する経費等の財源を措置するため、平成29年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用等を改正すること。

- 4 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。
- 5 当分の間の措置として、道府県から指定都市への個人住民税所得割の税源移譲に伴う影響額の全額を基準財政収入額に算入すること。
- 6 震災復興特別交付税に充てるため、平成29年度分の地方交付税の総額に3,464億円を加算するほか、平成29年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

二 地方財政法の一部改正

平成29年度から平成31年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができること。

三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

各都道府県及び各市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金総額を各都道府県及び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額により按分した額とすること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行すること。

○電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）要旨

本案は、電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展に対応した規制の合理化を図るため、電波利用料の料額の改定、電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に係る規定の整備、登録検査等事業者及び登録認定機関がその業務に使用する測定器等の較正等に係る期間の延長等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行うこと。
- 二 電波利用料の使途として、新たな衛星基幹放送に対応する空中線を接続した場合に技術基準に適合しないこととなる既設の受信設備について、当該技術基準に適合させる改修のために必要な援助を追加すること。
- 三 電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に伴い、免許の申請書の添付書類に係る記載事項を定める等の規定の整備を行うこと。
- 四 登録検査等事業者及び登録認定機関がその業務に使用する測定器などの較正について、現在1年以内とされている較正に係る期間を、優れた性能を有

する測定器などについては、1年を超え3年を超えない範囲内において総務省令で定める期間とすること。

五 現在おおむね3年ごととされている電波の利用状況の調査等の周期について、その規定を削除し、総務省令で定めることとすること。

六 航空機局等の免許人が、無線設備等の点検その他の保守に関する規程を定めて総務大臣の認定を受けることができることとし、認定の基準その他の所要の規定を設けるとともに、当該認定に係る航空機局等を定期検査の対象外とすること。

七 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）要旨

本案は、個人番号制度の一層の円滑な運用を図るとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が処理する事務（以下「機構処理事務」という。）の適正な実施を確保するため、機構及び機構処理事務について、所要の規定の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方公共団体情報システム機構法の一部改正

- 1 機構の代表者会議による理事長に対する是正措置命令について、法令・定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときに行うことができるものとする。
- 2 機構の役員解任事由について、「この法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反したとき」を、「職務上の義務違反があるとき」に改めること。
- 3 機構の業務方法書の記載事項として、内部統制（役員職務の執行が法令又は定款に適合し、適正に行われることを確保するための体制の整備）に関する事項を明記すること。
- 4 機構に、機構処理事務特定個人情報等の保護に関する事項の調査審議等を行う機構処理事務特定個人情報等保護委員会を設置すること。

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

- 1 機構に対し、機構処理事務の実施の準則となる機構処理事務管理規程の制定を義務付けるとともに、同規程の制定・変更における総務大臣の認可及び総務大臣による変更命令の規定を設けること。
- 2 機構に対し、機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずることを義務付けること。
- 3 機構に対し、機構処理事務に関する帳簿の備付け等及び報告書の作成・公表を義務付けるとともに、機構処理事務の実施に関し、総務大臣の機構に対する監督命令並びに報告要求及び立入検査の規定を設けること。
- 4 3の帳簿の備付け等並びに報告要求及び立入検査に関し、不履行等があった場合における罰則の規定を設けること。

三 住民基本台帳法の一部改正

機構保存本人確認情報を利用することができる機構処理事務の範囲を拡大すること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項の実施に努めるべきである。

- 一 地方公共団体情報システム機構は、地方分権の理念に立ち、地方公共団体が共同して運営する組織として設立されたものであることに鑑み、総務大臣による監督権限の行使に当たっては、その目的を達成するため必要かつ合理的なものとするとともに、同機構の自主性及び自立性に十分配慮すること。
- 二 地方公共団体情報システム機構における情報の公開については、同機構が個人番号制度の基幹的な業務を担う法人として説明責任を全うする重要性に鑑み、その業務の遂行に関する情報の一層の公開が図られるよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、速やかに適切な措置を講ずること。併せて、同機構を含めた地方共同法人の情報公開の在り方について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、情報公開制度の整備のため、法制上の措置を含め検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 三 地方公共団体情報システム機構が管理・運営する情報システムについては、外部からの不正アクセスや情報漏えい等を防止するため、セキュリティ対策に万全な措置が講じられるよう十分な支援を行うこと。
- 四 地方公共団体情報システム機構において、情報システムに関する高度な専

門的知識を有する人材の確保及び育成が円滑かつ的確に図られるよう、同機構における自主的な取組を尊重しつつ、適切な支援措置を講ずること。その際、「天下り」とならないよう十分留意すること。

五 地方公共団体情報システム機構の運営に、地方公共団体の意向が適切に反映されるよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、代表者会議の組織の在り方の見直しを含め、地方公共団体によるガバナンスを抜本的に強化するための方策を検討すること。

○電子委任状の普及の促進に関する法律案（内閣提出第46号）要旨

本案は、電子契約の推進を通じて電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図るため、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、電子委任状取扱業務の認定の制度を設ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 主務大臣は、電子委任状の普及を促進するための基本指針を定めること。

二 国は、広報活動等を通じて、電子契約の当事者その他の関係者の電子委任状に関する理解を深めるよう努めるとともに、国及び地方公共団体は、自らが一方の当事者となる電子契約における他方の当事者となる事業者の電子委任状の利用を促進するために必要な施策の推進に努めること。

三 電子委任状取扱業務を営もうとする者は、当該電子委任状取扱業務が基本指針に適合するものであることについて主務大臣の認定を受けることができることとし、その認定に関する要件、認定を受けた者の義務及び表示に関する規定の整備を行うこと。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第51号） （参議院送付）要旨

本案は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、併せて会計年度任用職員に対する給付に関する規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方公務員法の一部改正

- 1 一般職の非常勤職員である会計年度任用職員について、その採用の方法は、競争試験又は選考によるものとし、その任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めるものとする等、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備すること。
- 2 特別職の地方公務員について、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職は、専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限るものとする。
- 3 臨時的任用について、緊急のとき、臨時の職に関するとき、又は採用候補者名簿がないときに行うことができることに加え、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に該当することを要件に追加し、その対象を限定すること。

二 地方自治法の一部改正

会計年度任用職員の任用等に関する規定の整備に伴い、当該職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものに対し、期末手当の支給を可能とするほか、給付に関する規定を整備すること。

三 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、平成32年4月1日から施行するものとする。
- 2 施行のために必要な準備等について規定するほか、所要の規定の整備を行うこと。

(附帯決議)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 会計年度任用職員及び臨時的任用職員について、地方公共団体に対して発出する通知等により再度の任用が可能である旨を明示すること。
- 二 人材確保及び雇用の安定を図る観点から、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることに鑑み、会計年度任用職員についても、その趣旨に沿った任用の在り方の検討を引き続き行うこと。
- 三 現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、厳しい地方財政事情を踏まえつつ、制度改正により必要となる財源の十分な確保に努めること。併せ

て、各地方公共団体において、育児休業等に係る条例の整備のほか、休暇制度の整備が確実に行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うこと。

四 本法施行後、施行の状況について調査・検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。その際、民間部門における同一労働同一賃金の議論の動向を注視しつつ、短時間勤務の会計年度任用職員に係る給付の在り方や臨時的任用職員及び非常勤職員に係る公務における同一労働同一賃金の在り方に重点を置いた対応に努めること。

○地方自治法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）要旨

本案は、地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、地方公共団体の財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等、監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等を行うとともに、地方独立行政法人の業務への市町村の申請等関係事務の処理業務の追加等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方自治法等の一部改正

- 1 都道府県知事及び指定都市の市長は、財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならないこととし、その他の市町村長には、これらについて努力義務を課すこととする。また、当該方針を策定した地方公共団体の長は、毎会計年度、当該方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成し、議会に提出しなければならないこととする。
- 2 監査委員が監査等を行うに当たっては、各地方公共団体の監査委員が策定する監査基準に従うものとし、総務大臣は、地方公共団体に対し、監査基準の策定について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとするほか、監査制度の充実強化として、勧告制度の創設等の見直しを行うこと。
- 3 地方公共団体の長等は、決算が不認定となった場合において、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告し、公表しなければならないこととする。
- 4 地方公共団体は、条例で、地方公共団体の長や職員等の当該地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、その職務を行うにつき善意でかつ重大

な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができることとすること。また、地方公共団体の議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないこととすること。

二 地方独立行政法人法の一部改正

- 1 地方独立行政法人の業務に市町村の長その他の執行機関に対する申請、届出その他の行為の処理に関する事務であって定型的なもの等を処理することを追加すること。
- 2 地方独立行政法人の業務における適正を確保するため、必要な体制の整備に関する事項を業務方法書に記載しなければならないものとする等の見直しを行うこと。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成32年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

- 一 指定都市以外の市町村の長にあっても、内部統制に関する方針を策定し、当該方針に基づく体制の整備を促進するよう、当該市町村長に対する必要な助言及び情報提供を行うこと。
- 二 普通地方公共団体における監査委員等の専門性を確保し、監査の品質向上を図るため、監査を支援する組織・体制の在り方について引き続き検討を行うこと。
- 三 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任について、職務を行うにつき軽過失の場合において、その一部を免れさせる旨を条例で定めることができる措置を講ずることに鑑み、議会による損害賠償又は不当利得返還の請求権の放棄の在り方について、本法の施行状況も踏まえつつ、引き続き検討を行うこと。
- 四 普通地方公共団体の議会が果たすべき監視機能の向上及び議員活動の透明性確保の在り方について検討を行い、これを踏まえて各地方公共団体に対して必要な助言を行うよう努めること。
- 五 窓口関連業務には住民に関する各種行政の基礎となる事務が含まれている

ことに鑑み、当該業務を担う申請等関係事務処理法人における業務の取扱いに当たって、個人情報保護が十分に図られるよう、各地方公共団体に対して適切な助言を行うこと。

六 地方独立行政法人の業務運営に関して、本法に則った適正な対応が確保されるよう注視し、国の独立行政法人改革の動向を踏まえつつ、必要に応じて適切な助言を行うこと。

○過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第5号）要旨

本案は、過疎地域自立促進特別措置法の実施の状況に鑑み、過疎地域の要件を追加するとともに、過疎地域自立促進のための地方債の対象経費の拡充並びに減価償却の特例及び地方税の課税免除等に伴う措置の拡充を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

一 過疎地域の要件の追加

現行の過疎地域に加え、次の1及び2の要件に該当する市町村の区域を過疎地域として追加すること。

1 次のいずれかに該当すること。ただし、(一)又は(二)に該当する場合においては、国勢調査の結果による平成27年人口の平成2年人口に対する増加率が0.1未満であること。

(一) 国勢調査の結果による平成27年人口の昭和45年人口に対する減少率が0.32以上

(二) 国勢調査の結果による平成27年人口の昭和45年人口に対する減少率が0.27以上であって、平成27年人口のうち65歳以上の人口の比率が0.36以上又は15歳以上30歳未満の人口の比率が0.11以下

(三) 国勢調査の結果による平成27年人口の平成2年人口に対する減少率が0.21以上

2 平成25年度から平成27年度までの財政力指数の平均が0.5以下であること。

二 過疎地域自立促進のための地方債の対象経費の拡充等

地方債をもってその整備に必要な経費の財源とすることができる施設として、市町村立の中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校を追加するとともに、現在政令で規定されている市町村立の幼稚園を法律に規定すること。

三 減価償却の特例の拡充

租税特別措置法の定める特別償却を行うことができる事業のうち情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加すること。

四 地方税の課税免除等に伴う措置の拡充

地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種のうち情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加すること。

五 施行期日等

- 1 この法律は、平成29年4月1日から施行すること。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）

本件は、日本放送協会の平成29年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第70条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成29年度収支予算等について、「国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強靱化、受信料負担の公平性の確保等に向けて取り組むこととしており、おおむね妥当なものとして認められる」とした上で、「協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、業務の合理化・効率化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である」とされている。

一 収支予算

- 1 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ101億円増加の7,118億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ83億円増加の7,020億円、事業収支差金98億円となっており、この事業収支差金を平成30年度以降の新サービスの充実に備え、財政安定のための繰越金に繰り入れる。
- 2 受信料の額は、月額で、口座振替又はクレジットカード等継続払の場合、地上契約1,260円、衛星契約2,230円、継続振込等の場合、地上契約1,310円、衛星契約2,280円等、前年度どおりである。

二 事業計画

- 1 緊急報道や番組充実のための設備及び実用化に向けたスーパーハイビジョン設備を整備するとともに、大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備等を行う。
- 2 国内放送は、人々の命と暮らしを守るという公共放送の原点を堅持し、使命を果たすために、判断のよりどころとなる公平・公正で正確・迅速な報道に全力を挙げるとともに、東日本大震災や熊本地震等による被災地の復興を継続して支援する。幅広い世代の期待に応える多彩な番組を編成して、豊かで質の高い放送を実現するとともに、地域の特性や視聴者の関心に応じた放送・サービスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。
また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、ピョンチャンオリンピック・パラリンピックの放送を実施する。このほか、東京オリンピック・パラリンピックに向けた番組を放送し、あわせて放送の実施に向けた準備を取り進める。
- 3 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で客観的なニュースや幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組み、国際社会の日本に対する理解を促進する。
- 4 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を図り、支払率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。
- 5 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
- 6 給与については、給与制度改革等を進め、一層の抑制に努める。
- 7 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上を図る。
- 8 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
- 9 コンテンツ制作力の強化に向けて、NHKグループ全体で、効率的な運営を推進するとともに、多様な働き方ができる環境を整備して高度な専門性を発揮できる人材の確保・育成に努める。また、NHKグループ全体で

経営改革を断行し、コンプライアンスを徹底するとともに、経営計画の達成に向けて目標・指標管理を強化するほか、情報セキュリティの強化や環境経営を着実に推進する。

三 資金計画

平成29年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,230億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,242億円をもって施行する。

(附帯決議)

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 協会は、NHK及びNHKグループの職員による一連の不祥事に対し国民・視聴者から厳しい批判が寄せられており、その信頼回復が、本年任命された会長以下新執行部に期待されることから、協会一体となって、コンプライアンスの徹底、綱紀粛正に努めること。また、子会社を含むグループ全体としての経営改革に組織を挙げて迅速かつ確実に取り組むこと。
- 二 協会は、新執行部の下で、放送番組の編集に当たっては、事実に基づく放送に強い責任を自覚し、かつ政治的公平性を保ち、我が国の公共放送としての社会的使命を果たすこと。また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民・視聴者の信頼回復につなげること。
- 三 政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、放送事業者の番組編集について、引き続き事業者の自主・自律性を尊重すること。また、経営委員の任命に当たっては、社会に対する重大な職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、教育、文化等の各分野及び全国各地方が公平に代表されることを考慮して幅広く選任するよう努めること。
- 四 経営委員会は、協会の経営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する最高意思決定機関であることを深く認識し、監督権限を行使すること。役員に不適切な行為がある場合、または、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、監査委員会と十分連携しながら再発防止の観点から厳格に対処すること。
- 五 政府は、インターネット常時同時配信を含む協会の業務範囲の在り方については、民間放送事業者等の見解に留意しつつ、受信料制度及びガバナンスの在り方とともに丁寧に検討を進めること。また、協会は、当該検討に資するよう、視聴者の動向を的確に把握し、国民に対する情報提供や関係者間で

の情報共有及び連携を図ること。

六 協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、透明性を確保するよう努めるとともに、建設費の大幅な増大が生じないように綿密な計画を策定すること。

七 協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、経営委員会及び理事会等における意思決定に至る過程や財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、国民・視聴者に対し、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。

また、経営委員会及び協会は、議事録の作成に関し、議論や案件の経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう努めること。

八 協会は、公平負担の観点から、受信料支払率の一層の向上に努めるとともに、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民の理解の促進や信頼感の醸成に努めること。また、受信契約の締結に際しては、視聴者の理解を得ながら適正に行われるよう、職員及び業務委託先に指導を徹底すること。

九 協会は、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝え、我が国に対する理解を促進するよう努めること。また、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

十 協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、地震災害、風水害、雪害等、いかなる災害時にも放送・サービスが継続され、正しい情報が国民に伝達されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図ること。

十一 協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年までの本格普及に向けた4K・8K実用放送の整備に当たっては、過剰投資、多重投資とならないよう十分な計画性を持って実施すること。

十二 協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者であることに鑑み、率先してサイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

＜委員会決議＞

○持続可能な地方税財政基盤の確立及び東日本大震災への対応に関する件

厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方公共団体が、必要な行政サービスを安定的かつ効果的に提供していくためには、持続可能な地方税財政基盤の確立が不可欠であることに鑑み、政府は次の諸点について措置すべきである。

一 地方公共団体が、人口減少の克服及び地域経済の活性化等といった重要課

題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要があることに鑑み、安定した恒久的な財源を確保すること。

二 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続的な制度の確立を目指すこと。また、基準財政需要額の算定については、地域の実情に十分配慮するとともに、地方交付税の財源保障機能を適切に確保すること。

三 地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。

四 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対処を行うこと。

五 個人住民税における控除の在り方については、働き方の多様化等を踏まえつつ、住民が公平感を持って納税することができるような税体系の構築を目指して不断の見直しを進めること。

六 ふるさと納税制度に関しては、返礼品をめぐる地方団体間の競争が過度に増していることに鑑み、地方税財政基盤の確立に向けた取組に反するものとならないよう、制度創設時の理念に立ち戻った「ふるさと」への寄附とするため、所要の見直しを行うこと。

七 巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることも踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

八 地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど円滑な起債と流通、保有の安全性の確保を図ること。また、地方債の発行に関する国等の関与の在り方については、協議不要基準の緩和等による地方財政の健全性への影響に留意しつつ、地方公共団体

の自主性・自立性を高める観点から、運用を含め、更なる検討を進めること。

九 東日本大震災からの復興を早期に実現させるため、被災地方公共団体が円滑に復旧・復興事業を実施できるよう、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保するなど、万全の支援措置を講ずること。また、東日本大震災及び熊本地震等の教訓を踏まえて実施する防災・減災対策、災害時における市町村庁舎の機能確保等のための取組や改良復旧事業等に必要となる財源を重点的に確保するとともに、これらの取組の進捗状況等を踏まえ、地方財政措置の充実に努めること。

右決議する。

【法務委員会】

○民法の一部を改正する法律案（内閣提出、第189回国会閣法第63号）要旨

本案は、制定以来、約120年間の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする観点から、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 消滅時効

医師の診療に関する債権は3年、飲食店の飲食料に係る債権は1年などとされている短期消滅時効の特例をいずれも廃止し、消滅時効の期間の統一化を図るなど、時効に関する規定を整備するものとする。

二 法定利率

現行の年5%から年3%に引き下げた上、市中の金利動向に合わせて変動する制度を導入するものとする。

三 保証債務

事業用融資の債務の保証契約において、保証人になろうとする者が個人である場合（主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役等である場合などを除く。）には、公証人が保証意思を確認しなければ効力を生じないものとするなど、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定を整備するものとする。

四 定型約款

定型約款によって契約の内容が補充されるための要件のほか、定型約款を準備した者が取引の相手方の同意を得ることなく定型約款の内容を一方的に変更するための要件等、不特定多数の者を相手方とする定型取引に使用される定型約款に関する規定を新設するものとする。

五 その他

意思能力を有しなかった当事者がした法律行為は無効とすること、将来債権の譲渡が可能であること、賃貸借契約の終了時に賃借人は賃借物の原状回復義務を負うものの、通常の使用収益によって生じた損耗等についてはその義務の範囲から除かれることなど、確立した判例法理等を明文化するものとする。

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範

围内において政令で定める日から施行するものとする。

(修正要旨)

本法律案附則において、この法律に係る法律番号中の年号の修正を行うこと。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 他人の窮迫、軽率又は無経験を利用し、著しく過当な利益を獲得することを目的とする法律行為、いわゆる「暴利行為」は公序良俗に反し無効であると明示することについて、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。
- 二 職業別の短期消滅時効等を廃止することに伴い、書面によらない契約により生じた少額債権に係る消滅時効について、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。
- 三 中間利息控除に用いる利率の在り方について、本法施行後の市中金利の動向等を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。
- 四 個人保証人の保護の観点から、以下の事項について留意すること。
 - 1 いわゆる経営者等以外の第三者による保証契約について、公証人による保証人になろうとする者の意思確認の手続を求めることとした趣旨を踏まえ、保証契約における軽率性や情義性を排除することができるよう、公証人に対しその趣旨の周知徹底を図るとともに、契約締結時の情報提供義務を実効的なものとする観点から、保証意思宣明公正証書に記載すること等が適切な事項についての実務上の対応について検討すること。
 - 2 保証意思宣明公正証書に執行認諾文言を付し、執行証書とすることはできないことについて、公証人に対し十分に注意するよう周知徹底するよう努めること。
 - 3 個人保証の制限に関する規定の適用が除外されるいわゆる経営者等のうち、代表権のない取締役等及び「主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者」については、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。
 - 4 我が国社会において、個人保証に依存し過ぎない融資慣行の確立は極めて重要なものであることを踏まえ、事業用融資に係る保証の在り方について、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。
- 五 定型約款について、以下の事項について留意すること。
 - 1 定型約款に関する規定のうち、いわゆる不当条項及び不意打ち条項の規

制の在り方について、本法施行後の取引の実情を勘案し、消費者保護の観点を踏まえ、必要に応じ対応を検討すること。

2 定型約款準備者が定型約款における契約条項を変更することができる場合の合理性の要件について、取引の実情を勘案し、消費者保護の観点を踏まえ、適切に解釈、運用されるよう努めること。

六 消滅時効制度の見直し、法定利率の引下げ、定型約款規定の創設、また、個人保証契約に係る実務の大幅な変更など、今回の改正が、国民各層のあらゆる場面と密接に関連し、重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に早期に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、その周知徹底に努めること。

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第189回国会閣法第64号）要旨

本案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法ほか215の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

なお、この法律は、一部の規定を除き、民法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしている。

（修正要旨）

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の法律番号中の年号の修正等を行うこと。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 判事の員数を50人増加すること。

二 判事補の員数を23人減少すること。

三 裁判官以外の裁判所の職員の員数を35人減少すること。

四 この法律は、平成29年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮

をすべきである。

- 一 民事訴訟事件の内容の複雑困難化及び専門化について、その実情を把握し、必要な対応を行うとともに、訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理の運用手法、制度の改善等を検討し、その上で、目標達成に必要な範囲で裁判官の定員管理を行うこと。
- 二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにすること。
- 三 平成25年3月26日の当委員会の附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、その削減等も含め検討していくこと。
- 四 技能労務職員の定員削減に当たっては、業務の円滑、適切な運営に配慮しつつ、業務の外部委託等の代替措置の状況を踏まえて適切に行うこと。
- 五 複雑・多様化している令状事件については、引き続き、実態を把握し、適切な処理が図れるよう体制整備に努めること。
- 六 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小に関する政府答弁を引き続き遵守すること。

○裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 司法修習生に対し国が修習給付金を支給する制度の創設等
 - 1 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給すること。
 - 2 修習給付金の種類は、司法修習生に一律に支給する基本給付金のほか、司法修習生が自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている場合に支給する住居給付金及び司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給する移転給付金とし、その額はいずれも最高裁判所が定めること。
 - 3 いわゆる貸与制については、貸与額を見直した上で新たな給付制度と併存させること。

二 司法修習生の罷免等に関する所要の規定の整備

- 1 最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができるものとする。
- 2 最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告することができるものとする。

三 施行期日

この法律は、平成29年11月1日から施行すること。

○刑法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）要旨

本案は、近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とするとともに、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設するなどの処罰規定の整備を行い、あわせて、強姦罪等を親告罪とする規定を削除しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等

強姦罪について、行為者及び被害者の性別を問わず、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をする行為等を現行の強姦と同様の犯罪として処罰することとした上で、法定刑を「3年以上の有期懲役」から「5年以上の有期懲役」に引き上げ、罪名を強制性交等罪とするものとする。

二 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設

18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について、強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰するものとする。

三 強盗強姦罪の構成要件の見直し等

強盗強姦罪について、同一の機会に強盗の罪と強制性交等の罪を犯した場合は、その行為の先後関係を問わず、現行の強盗強姦罪と同様の無期又は7年以上の懲役に処するものとし、罪名を強盗・強制性交等罪とするものとする。

四 強姦罪等の非親告罪化

強姦罪、準強姦罪、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除するとともに、わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等も非親告罪とするものとする。

五 施行期日

公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。

(修正要旨)

政府において、この法律の施行後3年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の検討規定を追加すること。

(附帯決議)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 性犯罪が、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であることはもとより、その心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続ける犯罪であって、厳正な対処が必要であるものとの認識の下、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の趣旨を踏まえ、本法が成立するに至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関及び裁判所の職員等に対して周知すること。
- 二 刑法第176条及び第177条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第178条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行うこと。
- 三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において、被害者のプライバシー、生活の平穩その他の権利利益に十分な配慮がなされ、偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようにし、二次被害の防止に努めるとともに、被害の実態を十分に踏まえて適切な証拠保全を図り、かつ、起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。

四 性犯罪被害が潜在化しやすいことを踏まえ、第3次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めること。

五 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第9条第3項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに際しては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえて検討を行うこと。

六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性犯罪による被害の特性を踏まえ、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、第3次犯罪被害者等基本計画に従い、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）要旨

本案は、近年における犯罪の国際化及び組織化の状況に鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等を改正し、所要の法整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の罪の新設

1 又は2に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を2人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、それぞれ1又は2に定める刑に処するものとする。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除するものとする。

1 対象犯罪のうち、死刑又は無期若しくは長期10年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 5年以下の懲役又は禁錮

2 対象犯罪のうち、長期4年以上10年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 2年以下の懲役又は禁錮

二 証人等買収罪の新設

死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪等に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をしないこと等の報酬として、金銭その他の利益の供与等をした者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するものとする。

三 犯罪収益の前提犯罪の拡大

死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪等を犯罪収益の前提犯罪とすること。

四 条約による国外犯処罰

関係罰則について、刑法第4条の2の例に従うものとする。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除いて公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。

(修正要旨)

一 テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の罪に関する修正

1 テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の罪の対象犯罪のうち告訴がなければ公訴を提起することができないものに係るテロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の罪について、告訴がなければ公訴を提起することができない旨を明記すること。

2 テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の罪に係る事件についての被疑者の取調べその他の捜査を行うに当たって、その適正の確保に十分に配慮しなければならない旨の規定を追加すること。

二 検討規定の追加

1 政府は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第9条第1項の規定により取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を行うに当たっては、改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条の2第1項及び第2項の規定の適用状況並びにこれらの規定の罪に係る事件の捜査及び公判の状況等を踏まえ、特に、当該罪に係る事件における証拠の収集の方法として被疑者の取調べが重要な意義を有するとの指摘があることにも留意して、可及的速やかに、当該罪に係る事件に関する当該制度の在り方について検討を加えるものとする。

2 政府は、改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条の2第1項及び第2項の罪に係る事件の捜査に全地球測位システムに係る端末を車両に取り付けて位置情報を検索し把握する方法を用いることが、事案の真相を明らかにするための証拠の収集に資するものである一方、最高裁判所判決において、当該方法を用いた捜査が、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がある場合でなければ許容されない強制の処分に当たり、当該方法を用いた捜査が今後も広く用いられ得る有力な捜査方法であるとすれば、これを行うに当たっては立法措置が講ぜられることが望ましい旨が指摘されていることを踏まえ、この法律の施行後速やかに、当該方法を用いた捜査を行うための制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期するべきである。

- 一 検察官及び検察事務官並びに司法警察職員は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条の2第1項及び第2項の罪の立証において、計画に参加した者の供述が重要な証拠となり得ることに鑑み、当該罪については、取調べ等の録音・録画を、テロを含む組織的に行われる重大犯罪の未然防止の必要性、組織犯罪の背景を含む事案の真相解明への影響等にも留意しつつ、できる限り行うように努めること。
- 二 本法の目的が、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施し、国際的協調の下にテロ行為を含む国際的な組織犯罪と戦うための協力を促進することにあることを踏まえ、国民が安全に安心して暮らせる社会の実現を図るため、国際的なテロリズム集団の活動状況等に関する情報交換の推進その他のテロ行為を防止するために必要な措置について引き続き検討すること。
- 三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条の2第1項及び第2項に規定する罪の捜査に当たっては、組織的犯罪集団の関与についての認定が適切になされることが極めて重要であることに鑑み、その点に関する十分な証拠収集に努め、万が一にも正当な目的で活動を行っている団体の活動を制限するようなことがないようにすること。
- 四 本法が、これまでの国会審議等において示された様々な不安や懸念を踏まえて立案されたものであり、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条の2第1項及び第2項が厳格な構成要件を定めることとした

経緯等を踏まえ、本法が成立するに至る経緯、本法の規定内容等について関係機関及び裁判所の職員等に対する周知徹底に努めること。

【外務委員会】

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、在外公館の新設を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の改定等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 ブラジルに在レシフェ日本国総領事館を新設すること。
- 二 アフリカ連合日本政府代表部を新設すること。
- 三 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を行うこと。
- 四 この法律は、平成29年4月1日から施行すること。ただし、一及び二については、政令で定める日から施行すること。

○日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第192回国会条約第2号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、相互主義の原則に基づく自衛隊と米軍との間の物品・役務（後方支援において提供される物品又は役務をいう。以下同じ。）の提供のための枠組みを定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定に基づいて提供される物品・役務の区分は、食料、水、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、通信業務、衛生業務、弾薬等とし、その例は付表1に定めること。ただし、これらの提供には、自衛隊による武器の提供又は米軍による武器システムの提供を含まず、提供されたものの使用は、国際連合憲章その他の適用可能な国際法と両立するものでなければならないこと。
- 二 いずれか一方の当事国政府が、次の1から4のための物品・役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づき要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品・役務を提供できること。なお、自衛隊から米軍へのこれらの提供は、それぞれの関連国内法又はこの協定の付表2に定める我が国の法律の規定であってその時に有効なものに従い行われるものと了解されること。
 - 1 自衛隊及び米軍の双方の参加を得て行われる訓練
 - 2 自衛隊又は米軍が行う国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、

大規模災害に係る活動等

3 自衛隊又は米軍が行う活動であって、重要影響事態に際して日米安全保障条約若しくはその他の国際連合憲章の目的達成に寄与するもの又は武力攻撃事態等に際して我が国に対する武力攻撃の排除若しくは存立危機事態に際して存立危機武力攻撃の排除のためにそれぞれ必要なもの

4 1から3以外の活動であって、国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のために自衛隊又は米軍が行うもの

三 物品・役務の受領当事国政府は、この協定に基づく物品の提供については、提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法による当該物品の返還等により決済し、役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供によって決済すること。

四 物品・役務の受領当事国政府は、提供当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、当該物品・役務を自衛隊又は米軍以外の者又は団体に移転してはならないこと。

五 この協定に基づいて行われる物品・役務の要請、提供、受領及び決済の実施については、我が国の防衛省とアメリカ合衆国国防省との間で締結される手続取極にのみ従うものとする。

○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、相互主義の原則及び相互の同意に基づく自衛隊とオーストラリア国防軍（以下「豪軍」という。）との間の後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品・役務」という。）の提供のための枠組みを定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定は、自衛隊と豪軍との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品・役務の提供が認められるその他の活動（以下「共同訓練等」という。）のために必要な物品・役務の相互の提供に関する基本的な条件を

定めることを目的とすること。

- 二 この協定の下で、いずれか一方の当事国政府が、他方の当事国政府に対し、自衛隊又は豪軍により実施される共同訓練等のために必要な物品・役務の提供を要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、当該物品・役務を提供することができること。
- 三 この協定に基づいて提供される物品・役務の区分は、食料、水、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、通信業務、衛生業務、弾薬等とし、その例は付表に定めること。ただし、これらの提供には、武器の提供が含まれるものと解してはならず、提供されたものの使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならないこと。
- 四 物品・役務の受領当事国政府は、当該物品・役務の提供当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、当該物品・役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならないこと。
- 五 物品・役務の受領当事国政府は、この協定に基づく物品の提供については、提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法による当該物品の返還等により決済し、役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供によって決済すること。
- 六 この協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施されること。
- 七 この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定（朝鮮国連軍地位協定）に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動する豪軍が実施するいかなる活動にも適用されないこと。

○日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、相互主義の原則に基づく自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊（以下「英国軍」という。）との間の後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品・役務」という。）を提供するための枠組

みを定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、自衛隊と英国軍との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品・役務の提供が認められるその他の活動（以下「共同訓練等」という。）のために必要な物品・役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること。
- 二 いずれか一方の当事国政府が、自衛隊又は英国軍により実施される共同訓練等のために必要な物品・役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品・役務を提供することができること。
- 三 この協定に基づいて提供される物品・役務の区分は、食料、水、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、通信業務、衛生業務、弾薬等とし、その例は付表に定めること。ただし、これらの提供には、武器の提供が含まれるものと解してはならず、提供されたものの使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならないこと。
- 四 物品・役務の受領当事国政府は、当該物品・役務の提供当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、当該物品・役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならないこと。
- 五 物品・役務の受領当事国政府は、この協定に基づく物品の提供については、提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法による当該物品の返還等により決済し、役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供によって決済すること。
- 六 この協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施されること。
- 七 この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定（朝鮮国連軍地位協定）に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動する英国軍が実施するいかなる活動にも適用されないこと。

○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とインド共和国との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、また、この協定に基づいて移転された核物質等（以下「移転核物質等」という。）は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならないこと。
- 二 この協定の下での協力は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の関係する協定に従って両国について適用される同機関の保障措置が適用されていることを要件として行うこととし、移転核物質等は、当該保障措置の適用を常に受けること。
- 三 各締約国政府は、この協定に基づいて移転された全ての核物質等についての計量管理制度を維持することとし、両締約国政府は、この協定の規定を実施し、及び運用するため、適当な当局を通じ、この協定の適用を受ける核物質及び核物質ではない資材であって国際原子力機関の保障措置下にあるものに関する情報、この協定の適用を受ける設備及び技術に関する情報並びにその他の関連する情報を交換すること。
- 四 各締約国政府は、自国の管轄内において使用中、貯蔵中若しくは輸送中であるか又は国際輸送中であるかを問わず、自国において効力を有する法令及び関係する国際条約、特に、核物質及び原子力施設の防護に関する条約に従い、移転核物質等の防護を確実にするための適切な措置がとられることを確保すること。
- 五 移転核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されないこと。
- 六 この協定に基づいて移転されたウラン等は、同位元素ウラン235の濃縮度が20%未満である範囲で濃縮することができ、同位元素ウランの濃縮度が20%以上になる濃縮は、供給締約国政府の書面による同意が得られた場合に限り行うことができること。
- 七 各締約国政府は、この協定の有効期間の満了前に、他の締約国政府に対し

て、1年前に書面による通告を行うことによりこの協定を終了させる権利を有し、終了の通告を行う締約国政府は、終了を求める理由を示すこと。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書Aは核物質ではない資材及び設備とされるものを、附属書Bはインド共和国の管轄内にあるこの協定に基づいて移転された核物質等の再処理の条件をそれぞれ定めている。

○1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件（条約第4号）要旨

本件は、標記の確認書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この確認書は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO設立協定）」に含まれている我が国の譲許表に関し、情報技術製品の関税撤廃の対象品目の見直しに伴う修正及び訂正を確認するためのものであり、その主な内容は、新たに関税撤廃の対象となる品目（201品目）のうち我が国が関税を賦課している5品目（残りの品目は既に無税）について、関税を即時撤廃することである。

○北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国と北太平洋漁業委員会（以下「委員会」という。）との間で委員会及びその事務局の職員が享有する特権及び免除等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 委員会は、法人格を有するとともに、契約し、不動産及び動産を取得し及び処分し、訴えを提起する能力を有すること。
- 二 委員会の文書及び施設は不可侵とすること。
- 三 日本国政府は、必要な公益事業及び公共の役務が衡平な条件で委員会の施設に提供されることを確保するため最善の努力を払うこと。
- 四 委員会は、自己が免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有すること。
- 五 委員会の財産及び資産は、一定の場合を除き、行政上、司法上及び立法上の搜索、押収、没収、差押え、収用その他の形式の干渉を免除されること。
- 六 委員会並びにその財産、資産及び収入は、委員会の公的活動の範囲内にお

いて、全ての直接税を免除され、委員会が公用のために輸入し又は輸出する物品に関しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除されること。

七 委員会の公用通信は、伝達的手段又は形態のいかんを問わず、検閲等されないこと。

八 職員は、公的資格で行った口頭又は書面による陳述及び全ての行動に関する訴訟手続（自動車に係る交通犯罪等を除く。）を免除されるほか、日本国民である職員及び日本国に通常居住している職員を除き、委員会が支払った給与等に対する課税の免除等を享有すること。

○違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、地域漁業管理機関の保存管理措置を遵守しない等の違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（以下「IUU漁業」という。）を防止し、抑止し、及び排除すること並びにこれにより海洋生物資源及び海洋生態系の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、IUU漁業に対する効果的な寄港国の措置の実施等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 各締約国は、自国の港に入ることを希望し、又は自国の港にある船舶であって自国の旗を掲げる権利を有しないものについて、寄港国としての資格においてこの協定を適用すること。

二 各締約国は、船舶がこの協定に従って入港を要請することができる港を指定し、及び公表すること。

三 締約国は、入港を希望する船舶がIUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動（以下「IUU漁業等」という。）に従事したことの十分な証拠を有する場合（特に当該船舶が、関連する地域漁業管理機関により採択されたIUU漁業等に従事した船舶の一覧表に含まれている場合）には、当該船舶の入港を拒否すること。

四 締約国は、船舶が自国の港に入った場合において、当該船舶がIUU漁業等に従事したと信ずるに足りる合理的な根拠がある場合には、魚類の陸揚げ、燃料補給及び保守等のために当該船舶が港を使用することを拒否すること。

五 各締約国は、この協定の目的を達成する上で十分な年間の検査水準に達するために必要とされる数の自国の港にある船舶を検査することとし、検査する船舶の決定に当たっては、IUU漁業等に従事したことがあると疑うに足りる明白な根拠がある船舶等を優先すること。

六 検査を行った締約国は、検査の後に、船舶がIUU漁業等に従事したと信ずるに足りる明白な根拠がある場合には、当該船舶の旗国等に検査結果を速やかに通報するとともに、魚類の陸揚げ、燃料補給及び保守等のために当該船舶が港を使用することを拒否すること。

七 締約国は、直接に又は国際機関を通じて、効果的な寄港国の措置の実施のための法的基盤及び能力を開発するため、開発途上にある締約国に援助を提供すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書Aは入港することを要請する船舶が事前に提供する情報を、附属書Bは寄港国による検査手続を、附属書Cは検査の結果の報告書を、附属書Dは寄港国の措置に関する情報システムを、附属書Eは検査官の訓練のための指針を規定している。

○生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の締結について承認を求めるの件（条約第7号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、生物の多様性に関する条約（以下「条約」という。）の枠組みの下で、遺伝資源の利用並びにその後の応用及び商業化から生ずる利益が公正かつ衡平に配分されるよう、遺伝資源の提供国及び利用国がとるべき措置等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この議定書は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分し、これによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的とすること。

二 この議定書は、条約第15条の規定の範囲内の遺伝資源及びその利用から生ずる利益、並びに遺伝資源に関連する伝統的な知識であって条約の範囲内のもの及びその利用から生ずる利益について適用すること。

三 締約国は、遺伝資源の利用並びにその後の応用及び商業化から生ずる利益を、相互に合意する条件に基づき、当該遺伝資源を提供する締約国と公正かつ衡平に配分するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとること。

- 四 遺伝資源の利用のための取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源を提供する締約国が別段の決定を行う場合を除き、情報に基づいて事前に同意することを必要とすることとし、当該同意を得ることを要求する締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の法的な確実性、明確性及び透明性の確保等のため、適宜、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとること。
- 五 取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターは、条約第18条3の規定に基づく情報交換の仕組みの一部として設置され、取得の機会及び利益の配分に関する情報の共有のための媒体としての役割を果たすこと。
- 六 締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内の法令又は規則に従い、自国の管轄内で利用される遺伝資源が情報に基づく事前の同意によって取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適当で効果的な、かつ、相応と認められる立法上、行政上又は政策上の措置をとること。
- 七 締約国は、遵守を支援するため、適宜、遺伝資源の利用について監視し、及び透明性を高めるための措置として、1又は2以上の確認のための機関を指定すること。
- なお、議定書の不可分の一部を成す附属書は、配分の対象となる金銭的及び非金銭的な利益の例を掲げている。

○バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の締結について承認を求めるの件（条約第8号）要旨

本件は、標記の補足議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。この補足議定書は、生物の多様性に関する条約の枠組みの下で、遺伝子組換え生物等バイオテクノロジーにより改変された生物（以下「改変された生物」という。）の国境を越える移動から生ずる損害についての責任及び救済に関する国際的な規則及び手続について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この補足議定書は、改変された生物に関する責任及び救済の分野における国際的な規則及び手続を定めることにより、人の健康に対する危険も考慮しつつ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に寄与することを目的とすること。

- 二 この補足議定書の適用上、「損害」とは、生物の多様性の保全及び持続可能な利用への悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）であって、測定することができ、又は権限のある当局が認める科学的に確立された基準が存在する場合には当該基準を考慮して観察することができる著しい悪影響をいうこと。
- 三 この補足議定書は、国境を越える移動に起源を有する改変された生物から生ずる損害について適用すること。
- 四 損害と問題となる改変された生物との間の因果関係は、国内法令に従って確定されること。
- 五 締約国は、損害が生ずる場合には、適当な管理者に対し、権限のある当局に直ちに報告すること、損害を評価すること及び適当な対応措置をとることを要求すること。
- 六 権限のある当局は、損害を引き起こした管理者を特定し、損害を評価し、及び管理者がとるべき対応措置を決定すること。
- 七 権限のある当局は、特に管理者が適当な対応措置をとることができなかった場合を含め、適当な対応措置をとることができ、損害の評価及び当該適当な対応措置の実施により生じ、又はこれらに付随する費用及び経費を管理者から回収する権利を有すること。
- 八 締約国は、自国の国内法令において金銭上の保証について定める権利を保持し、国際法に基づく自国の権利及び義務に反しない方法で当該権利を行使すること。
- 九 締約国は、自国の国内法令において、損害に対処するための規則及び手続を定めるとともに、民事上の責任に関する自国の国内法令において、損害に関連する物的又は人的な損害についての適当な規則及び手続を定めることを目指すこと。

○万国郵便連合憲章の第9追加議定書、万国郵便連合一般規則の第1追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）要旨

本件は、標記の追加議定書及び条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

これらの追加議定書及び条約は、万国郵便連合（以下「連合」という。）の運営等及び国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、万

国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）及び万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）を改正し、現行の万国郵便条約を更新するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 憲章の第9追加議定書

- 1 連合の文書において使用される用語の定義を追加又は変更すること。
- 2 万国郵便条約の下位文書である施行規則の統合に伴い、「万国郵便条約、通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則」の語を「万国郵便条約及びその施行規則」に置き換えること。

二 一般規則の第1追加議定書

- 1 連合の最高機関である大会議の権限を追加すること。
- 2 管理理事会及び郵便業務理事会の代表者の資格要件を緩和すること。
- 3 郵便業務理事会による施行規則の改正の要件を緩和すること。
- 4 理事会の提案による大会議の議案に対する修正案の提出の要件等を追加すること。
- 5 大会議から大会議の間における万国郵便条約等の改正の議案の審査期間を短縮すること。

三 万国郵便条約

- 1 この条約において使用される用語の定義を追加すること。
- 2 郵便切手上の国名等の表記につき、略号又は頭文字による表記を可能とすること。
- 3 外国における通常郵便物の差出しにつき、費用の請求先に係る規定を変更すること。
- 4 連合の様式及び書類を使用できる主体を、原則として加盟国の指定された事業体に限定すること。
- 5 小包郵便業務の提供を全加盟国に対して義務化すること。
- 6 加盟国が提供すべき追加の業務のうち、「通常郵便物及び小包に係る速達業務」を「通常郵便物に係る追跡業務」に変更すること。
- 7 到着料に関する規定の適用のための加盟国の分類を変更し、現行の適用料率の引上げを行うこと。

**○郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）
要旨**

本件は、標記の約定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この約定は、郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の約定を更新するもので、その主な変更点は次のとおりである。

- 一 指定された事業体による郵便送金業務の委託及び業務委託先における自らの義務の履行の保障について規定すること。
- 二 前文及び郵便送金業務の一般原則に「金融包摂」の語を追記すること。
- 三 郵便送金指図の実施につき、受取人への現金での払渡しの条件と口座での払渡しの条件とを区別して規定すること。

○投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とケニアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産であって、投資としての性質（例えば、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担）を有するものをいい、「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。
- 二 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、投資活動に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えるとともに、投資の許可に関し、最恵国待遇を与えること。
- 三 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に従い、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えること。
- 四 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家に対し、一定の場合を除くほか、自国の区域における投資活動の条件として、輸出についての要求、輸出入の均衡についての要求又は当該他方の締約国の投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量についての要求を課し、又は強制してはならないこと。
- 五 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならず、それらに伴う補償は、公正な市場

価格に相当するものでなければならないこと。

六 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること。

七 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該紛争は、紛争締約国の権限のある裁判所、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができること。

○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とイスラエルとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定の適用上、「投資財産」とは、投資家が、関係法令に従って形成する全ての種類の資産であって、直接又は間接に所有し、又は支配するものをいい、「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。

二 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。

三 一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること。

四 いずれの一方の締約国も、自国の領域における他方の締約国の投資家の投資財産又は投資活動に関し、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと。

五 いずれの一方の締約国も、自国の企業であって他方の締約国の投資家の投資財産であるものに対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部又は上級役員に任命することを要求することができないこと。

六 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であるこ

と、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならず、それらに伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと。

七 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認めること。

八 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議等により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止又は経営幹部及び取締役会についての規定により課される義務に適合しない措置に関し、両締約国が付する留保について規定している。

○社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とスロバキアとの間における年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定は、日本国については、国民年金及び厚生年金保険について適用すること。

二 この協定は、スロバキアについては、社会保険法の年金給付（老齢給付、早期退職に伴う給付、障害給付、寡婦及び寡夫に対する給付、孤児に対する給付並びに同等にするための補足給付）及び社会保険への加入に関連する条について適用すること。

三 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。ただし、一方の締約国において就労する被用者又は自営業者が、他方の締約国において一時的に就労する場合には、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）された日又は自営活動の開始から5年の期間が満了するまでの間は、一方の締約国の法令のみを適用すること。

四 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、スロバキアの法令による保険期間を考慮すること。

五 スロバキアの実施機関は、両締約国の法令による保険期間が成立している場合には、原則として、スロバキアの法令による給付を受ける資格を決定するに当たり、スロバキアの法令による保険期間と重複しない限りにおいて、日本国の法令による保険期間についても考慮すること。

○社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第14号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定（以下「協定」という。）の内容を部分的に改正し、一方の締約国から他方の締約国に一時的に派遣される被用者に対して当該一方の締約国の法令のみを適用する場合を明確化するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国家公務員共済年金等の各種共済年金が厚生年金保険に一元化されたことを踏まえ、協定が適用される我が国の年金制度のうちから当該各種共済年金を削り、国民年金及び厚生年金保険のみに改めること。

二 一方の締約国から他方の締約国に就労のため5年を超えない見込みで派遣される被用者に対し、当該他方の締約国で雇用契約を締結していない場合又は当該他方の締約国に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが当該一方の締約国に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合において、当該一方の締約国の法令のみを適用すること。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第15号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とスロベニアとの間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであり、その主な内容は次のとおり

である。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税とし、スロベニアについては法人の所得に対する租税及び個人の所得に対する租税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること及び恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、配当額の5%を超えない額を課税できること。
- 四 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、利子額の5%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、使用料額の5%を超えない額を課税できること。
- 六 この条約の特典の濫用防止のため、取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないこと。
- 七 ある者がこの条約に適合しない課税を受けたと認める事案について、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、当該当局から他方の締約国の権限のある当局に対する協議の申立日から2年以内に両締約国の権限のある当局が当該事案の解決のための合意に達することができない場合に当該者が要請するときは、当該事案の未解決事項は、原則として仲裁に付託されること。
- 八 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。
- 九 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、相互協議に係る仲裁手続及び補

則事項等を規定している。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第16号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とベルギーとの間の現行の租税条約を全面的に改正し、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に減免するとともに、脱税及び租税回避行為により効果的に対処するため、条約の濫用を防止するための規定等を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税とし、ベルギーについては個人所得税、法人所得税、非営利団体税、非居住者税及び不動産に対する源泉徴収税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること及び恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、配当額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該配当を支払う法人の議決権の10%以上を所有する法人である場合等には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 四 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、利子額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子が当該一方の締約国の企業によって支払われ、当該利子の受益者が当該他方の締約国の企業である場合等には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税でき

ること。

六 この条約の特典の濫用防止のため、特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。

七 ある者がこの条約に適合しない課税を受けたと認める事案について、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、当該当局から他方の締約国の権限のある当局に対する協議の申立日から2年以内に両締約国の権限のある当局が当該事案の解決のための合意に達することができない場合に当該者が要請するときは、当該事案の未解決事項は、原則として仲裁に付託されること。

八 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、租税を課されるべき者の範囲等を規定している。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約の締結について承認を求め るの件（条約第17号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とラトビアとの間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税とし、ラトビアについては企業所得税及び個人所得税とすること。

二 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること。

三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、配当額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である者で個人以外のものである場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

- 四 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、利子額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である者で個人以外のものである場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 六 この条約の特典の濫用防止のため、特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。
- 七 ある者がこの条約に適合しない課税を受けたと認める事案について、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、当該当局から他方の締約国の権限のある当局に対する協議の申立日から2年以内に両締約国の権限のある当局が当該事案の解決のための合意に達することができない場合に当該者が要請するときは、当該事案の未解決事項は、原則として仲裁に付託されること。
- 八 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。
- 九 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。
- なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、相互協議に係る仲裁の手續及び補足事項等を規定している。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第18号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とオーストリアとの間の現行の租税条約を全面的に改正し、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に減免するとともに、脱税及び租税回避行為により効果的に対処するため、条約の濫用を防止するための規定等を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特

別所得税、地方法人税及び住民税とし、オーストリアについては所得税及び法人税とすること。

二 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること。

三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、配当額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該配当を支払う法人の議決権の10%以上を所有する法人である場合等には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

四 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子及び著作権、特許権等の使用料に対しては、原則として、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

五 この条約の特典の濫用防止のため、特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。

六 ある者がこの条約に適合しない課税を受けたと認める事案について、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、当該当局から他方の締約国の権限のある当局に対する協議の申立日から2年以内に両締約国の権限のある当局が当該事案の解決のための合意に達することができない場合に当該者が要請するときは、当該事案の未解決事項は、原則として仲裁に付託されること。

七 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

八 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、相互協議に係る仲裁の手續及び補足事項等を規定している。

○脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第19号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、我が国とバハマとの間の現行の租税情報交換協定を部分的に改正し、経済協力開発機構が策定した国際基準に基づく金融口座の情報交換に必要な自動的な情報の交換に関する規定を新たに設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 両締約国の権限のある当局は、両者が合意によって決定する手続に従い、租税に関する情報の交換を自動的に行うこと。
- 二 一の自動的な情報の交換に関する規定は、2017年1月1日以後に開始する各課税年度の租税等について適用すること。

【財務金融委員会】

○所得税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、日本経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築、経済の好循環の促進、酒類間の税負担の公平性の回復、国際的な租税回避への効果的な対応などの観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うこと。
- 二 経済の好循環を促す観点から、研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直し、中小企業向け設備投資促進税制の拡充等を行うこと。
- 三 酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、酒税の税率構造及び酒類の定義の見直しを行うこと。
- 四 より効果的に国際的な租税回避に対応する観点から、外国子会社合算税制の見直しを行うこと。
- 五 災害に関する特例の整備を行うこと。
- 六 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成29年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化に加え、税制改正による税制の複雑化、社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、近年の国際的な租税回避行為に対して厳正に対処するとともに、富裕層やコンプライアンスリスクの高い層への調査を充実できるよう職員の育成や定員の拡充等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

○関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うほか、税関における水際取締りの強化等を図るもので、その

主な内容は次のとおりである。

- 一 平成29年3月31日に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長を行うこと。
- 二 税関における水際取締りの強化の一環として、旅客に係る事前報告制度の拡充等を行うこと。
- 三 この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成29年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持ち込みを阻止し、水際において国民の安心・安全を確保するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。特に近年の国際的な情勢を踏まえ、水際におけるテロ・治安維持対策の遂行に当たっては、税関における定員の確保及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備に努めること。

○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第13号) 要旨

本案は、国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額の増額に応ずるための措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 国際開発協会の第18次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、3,459億3,208万円の範囲内において追加出資することができること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

○金融商品取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）要旨

本案は、情報通信技術の進展等の我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応するため、株式等の高速取引に関する法制の整備、金融商品取引所グループ内の共通・重複業務の集約の容易化、上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 株式等の高速取引に関する法制の整備

1 登録制の導入

- (一) 「高速取引行為」の定義を定めること。
- (二) 高速取引行為を行う者は、内閣総理大臣の登録を受けなければならないこととし、登録申請書の提出等の登録手続に関する規定を整備すること。
- (三) 高速取引行為者について、業務管理体制の整備等の業務及び経理に関する規定を整備すること。
- (四) 高速取引行為に係る業務開始の届出、高速取引行為者に対する報告徴取及び検査等の監督に関する規定を整備すること。

2 金融商品取引業者等が高速取引行為を行う場合における届出等に関する規定を整備すること。

3 金融商品取引業者等は、高速取引行為者以外の者が行う高速取引行為に係る取引を受託してはならないこと。

4 金融商品取引所は、取引を公正にし、投資者を保護するため、高速取引行為を行う者の調査その他の必要な措置を講ずること。

二 上場会社が公表されていない重要な情報を金融商品取引業者、投資家等に伝達する場合、インターネット等を利用した当該情報の公表を求めること。

三 証券決済用の一定の投資信託に係る損失の証券会社等による補填が可能であることを明確化すること。

四 金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化

1 金融商品取引所は、内閣総理大臣の認可を受けて、その属するグループ内の2以上の会社に共通する一定の業務を当該会社に代わって行うことができること。

2 金融商品取引所等が、現に子会社の範囲を超える外国会社を子会社としている外国取引所等を子会社とすることにより当該外国会社を子会社とする場合には、原則5年間、子会社の範囲に係る規制を適用しないこと。

3 金融商品取引所持株会社は、その属するグループの経営の基本方針の策

定及びその適正な実施の確保等、当該グループの経営管理を行わなければならないこと。

五 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 本法に基づく制度の運用に当たっては、情報通信技術の進展等の我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化を踏まえ、投資者保護の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。

その際、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。

○銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）要旨

本案は、情報通信技術の急速な進展等の我が国の金融サービスをめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携・協働を推進するとともに利用者保護を確保するため、電子決済等代行業者に関する法制の整備等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 電子決済等代行業に係る制度整備

1 電子決済等代行業の定義を定めること。

2 電子決済等代行業は、登録を受けた者でなければ行ってはならないこととし、当該登録に係る手続、登録拒否要件等を定めること。

3 電子決済等代行業者は、利用者に対する説明や利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理など利用者の保護を図り、業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じなければならないこと。

4 電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を行わなければならないこと。

5 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業を行う前に、銀行との間で電子決済等代行業に係る契約を締結して、利用者に損害が生じた場合における賠償責任の分担に関する事項等を定めて公表し、当該契約に従って電子決済等代行業を行わなければならないこと。

6 銀行は、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準を作成・公表し、その基準を満たす電子決済等代行業者に対し不当に差別的な取扱いを行ってはならないこと。

- 7 電子決済等代行業者に関し、帳簿書類及び報告書の作成、報告又は資料の提出命令、立入検査、業務改善命令、登録の取消し、登録の抹消等の監督規定を設けること。
 - 8 認定電子決済等代行業者協会に関する規定を設けること。
- 二 外国銀行支店に係る事業年度について、外国銀行本店の事業年度と同一の期間とする特則を設けること。
 - 三 銀行代理業者の許可申請事項に係る変更届出について、一定の条件を満たせば届出を不要とすること。
 - 四 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、以下の1及び2は公布の日から施行すること。
 - 1 銀行等は公布の日から起算して9月を経過する日までに電子決済等代行業者等との連携及び協働に係る方針を決定し、公表しなければならないこと。
 - 2 一5の契約を締結しようとする銀行等は、施行日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までに、電子決済等代行業等が、利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく電子決済等代行業等を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならないこと。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法に基づく制度の運用に当たっては、情報通信技術の急速な進展等を踏まえ、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携・協働の推進及び利用者保護の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。

その際、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。

【文部科学委員会】

○独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により高等教育への進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、給付型奨学金制度の創設に係る所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 学資の支給

- 1 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の目的及び業務に「学資の支給」を追加すること。
- 2 機構は、学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）を、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた学生等であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給すること。
- 3 機構は、学資支給金の支給を受けた者の学業成績が著しく不良となつたと認められるとき、又は、学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるときは、その者から、その支給を受けた学資支給金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

二 学資支給基金の創設

- 1 機構は、学資の支給に係る業務等に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、政府から毎年度交付される補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から寄附された金額の合計額に相当する金額をもって、これに充てること。
- 2 機構は、学資の支給に係る業務等については、特別の勘定を設けて経理しなければならないものとする。

三 この法律は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行するものとする。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 政府は、給付型奨学金制度を継続的かつ安定的に運用できるよう、必要な財源の確保に努めるとともに、基金に対し個人及び企業等からの寄附が促進されるよう、教育資金に係る寄附文化の醸成に向けた広報活動や税制改正の検討に努めること。

- 二 高等教育機関へ進学を希望する者に対し、教育を受ける機会が均等に確保されるよう、給付対象の拡大及び給付額の増額に向けた検討に努めること。
また、給付対象の大学院生への拡充についても検討に努めること。
- 三 政府及び機構は、学生・生徒、保護者及び学校関係者等へ丁寧な説明を行い、貸与型奨学金制度を含めた奨学金制度全般の周知徹底に努めること。また、スカラシップ・アドバイザー事業（仮称）が十分な効果を発揮するよう、積極的な支援を行うこと。
- 四 政府は、各学校が推薦を行うに当たり、公平性・公正性が保たれ、推薦を受ける当該生徒のプライバシーや名誉が守られるよう、各学校現場に対し必要な支援を行うこと。
- 五 国立大学に進学した者が授業料減免を受けた場合の「給付額の調整」による減額については、給付型奨学金制度の「進学の後押し」という制度趣旨が没却されないよう、受給者の経済事情等に十分配慮して行うこと。
- 六 機構は、給付型奨学金制度の創設に伴い業務量の増加が見込まれる中においても同制度が円滑に実施されるよう、その体制の整備に万全を期すこと。
- 七 給付を廃止し、又は返還をさせる場合については、その判断基準や具体的な実施方法をあらかじめ明確にするなど、学生ができるだけ安心して学業に専念できるよう、慎重な運用を行うこと。
- 八 政府は、本法附則第4条による施行後5年の見直し時期以前であっても、必要に応じて給付型奨学金制度の在り方について検討を行い、必要があると認める場合には、早期に対応を図るよう努めること。また、見直しに際しては、検討過程に関係者の参画を図るとともに、情報公開の充実に努めること。
- 九 教育を受ける機会を保障するという奨学金の制度趣旨に鑑みれば、貸与型奨学金制度は無利子であるべきことを踏まえ、有利子奨学金が事業費・貸与人数ともに無利子奨学金を上回っている現状を改善し、有利子から無利子への流れを更に加速すること。
- 十 平成29年度から導入される新たな所得連動返還型奨学金制度については、より柔軟な制度設計に向けた更なる制度の見直しを行うとともに、有利子奨学金への適用の検討を加速化し、その実現に努めること。また、既に返還を開始している者に対する返還猶予制度等の救済制度の改善にも併せて努めること。
- 十一 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」において、我が国が平成24年に留保を撤回した「無償教育の漸進的な導入」の実現に向け、政

府は、高等教育段階の無償化を視野に入れた教育費の負担軽減策に取り組むこと。

十二 我が国が引き続き成長・発展を持続するためには、未来への先行投資である教育の充実が何よりも重要であることに鑑み、政府は、給付型奨学金制度の創設を契機として、教育費負担の在り方について、地方公共団体、学校関係者及び企業等と一体となって検討を行い、国を挙げて次世代を担う人材の育成に努めること。

○義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、近年、子供をめぐる教育課題が複雑化・困難化する中、学校がこうした課題に適切に対応していくため、学校の指導・運営体制の強化とともに地域住民との連携・協働を含めた学校運営の改善を一体的に推進するための所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

公立の義務教育諸学校の教職員定数の標準を改正し、新たな基礎定数として、障害や、日本語を理解し使用する能力に応じた特別の指導が行われている児童生徒の数、初任者研修を受ける者の数などに応じて教員の数を算定するものとする。

二 義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、不登校児童生徒を対象とする不登校特例校や、夜間等の特別な時間に授業を行ういわゆる夜間中学の教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に加えるものとする。

三 学校教育法等の一部改正

学校の事務職員の職務規定について、事務をつかさどるものと改めるものとする。

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

学校に係る事務を共同して処理する共同学校事務室を置くことができることとするとともに、学校運営協議会の役割の見直しやその設置について努力義務とすることなどについての規定を整備するものとする。

五 社会教育法の一部改正

地域住民等が学校と協働して行う地域学校協働活動に関し、教育委員会が連携協力体制の整備等を講ずることや、地域学校協働活動推進員を委嘱できることとする規定を整備するものとする。

六 施行期日等

- 1 この法律は、平成29年4月1日から施行するものとする。
- 2 教職員定数の標準の改正については、平成38年3月31日までの間は、この法律による改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めるものとする。
- 3 政府は、この法律の施行後5年を目途として、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 学校現場を取り巻く課題が複雑困難化し、教職員の長時間勤務が常態化している実態を踏まえ、教職員の働き方改革を実現するとともに教育の質を更に高めていく観点から、教職員定数の計画的な改善に努めること。また、いじめ対策や貧困による教育格差の解消など、学校が対応しなければならない新たな教育課題が増大している実態に鑑み、児童生徒に対するきめ細かで質の高い教育を実現するため、必要かつ十分な数の加配教職員が配置できるよう定数を確保すること。
- 二 教職員定数の計画的な改善に当たっては、小学校2年生以上においても、学級編制の標準を35人に引き下げるなど、平成23年の改正義務標準法附則第2項の趣旨の実現を期すべきこと。
- 三 特別支援教育の対象となる児童生徒数の増加や通常の学級における発達障害の可能性のある児童生徒への教育的な対応が求められている実態を踏まえ、特別支援教育に関する専門的な知識や技能を有する者を十分に確保するなど指導・支援体制の整備・充実に努めること。
- 四 近年その数が急増している定住外国人などの日本語指導が必要な外国人児童生徒等について、国際人権規約や児童の権利条約の趣旨を踏まえ、その希望に基づいて公立の小中学校等において受け入れ、日本語を理解し使用する能力に応じて特別な指導が確実になされるよう、指導教員等の養成・確保、指導体制の整備・充実に努めること。また、地域間格差が生じないよう、I

CTの積極的な活用を促進するとともに、効果的な指導方法に関する情報共有等を図ること。

五 通級指導・日本語指導を必要とする児童生徒は、いわゆる小規模校を含む全国各地の学校に在籍していることに鑑み、教育の機会均等・全国的な水準確保と障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、全ての子供たちに必要な教育条件を充実させる観点から、本法施行後3年から5年を経過した段階で実態を把握し、必要な見直しを行うこと。

六 事務職員の職務に関する規定の見直しや共同学校事務室の制度化の意義について、地方公共団体に対し周知徹底すること。その際、事務職員が一定の責任を持って主体的、積極的に学校運営に参画することにより、学校の機能強化が図られる点について理解を得るよう努めること。また、事務職員が学校運営に関わる職としてその専門性を向上するための研修の企画・実施体制を充実するとともに、共同学校事務室の設置が事務職員の人員削減につながることを防ぐよう、基本的に1校に1人以上の事務職員の配置を確保すること。

七 学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育む観点から、学校運営協議会制度については、同制度の持つ意義や成果について周知するとともに、十分な教職員数の配置など財政措置も含めた方策を講ずることにより教員の更なる負担増を招くことのないよう留意すること。

八 地域住民等による学校との協働活動が推進され、各地域の子供たちがその活動を通じた学びを得ることができるよう、地域学校協働活動推進員をはじめとする人材の確保、地域住民等と学校との連携体制の整備に向けた好事例の収集・普及など財政上の措置を含めた必要な支援を行うこと。

○学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）要旨

本案は、社会経済情勢の変化に即応した職業教育の推進を図るため、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 専門職大学及び専門職短期大学の制度化

1 深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」（以下「専門職大学

等」という。)を制度化すること。

2 専門職大学等は、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

3 専門職大学には、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主な目的とするもの又は獣医学を履修する課程を置くことができないこと。

二 専門職大学については、その課程を前期課程及び後期課程に区分することができること。

三 実務の経験を通じて職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学等に入学する場合において、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準等を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができること。

四 学位

1 専門職大学は、専門職大学を卒業した者又は専門職大学の前期課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 専門職短期大学は、専門職短期大学を卒業した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

五 専門職大学等にあつては、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。

六 この法律は、平成31年4月1日から施行するものとする。ただし、専門職大学等の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日前においても行うことができる。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法律案では、専門職大学及び専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）の教育課程の編成において産業界と連携すること等を定める一方、その具体的内容はすべて設置基準等の政省令に委ねることとしている。専門職大学等に係る政省令を策定するに当たっては、その理念の実現を図るとともに、既存の各高等教育機関の教育課程との違いが明確となるよう努めること。

二 職業教育は、従前より既存の各高等教育機関においてその特色を活かして

実施されてきたことを踏まえ、専門職大学等を含めた高等教育機関全体として更に充実した職業教育が行われるよう、必要な支援を行うこと。

三 専門職大学等が、産業界及び地域から期待される高度職業人材を輩出することができるよう、企業や地方公共団体等と連携しやすい環境の整備や、これらの団体による支援が行われる体制の構築に努めること。

四 専門職大学等の教育課程に導入する方針が示されている長期の企業内実習については、実習中の学生の実習時間、安全衛生、報酬等について、明確な基準を定めるとともに、企業等が学生を受け入れやすいよう、実習期間、実習内容等について指針を示すよう努めること。

五 専門職大学等の制度化により、私学助成の対象となる学校数が増加することが予想されることから、専門職大学等を含めた私立学校の更なる経営基盤の安定化につながるよう、私学助成関係予算の大幅な増額を図ること。

六 専門職大学等の制度化によって我が国の高等教育機関が更に多様化することから、各教育段階における児童・生徒・学生及びその保護者並びに学校関係者に対し、専門職大学等を含めた各高等教育機関の特色などについての十分な情報提供を行い、適切な進路選択が可能となるよう配慮すること。

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第9号）要旨

本案は、専修学校の高等課程の管理下における生徒の災害及び一定の基準を満たす認可外保育施設又は企業主導型保育事業を行う施設の管理下における児童の災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の災害共済給付の対象とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 災害共済給付の対象拡大

1 センターは、専修学校の高等課程の管理下における生徒の災害についても、災害共済給付を行うことができるものとする。

2 センターは、当分の間、一定の基準を満たす認可外保育施設又は企業主導型保育事業を行う施設の管理下における児童の災害についても、災害共済給付を行うことができるものとする。

二 施行期日

この法律は、平成29年4月1日から施行すること。

○文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第18号）要旨

本案は、文化芸術に関する施策の一層の推進を図る観点から、題名の改正、基本理念の見直し、文化芸術推進基本計画等に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行うこと。

二 基本理念を改め、次の事項を追加すること。

- 1 「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備
- 2 我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境の醸成
- 3 児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性
- 4 観光、まちづくり、国際交流等の各関連分野における施策との有機的な連携

三 文化芸術推進基本計画等

- 1 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「文化芸術推進基本計画」を定めるものとする。
- 2 都道府県及び市町村の教育委員会等は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した「地方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努めるものとする。

四 文化芸術に関する基本的施策を拡充し、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興等に係る規定について所要の改正を行うこと。

五 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、「文化芸術推進会議」を設け、関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

六 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

＜委員会決議＞

○独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する災害共済給付制度に関する件

子供たちが学校等において毎日を安心して過ごすためには、施設の安全対策が徹底されるとともに、万一事故が発生した場合の公的補償制度の整備が不可欠である。その公的補償制度として、独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する災害共済給付制度により、学校等の管理下で発生した事故に対して給付を行っている。

今般、企業主導型保育事業を行う施設や一定の基準を満たす認可外保育施設等の管理下における児童の災害についても、災害共済給付の対象にしようとする「独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案」を起草する運びとなった。

政府は、同法の施行及び災害共済給付制度の運用に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条第2号及び第5号の規定による設備及び運営が認可保育所等に係る基準に準ずるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準の設定に当たっては、認可外保育施設等における安全対策などにより一定の保育の質を確保しつつ、制度加入施設が拡大されるよう努めること。また、居宅訪問型保育事業、子育て援助活動支援事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業を行う施設等についても、加入対象となるよう、引き続き検討を行うこと。
- 二 平成27年度から災害共済給付制度の加入対象となっている家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う施設の加入率が低迷していることから、施設の早期加入による子供の事故に対する公的補償の必要性が利用者から指摘されていることを踏まえ、加入対象である全ての施設が制度に加入するよう、制度の周知徹底に努めるとともに、年度途中であっても加入が可能となるよう、独立行政法人日本スポーツ振興センターの体制整備を前提として、制度の見直しを検討すること。
- 三 改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条第2号及び第5号に規定する保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う施設に準ずる保育の質を確保している施設が加入から漏れることのないよう、制度の周知徹底と加入促進に努めること。また、認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設についても、加入対象となるよう、引

引き続き検討を行うこと。
右決議する。

【厚生労働委員会】

○臨床研究法案（内閣提出、第190回国会閣法第56号）要旨

本案は、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進するため、臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「臨床研究」とは、医薬品等を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする研究（治験等を除く。）をいうものとし、「特定臨床研究」とは、臨床研究のうち、医薬品等製造販売業者等から研究資金等の提供を受けて実施する臨床研究又は未承認医薬品等若しくは適応外医薬品等を用いる臨床研究をいうものとする。
- 二 特定臨床研究を実施する者は、厚生労働大臣が定める臨床研究実施基準に従ってこれを実施しなければならないものとし、特定臨床研究を除く臨床研究を実施する者は、臨床研究実施基準に従ってこれを実施するよう努めなければならないものとする。
- 三 特定臨床研究を実施する者は、特定臨床研究ごとに、特定臨床研究の実施に関する計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないものとし、計画を提出する場合には、特定臨床研究の実施の適否及び実施に当たって留意すべき事項について、厚生労働大臣の認定を受けた臨床研究審査委員会（以下「認定臨床研究審査委員会」という。）の意見を聴かなければならないものとする。
- 四 厚生労働大臣及び認定臨床研究審査委員会に対する特定臨床研究の実施に起因するものと疑われる疾病等の発生に関する報告等に関する規定を設けるものとする。
- 五 厚生労働大臣は、特定臨床研究の実施による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定臨床研究を実施する者に対し、当該特定臨床研究を停止すること等を命ずることができるものとする。
- 六 厚生労働大臣は、特定臨床研究の実施の規定等に違反していると認めるときは、特定臨床研究を実施する者に対し、当該特定臨床研究を臨床研究実施基準に適合させること等を命ずることができるものとし、その命令に従わないときは、期間を定めて特定臨床研究の停止を命ずることができるものとする。

ること。

七 医薬品等製造販売業者等は、当該医薬品等製造販売業者が製造販売をし、又はしようとする医薬品等を用いる特定臨床研究についての研究資金等の提供に関する情報等について、厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用等により公表しなければならないものとする。

八 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

本法律案中「臨床研究法」の法律番号の年表示を「平成28年」から「平成29年」に改めること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けないとする国際人権規約の規定の趣旨を尊重し、臨床研究の対象者の保護に万全を期すこと。

また、臨床研究実施基準等において、研究者等による臨床研究の対象者の権利の尊重を明確に規定すること。

二 臨床研究実施基準の策定に当たっては、ICH-GCPやGMPに準拠することにより、臨床研究の一層の信頼性の確保に努めるとともに、国際的な規制との整合性を確保し、国際的な共同研究・共同治験の一層の推進に向けて取り組むこと。

三 医薬品、医療機器等の開発を推進するため、治験と臨床研究の制度区分と活用方法を明確化して、臨床研究を促進するとともに、臨床研究で得られた情報を、医薬品、医療機器等の承認申請に係る資料として利活用できる仕組みについて速やかに検討すること。

四 特定の認定臨床研究審査委員会に審査意見業務が集中することにより、審査意見業務の質や公平性、公正性が損なわれないよう、認定臨床研究審査委員会の運営環境の整備を図り、臨床研究の対象者の確実な保護に努めること。

五 臨床研究の対象者に健康被害が生じた場合の補償及び医療の提供が適切に行われるよう、医薬品副作用被害救済制度についての周知徹底を図るとともに、同制度の対象とならない臨床研究について、健康被害が生じた場合に同制度に準じた補償が受けられるよう、必要な措置を検討すること。

- 六 研究過程の透明性を確保し、研究の進捗状況の把握や学術的解析を可能にするため、臨床研究実施基準において、臨床研究の概要、進捗状況及び結果を公的なデータベースに登録する旨を規定し、臨床研究の結果を含む情報の登録・公開要件等の拡充について検討すること。
- 七 学問の自由に配慮しつつ臨床研究の一層の信頼確保を図るため、研究資金等の提供に関する情報等の公表制度の実施状況を踏まえながら、本法の公表の対象外とされている情報提供関連費や接遇費等を公表の対象とすることについて検討すること。
- 八 研究者等の事前準備に遺漏や混乱を生じさせないように、臨床研究実施基準の案については、できるだけ速やかに公表すること。
- 九 患者申出療養、評価療養として保険外併用療養費制度で行われている医療行為について、有効性・安全性等が確認されたものは引き続き保険収載に向けて必要な措置を講ずること。

○雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、就業促進及び雇用継続を通じた職業の安定を図るため、雇用保険の基本手当、移転費、教育訓練給付及び育児休業給付の拡充、職業紹介事業の適正な事業運営を確保するための措置の拡充並びに育児休業期間の延長を行うほか、失業等給付に係る保険料率の引下げ等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 倒産、解雇等により離職した30歳以上45歳未満の者に係る基本手当の所定給付日数の拡充、教育訓練給付等の拡充を行うとともに、災害により離職した者等の給付日数の延長を可能にすること。
- 二 平成29年度から平成31年度までの間、暫定的に、失業等給付の保険料率の引下げを行うとともに、失業等給付等の国庫負担について国庫が負担することとされている額の100分の10とすること。
- 三 ハローワーク等が労働関係法令違反の求人者等からの求人を不受理とすることができる制度の強化、虚偽の求人申込みに係る罰則の整備及び募集情報等提供事業に係る指導監督権限の創設を行うとともに、求人票等で明示した労働条件を変更しようとする場合等に、変更内容等の明示義務を課すこと。
- 四 子が1歳6か月に達するまで育児休業をしてもなお雇用の継続のために特に必要と認められる場合には、子が2歳に達するまで育児休業ができることとし、併せて、育児休業給付の給付期間の延長を行うこと。

五 この法律は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 失業時の生活保障及び早期再就職の支援を一層推進するため、特定受給資格者に限らず失業等給付の給付改善に向けた検討を行うこと。その際、特定理由離職者に係る所定給付日数を拡充する暫定措置については、恒久化も含めて今後の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。
- 二 拡充された教育訓練給付等については、真に訓練を必要とする非正規雇用労働者等に活用されるよう、その内容を十分に周知し、利用勧奨を図ること。
- 三 雇用政策に対する政府の責任を示すものである雇用保険の国庫負担については、改正後の雇用保険法附則第15条の規定に基づき、早期に安定財源を確保し、本則に戻すこと。また、今回の時限的な国庫負担率の引下げについては、平成31年度までの3年度間に厳に限った措置とすること。
- 四 雇用関係助成金に生産性要件を設定するに当たっては、生産性要件を設けることが適当である助成金のみ限定すること。また、生産性要件を設けた助成金については、生産性要件を充足するために人員削減、長時間労働等を招くことがないよう支給要件を厳格にすること。
- 五 いわゆるマルチジョブホルダーについては、雇用保険の適用に向けて、早期に専門家による検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 六 労働保険特別会計及び労働保険特別会計より出資を受けた独立行政法人の財産の管理及び処分に当たっては、国有財産法に基づく適正な管理及び処分の原則を徹底するとともに、特に売却による処分については、公平公正な評価に基づいた、近傍類似の財産価額等も考慮した適正な価額での処分を行うよう努めること。
- 七 当初の労働条件を変更しようとする場合等に変更内容等の明示義務を課すことについて、求職者がその内容を十分に認識し、理解することができるよう、求人者に対して適切な明示方法を指導するとともに、求職者に対して確認すべき労働条件等について啓発を行うなど、制度の周知に万全を期すこと。
- 八 募集情報の適正化が図られるよう、募集情報等提供事業を行う者に対し、改正後の職業安定法の規定及び今後定められる指針に基づき、的確な指導を行うこと。また、本法の施行状況を踏まえ、不適正な募集情報等提供事業を行う者に対する規制強化について検討すること。

- 九 求人申込みの不受理の対象に、職業安定法に基づく勧告又は改善命令を受け、これに従わずに公表された者からの求人を追加することについて検討すること。
- 十 待機児童の解消策については、本来、保育サービスの拡充を先行すべきであることを踏まえ、保育所等の整備及び保育士の確保をより一層推進するとともに、労働者が職場復帰を希望する時期に安心して子を預けることができる保育環境の整備を行うこと。
- 十一 本法の施行後2年を目途として、育児休業制度の対象となる労働者等への事業主からの個別周知の有無を調査すること。また、本法の規定に基づく検討においては、男性の育児休業取得率が依然として低いことに鑑み、利用率の低いパパ・ママ育休プラス制度の活用促進に向けた改善措置を講ずるとともに、父親に一定期間の育児休業を割り当てるパパ・クォータ制の導入に向けて検討すること。
- 十二 育児休業を取得した労働者のキャリア形成が阻害されることのないよう、育児休業中の労働者に対して、職場復帰に向けた情報や労働者の希望に応じた能力開発の機会を提供するなど、能力及び意欲の維持・向上のために積極的な支援を行うことを事業主に促すこと。
- 十三 技能・経験に応じた保育士等の処遇改善を確実に給与に反映させる仕組みを構築するとともに、保育所に対する指導監査が実効性あるものとなるよう、地方公共団体の体制整備に向けた支援策を講ずること。
- 十四 私立保育所への委託費に係る公定価格の積算根拠となる福祉職俸給表の級号俸で示される給与格付けについて、保育士の職務内容に見合った処遇を確保する観点から改善すること。
- 十五 勤続年数等に応じた給与水準の実態を把握し、保育士等が長年働き続けることでメリットが大きくなるような方策を検討すること。
- 十六 公立保育所の非正規雇用労働者の処遇改善に向けた取組を一層推進すること。
- 十七 骨髄移植等の推進を図るためドナー休暇制度の法制化に向けて検討を進めること。

○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、地域包括ケアシステ

ムの強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 市町村が地域の課題を分析して、市町村介護保険事業計画に具体的な取組内容及び目標を記載することとするほか、都道府県による市町村支援の拡充及びこれらの取組を支援するための交付金制度の創設等の保険者機能を強化するための仕組みを法律に位置付けること。
- 二 日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れ、看取り等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院を創設すること。
- 三 地域住民が抱える様々な分野にわたる生活課題を解決するための包括的支援体制の整備を市町村の努力義務とするとともに、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスを法律に位置付けること。
- 四 介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る利用者負担の割合を、その費用の3割とすること。
- 五 被用者保険等保険者に係る介護納付金の額の算定について、総報酬割を導入すること。また、介護納付金に係る総報酬割の導入に伴い、全国健康保険協会に対する国庫補助について所要の見直しを行うこと。
- 六 この法律は、一部を除き、平成30年4月1日から施行すること。

○厚生労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）要旨

本案は、厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、医務技監を新設し、その職務について定めようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

○児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）要旨

本案は、虐待を受けている児童等の保護を図るため、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 家庭裁判所は、虐待を受けている児童等について里親委託、施設入所等の措置に関する承認の申立てがあった場合は、都道府県等に対し、保護者に対

する指導措置を採るよう勧告することができるものとするとともに、勧告を行った上で申立てを却下する審判をする場合においても、家庭裁判所は、都道府県等に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができるものとする

- 二 家庭裁判所は、一による勧告を行ったときは、その旨を当該保護者に通知するものとする
- 三 2月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合は、都道府県知事等は、家庭裁判所の承認を得なければならないものとする
- 四 都道府県知事等は、児童虐待を受けた児童について保護者の同意の下で里親委託、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合にも、児童虐待を行った保護者が児童の身边につきまとはならないこと等を命ずることができるものとする
- 五 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること

(附帯決議)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 家庭裁判所の研修内容に、子どもの権利や児童福祉についてのソーシャルワークの研修を組み込む等、人材育成に努めること
- 二 一時保護所においては、多様な背景を持つ児童の心の安定が保たれ、プライバシーに関して十分な配慮が払われるよう、個室化等の環境の改善を図ること。また、一時保護所への入所時における教育を受ける権利の保障、教員等の配置を充実させること
- 三 より適切な一時保護の在り方として、里親や民間NPO等への一時保護委託の活用を進めること
- 四 親子の再統合を支援するため、児童相談所の体制整備を進めるとともに、保護者に対するカウンセリング、依存症等の必要な治療、家庭内の子どもに係る衣食住を含む日常生活についての指導など、養育環境の計画的な改善を図ること
- 五 DV被害者が子どもを連れて婦人相談所に来た場合は、子どもに対する直接的な虐待がないとされる場合も面前DVの疑いについて児童相談所に連絡し、その後の対応について、一時保護委託先として取り扱うことも含めて検討し、連携を図ること

- 六 虐待死の防止に資するよう、あらゆる子どもの死亡事例について死因を究明するチャイルド・デス・レビュー制度の導入を検討すること。
- 七 児童心理治療施設については、各都道府県1施設を早期に実現するとともに、児童の良好な成育環境を提供できる人材の育成と専門職の確保に努めること。
- 八 児童相談所、婦人保護施設、NPO等の支援団体等が相互に連携する体制について検討を加え、適切な措置を講じること。
- 九 予期せぬ妊娠をした妊婦や養育困難と見込まれる妊婦に対する支援については、妊娠中から特別養子縁組も視野に入れて児童相談所や民間団体との連携を深めること。
- 十 児童虐待対応が必要な家庭に関する情報について、児童相談所と警察や医療機関等が全件共有できるよう必要な検討を行うとともに、転居時の対応や今後の政策立案にも活用すること。

○医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）要旨

本案は、安全で適切な医療提供の確保を推進するため、検体検査の精度の確保、特定機能病院の管理及び運営に関する体制の強化、医療に関する広告規制の見直し、持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 病院等の中で検体検査を行う場合の施設の構造設備等に関する基準の創設、衛生検査所等において行われる検体検査の精度の確保に関する基準の明確化の措置を講ずるほか、検体検査の分類は厚生労働省令で定めることを規定すること。
- 二 特定機能病院の承認要件に医療の高度の安全を確保する能力を有することを追加するとともに、多職種で構成される合議体の決議に基づく管理運営の確保、管理者の選任方法の透明化、開設者による管理者の権限の明確化の義務付け等の措置を講ずるものとする。
- 三 病院等のウェブサイト等についても虚偽の広告等をしてはならないものとする。この場合において、医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合を除いては、診療科名等の広告可能な事項以外の広告をしてはならないものとする。
- 四 持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画について、計画の認定の要件等を見直すとともに、厚生労働大臣が認定を

行うことができる期限を平成32年9月30日まで延長すること。

五 都道府県知事等が病院等の開設者の事務所等への立入検査等を行うことができるようにすること。

六 助産所の管理者は、妊婦等の助産を行うことを約したときは、当該妊婦等の異常に対応する病院等の名称等について、担当の助産師により、当該妊婦等への書面の交付及び適切な説明が行われるようにしなければならないものとする。

七 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、安全で適切な医療提供体制を確保するため、本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

- 一 検体検査の品質・精度管理の具体的な基準の策定に当たっては、医療従事者及び患者にとって信頼に足るものであるよう、拙速に行うことなく慎重に検討を重ね適切に設定すること。遺伝子検査ビジネスについては、医療に関する分野も多く、消費者の期待もあるため、実態把握に努め、対応を早急に検討するとともに、検体検査以外の臨床における検査の基準についても医療従事者及び患者にとって信頼に足るものであるよう、品質・精度管理について、学術団体等の作成するガイドライン等に対し、国としても必要があれば関与し、検討を加えること。
- 二 遺伝子関連検査など検体検査の分類を策定するに当たっては、医療法の適用範囲に含まれるものを明確にするとともに、今後の検査技術の研究の進展により新たな検査が生じた場合も遅滞なく検査の安全性等の評価を行い、品質・精度管理についての基準を設けるよう努め、必要に応じてその結果を受けてのカウンセリングへのアクセスの確保を実現するよう体制を整えること。
- 三 遺伝子関連検査を含む検体検査及びその他の検査において得られた情報の管理に当たっては、医療機関内はもとより、衛生検査所等で必要な措置が講じられるよう施策を講ずること。とりわけ、情報の管理を行う機関の廃業等の場合には情報の流出等を来さないようとりわけ注意を払うよう万全の措置を講ずること。
- 四 特定機能病院におけるガバナンスについては、開設者と管理者の独立性の確保のみならず、医療安全及び医療の質の確保に向けた管理者の権限が発揮される体制が構築されるよう検討するとともに、大学病院の診療と教育機能

の関係性の課題についても検討を加えること。

- 五 高難度新規医療技術を評価するに当たっては、特定機能病院において制度制定及び運用状況のみならず、実施状況、安全性・有効性の評価状況について把握するとともに、特定機能病院以外における取組状況の把握に努めること。
- 六 改正法第19条の2に定める事項について、特定機能病院以外の医療機関にも適用することについての適否を検討するとともに、実施する医療機関に対する支援措置を考慮すること。
- 七 特定機能病院の承認の取消しを受けた医療機関の再承認に当たっては、再発防止対策はもとより、ガバナンスの強化や、医療事故当事者の心情に十分配慮し真摯に向き合う相談体制の構築等の承認要件への対策の状況について十分に確認し、検討をすること。
- 八 医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会とりまとめにおいて広告可能事項を限定すると医療情報の提供促進に支障が生じるとされたことに鑑み、医療機関のホームページについて、広告可能事項の限定の解除要件を検討するに当たっては、過度な規制とならないよう留意すること。
- 九 医療情報の提供を促進し患者の選択を支援する観点から、適正な情報発信が阻害されることのないよう十分な移行期間を確保するとともに、ホームページの適切事例及び不適切事例等を具体的に示すなどその支援を行いつつ、客観的事実に基づく比較や体験談等の扱いについて医療機関ホームページにおける広告規制の在り方について検討を加え必要な措置を講ずる一方、医療広告の禁止事項とその解釈の安易な拡大がなされないよう必要な措置を講ずること。
- 十 柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等のホームページを新たに規制強化する場合には、患者の選択に役立つ十分な情報提供ができるよう配慮すること。
- 十一 美容医療における痩身や美白や脱毛を始めとした全身美容術を業となす者と提携した悪質な事案の実態の把握に努め、必要な措置を講ずること。
- 十二 持分あり医療法人の持分なし医療法人への移行については、法人運営の適正性要件の設定に当たっては安易な要件とならないよう他の法人とのバランスを考慮しつつ設定するとともに、移行に係る課題の調査を引き続き進め、必要な措置の検討を行うこと。
- 十三 病院及び診療所等の開設者の経営の適正さを確保するため、医療法人以

外の法人及び個人の経営状態を把握する方法の検討を行い、適正な医療が継続して提供できるよう必要な措置を講ずること。

十四 助産所と医療機関との連携については、助産所、医療機関双方の負担に十分配慮しつつ、適正に連携が図られるよう支援をするとともに、分娩方法に関する情報の把握に努め、妊産婦等への適切な情報提供について検討すること。

○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案 （厚生労働委員長提出、衆法第19号）要旨

本案は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の有効期限を10年延長し、平成39年8月6日までとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

【農林水産委員会】

○農業競争力強化支援法案（内閣提出第21号）要旨

本案は、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するため、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、農業生産に関連する事業の再編又は当該事業への参入を促進するための措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国の責務

国は、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するため、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況を踏まえ、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策を総合的に策定し、並びにこれを着実に実施する責務を有するものとする。

二 国が講ずべき施策

- 1 国は、農業資材事業及び農産物流通等事業について、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するため、規制や規格の見直しをはじめとする事業環境の整備、適正な競争の下で高い生産性を確保するための事業再編又は事業参入の促進、農業資材の調達先や農産物の出荷先を比較して選択する際の価格等の情報の入手の円滑化等の措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、おおむね5年ごとに、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査及び結果の公表を行い、また、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 事業再編又は事業参入を促進するための措置

- 1 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を目的として行う事業再編又は事業参入を促進するため、主務大臣は、実施指針を策定するとともに、事業者が策定した計画の認定を行うことができるものとする。
- 2 1の認定を受けた事業者は、その計画の実施に当たり、株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資、株式会社日本政策金融公庫による融資、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証等の支援措置を受けることができるものとする。

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 2 二の二の国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する最初の調査は、この法律の施行の日からおおむね1年以内に、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方についての最初の検討は、おおむね2年以内に行うものとする。

○農業機械化促進法を廃止する等の法律案（内閣提出第22号）要旨

本案は、最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、農業機械化促進法を廃止するとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法における国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務に係る規定の整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 農業機械化促進法の廃止

農業機械化促進法を廃止すること。

二 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正

- 1 農業機械化促進法の廃止に伴い、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農機具に関する試験研究等の業務の一部を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法に基づく業務に移行させること。
- 2 その他所要の規定を整備すること。

三 施行期日

この法律は、平成30年4月1日から施行すること。

（修正要旨）

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務の範囲について、農業等に関する技術上の検査を農機具についての検査に限定すること。

○主要農作物種子法を廃止する法律案（内閣提出第23号）要旨

本案は、最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、主要農作物種子法を廃止するものであり、その内容は次のとおりである。

一 主要農作物種子法の廃止

主要農作物種子法を廃止すること。

二 施行期日

この法律は、平成30年4月1日から施行すること。

○土地改良法等の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）要旨

本案は、最近における農業・農村をめぐる状況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする土地改良事業を創設する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 土地改良法の一部改正

- 1 農地中間管理機構が借り入れている農用地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに土地改良事業を実施できる制度を創設すること。
- 2 ため池等の農業用排水施設の耐震化について、農業者からの申請によらず、国又は地方公共団体が、原則として農業者の費用負担や同意を求めずに土地改良事業を実施できる制度を創設すること。
- 3 土地改良施設の突発事故被害の復旧について、農業者からの申請によらず、国又は地方公共団体が、災害復旧と同一の手続で行うことができるものとする。
- 4 除塩事業を土地改良法上の災害復旧事業として位置付けること。
- 5 国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数要件を廃止すること。
- 6 土地改良施設の更新事業のうち、当該土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものについて、組合員の同意なく行うことができるものとする。
- 7 同一の土地について、共有者等がある場合等には、代表者1人を選任し、共有地に係る1人の事業参加資格者等とみなすものとする。

二 独立行政法人水資源機構法の一部改正

水資源の開発又は利用のための施設の更新事業のうち、当該施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものについて、組合員の同意なく行うことができるものとする。

三 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正

農地中間管理事業規程の認可の要件として、同規程において、農地中間管理権の取得等に当たって、あらかじめ、農用地等の所有者等に対し、一の1の土地改良事業が行われることがあることについて説明することが定められていることを追加すること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、一の4に係る規定については、公布の日から施行すること。

(附帯決議)

最近の農業・農村を取り巻く情勢変化の中で、土地改良事業が、良好な営農条件を備えた農地・農業用水の確保と有効利用を通じて、農業の生産性の向上、食料自給率・食料自給力の維持向上、農村地域の活性化、国土の保全、防災・減災等に果たす役割は一層重要なものになっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 都道府県が、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によらない土地改良事業を実施するに当たっては、人・農地プランとの調和に十分配慮するとともに、整備された農用地が確実にかつ円滑に担い手に貸し付けられるよう指導・助言を行うこと。
 - 二 農業者の費用負担を求めない土地改良事業の実施に際しては、事業要件の適合性について透明性を確保しながら、農業者の費用負担を要する従前からの事業との間で不公平感が生ずることのないよう、既存事業における農業者の費用負担の在り方について、農業者の経営状況を勘案しつつ、検討を進め、その実質的な軽減が図られるよう配慮するとともに、農地転用防止措置の厳格な運用を図ること。
 - 三 農業者からの申請によらず、農業者の同意を求めずに実施する土地改良事業については、現場の混乱を招かないよう、事前に十分な説明を行うとともに、丁寧な運用に努めること。なお、ため池等の農業用排水施設の耐震化を目的とした事業については、事業の対象が必要以上に絞られることのないよう、弾力的な運用を図ること。
 - 四 農業農村整備事業関係予算の配分に当たっては、農地中間管理機構関連の事業だけでなく、防災・減災対策に係る事業をはじめ、農村現場のニーズに応えた事業が確実に実施されるよう十分留意すること。
- 右決議する。

○農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）要旨

本案は、最近における農業・農村をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、農村地域において就業の場を確保するため、農村地域への導入を促進する産業の業種を全業種に拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の題名を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」とすること。
- 二 農村地域への導入促進の対象となる業種の限定を廃止し、対象となる産業の業種を拡大すること。
- 三 都道府県が策定する基本計画及び市町村が策定する実施計画の記載事項のうち、導入すべき産業の業種、産業の導入の目標、農業従事者の就業の目標、農業構造の改善に関する目標等を義務的記載事項とし、施設の整備、労働力の需給の調整及び就業の円滑化並びに農業生産の基盤の整備及び開発等に関する事項を任意的記載事項とすること。
- 四 都道府県が策定する実施計画を廃止すること。
- 五 主務大臣を、農林水産大臣、経済産業大臣及び厚生労働大臣とすること。
- 六 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）（参議院送付）要旨

本案は、我が国農林水産業の国際競争力の強化を図るため、日本農林規格（JAS規格）に農林物資の取扱方法等についての基準を追加するとともに、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務に認証機関の能力を評価する業務を追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 農林物資の規格化等に関する法律の一部改正
 - 1 目的規定について、農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を直接目的として明確に位置付け、農林水産業及び関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護を究極目的とするとともに、法律の題名を「日本農林規格等に関する法律」に改めること。

- 2 日本農林規格の制定範囲を拡大し、現行の農林物資の品質についての基準に加え、農林物資の取扱方法、試験方法等についての基準を内容とする日本農林規格を制定することができるものとする。
- 3 農林水産大臣は、都道府県又は利害関係人から日本農林規格の制定に係る申出を受けたときは、速やかにその申出について検討を加え、その申出に係る日本農林規格を制定すべきものと認めるときは、日本農林規格の案を作成し、これを審議会に付議するものとする。
- 4 認証機関の認証対象を農林物資の取扱方法に拡大し、認証を受けた事業者は、その取扱方法が日本農林規格に適合することを示す適合の表示を広告等に付することができるものとするとともに、試験業者の登録制度を創設し、登録を受けた試験業者は、登録標章を付した証明書を交付することができるものとする。
- 5 4の表示・標章の保護に関する規定のほか、日本農林規格への適合性について事実と相違している不適正な表明に対する監督の規定を整備すること。

二 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正

独立行政法人農林水産消費安全技術センターが、認証機関や試験所を国際標準化機構の定める基準を満たしているものとして認定を行うことができるよう、その業務規定を整備すること。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 2 この法律の施行前においても、農林物資の取扱方法、試験方法等についての基準を内容とする日本農林規格を制定することができることとするほか、所要の経過措置を整備すること。

○畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）要旨

本案は、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るため、加工原料乳の生産者に補給金等を交付する制度を導入するとともに、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の業務として当該補給金等を交付する業務を追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 畜産経営の安定に関する法律の一部改正

1 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

(一) 機構は、生乳受託販売若しくは生乳買取販売の事業、自ら生産した生乳の乳業者に対する販売の事業又は自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売の事業を行う事業者（以下「対象事業者」という。）に対し、生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給交付金等」という。）を交付することができることとすること。

(二) 生産者補給交付金等の交付を受けようとする対象事業者は、生乳等の販売に関する計画を作成して農林水産大臣に提出しなければならないこととし、農林水産大臣は、当該計画が農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、当該対象事業者が交付を受ける生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の最高限度を通知するものとする。

2 集送乳調整金の交付

(一) 都道府県知事又は農林水産大臣は、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、1又は2以上の都道府県の区域において委託又は売渡しの申出を拒まない等の要件を満たす生乳受託販売又は生乳買取販売の事業を行う対象事業者を、指定事業者として指定することができることとすること。

(二) 機構は、指定事業者に対し、集送乳調整金を交付するものとする。

3 指定乳製品の価格の安定に関する措置

機構は、指定乳製品等の輸入並びに機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻しを行うことができるものとする。

二 独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正

機構の業務として、生産者補給交付金等を交付する業務等を追加すること。

三 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の廃止

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法は、廃止すること。

四 施行期日

この法律は、平成30年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

我が国の酪農は、生産者の努力の積重ねにより、先進的な経営を実現させてきた。しかしながら、担い手の高齢化や後継者不足を背景に飼養戸数、飼養頭数ともに減少しており、生産基盤の強化に向けて、生産現場では総力を挙げて

の取組が懸命に続けられている。こうした状況を踏まえ、補給金制度の改革は、生産現場における不安や混乱を払拭し、経営意欲の維持向上が図られるよう、消費者への国産牛乳・乳製品の安定供給と生産者の所得の増大を旨として進める必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、生産者が将来に明るい展望を描けるよう、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 新たな補給金制度の運用に当たっては、制度の目的を踏まえ、現行の指定生乳生産者団体に出荷する生産者が不公平感を感じないようにするとともに、事業者が乱立した結果、乳価交渉力強化・用途別安定供給・共同販売体制の強化などの現行の指定生乳生産者団体の機能が損なわれないよう、万全の措置を講ずるとともに、その機能強化に向けた取組を後押しすべく、万全の措置を講ずること。
- 二 補給金交付の要件となる年間販売計画は、飲用向けと乳製品向けへの調整の実効性が担保されるものとする。
- 三 補給金の算定に当たっては、牛乳・乳製品の需給の安定等を通じた酪農経営の安定を図り、国民消費生活の安定に寄与するため、生乳の再生産が確保されるよう、その単価を適切に設定すること。
- 四 集送乳調整金については、条件不利地を含む広域的な地域から、正当な理由なく集乳を拒まない事業者にのみ交付する仕組みとし、その単価を適切に設定すること。
- 五 部分委託については、場当たりの利用を確実に排除し、年間を通じた用途別の需要に応じた安定的な取引が確保され、生産者間の不公平が生じないよう、厳格な基準を設定し、その適切な運用を図ること。
- 六 現行の指定生乳生産者団体が新制度における指定生乳生産者団体に円滑に移行できるよう、関係者の意向や実態を十分踏まえた適切な措置を講ずること。
- 七 対象事業者に対する指導及び助言に当たっては、生産者の公平な取引であるかなど、必要に応じて国が調査し、実効性ある改善指導を行うこと。
- 八 政令及び農林水産省令並びに関連通知については、年間を通じた用途別の需要に応じた安定的な取引が行われ、用途別安定供給に支障をきたすことがないように、適切に制定すること。
- 九 酪農家は農業者の中でもとりわけ過酷な労働条件にあることから、その改

善を図るため、酪農ヘルパーの充実や公共牧場等を活用した育成の外部化を支援するとともに、搾乳ロボットやミルクングパーラーをはじめとする省力化機器や施設の整備に対して集中的に支援を行うこと。

こうした生産基盤対策等の支援は、地域を支える中小規模の家族経営体が十分活用できるよう配慮すること。

十 規制改革推進会議等の意見については、参考とするにとどめ、現場実態を踏まえ、酪農生産基盤の強化に資するものとなることを第一義とし、制度の運用を行うこと。

右決議する。

○農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）要旨

本案は、最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、農業経営の安定を図るため、農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を創設するとともに、農業共済事業について共済関係の成立に係る方式の変更その他の見直しを行うほか、全国を区域とする農業共済組合連合会の事業及び組織に関する規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 題名の改正

法律の題名を「農業保険法」とすること。

二 農業経営収入保険事業の創設

1 保険資格者は、青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者とすること。

2 事業は、保険資格者による任意加入制とし、被保険者が自ら生産した農産物（農産物に簡易な加工を施したものを含む。）に係る収入の減少について保険金を交付する仕組みとすること。

3 特約により、保険料に基づく保険金のほか、農業者の積立てに基づく補填を受けることができるものとする。

4 国は、保険料の2分の1及び積立方式による補填の4分の3をそれぞれ負担すること。

5 農業経営収入保険に係る保険責任について政府の再保険を措置すること。

三 農業共済事業の見直し

1 農作物共済の当然加入制を廃止し、他の共済事業と同様の任意加入制に移行すること。

- 2 家畜共済を死亡廃用共済と疾病傷害共済に分離し、農業者の経営事情に応じて別々に加入できるようにすること。
- 3 農業者の被害率に応じて共済掛金率を設定する仕組みを全ての農業共済組合に導入すること。

四 全国連合会の設立

農業共済団体は、全国を区域とする農業共済組合連合会を設立し、農業経営収入保険事業のほか、農業共済団体の事業を補完するための共済事業等を行うことができるものとする。

五 施行期日等

- 1 この法律は、平成30年4月1日から施行すること。
- 2 農業経営収入保険の実施及び農業共済の新制度への切替えは、平成31年産からとすること。
- 3 政府は、この法律の施行後5年を目途として、農業経営収入保険事業その他の農業保険の制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(修正要旨)

- 一 国は、農業者の農業保険への加入が促進されるよう、農業者の適切な選択に資する情報の提供等に努めるものとする規定を追加すること。
- 二 行政庁は、農業共済組合等に対し、共済事業の効率的かつ円滑な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うよう努めるものとする規定を追加すること。
- 三 行政庁は、全国連合会に対し、農業経営収入保険事業の効率的かつ円滑な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うよう努めるものとする規定を追加すること。
- 四 全国連合会が連携及び技術的な協力の確保に努めることとされる相手方に、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第4条第1項の交付金を交付する事業その他の農業収入の減少について補填を行う事業を行う者が含まれることを明記すること。
- 五 政府が農業経営収入保険事業その他の農業保険の制度の在り方等について検討を加える時期の目途を、施行後5年から施行後4年とすること。

(附帯決議)

農業災害補償制度は、制度発足以来、70年以上の長きにわたり、災害によって農業者が被る損失を補填することにより農業経営の安定に大きく貢献してき

た。しかしながら、同制度は、価格低下等は対象となっておらず、対象品目が限定されているといった問題が指摘されている。このため、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者のセーフティネットとして、個々の農業者ごとに農業収入全体を対象に総合的に対応し得る新たな保険制度の創設等が喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、農業経営の安定を図るため、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 新たに創設される農業経営収入保険事業及び従来からの収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）をはじめとした収入減少を補填する機能を有する制度が農業者の自由な経営判断により適切に選択されるよう、国と全国を区域とする農業共済組合連合会（全国連合会）等は緊密に連携し相互に協力して制度の効率的かつ円滑な実施を図ること。その際、農業者が負担する保険料と補填金との関係についてのモデルケースを示すなど、農業者の制度理解に資する分かりやすい説明を行い加入の促進に努めること。
- 二 農業経営収入保険事業を安定的に運用するためには、一定の加入者数を確保することが望ましいこと等に鑑み、全国連合会が事業を支障なく実施することができるよう必要な情報及び資料を提供するとともに、適時適切な指導及び助言を行うこと。
- 三 保険金及び特約補填金については、農業者はこれらを含めた当年の収入を翌年の作付等に必要な経費に充てることから、当該年への算入やつなぎ融資の無利子化など、可能な限り農業者が利用しやすい仕組みとすること。また、保険金及び特約補填金は、保険期間の翌年の税負担に影響を及ぼさないよう、税務上、保険期間の総収入金額に算入されるよう適切な運用を行うこと。
- 四 保険金及び特約補填金の支払いの基礎となる基準収入金額については、当年の経営面積が拡大する場合や農業収入金額に一定の上昇傾向が確認できる場合等、農業者が経営の発展に取り組んでいるときは、これらの動向を適切に反映すること。また、基準収入金額の算定の方法と算定プロセスの透明性を確保すること。
- 五 農作物共済の当然加入制が廃止される中、特に、保険を必要とする農業者が無保険者となることのないよう、今回の法改正の内容を十分に説明することにより、農作物共済への引き続きの加入若しくは農業経営収入保険事業への加入を進めること。

六 法施行後の見直しに当たっては、農業経営収入保険事業、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）等の収入減少を補填する機能を有する同趣旨の制度など関連政策全体の検証を行い、総合的かつ効果的な農業経営安定対策の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

右決議する。

○特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第3号）要旨

本案は、特殊土壤地帯における災害防除及び農地改良の対策事業を引き続き実施することにより、法に定める所期の目的を達成するため、法律の有効期限を平成34年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

○商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案（参議院提出、参法第106号）要旨

本案は、最近における捕鯨をめぐる国際的な状況を踏まえ、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な事項等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本原則

鯨類科学調査は、次に掲げる全てに適合し、かつ、原則として鯨類の捕獲を伴って実施されるものとする。

- 1 主として商業捕鯨の実施のための科学的知見を得ることを目指して実施されること。
- 2 我が国が締結した条約その他の国際約束等に基づき、かつ、科学的知見を踏まえて実施されること。
- 3 調査結果については十分な分析・研究が行われ、得られた研究成果は広く公表されること。
- 4 必要に応じて国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携を図りながら実施されること。

二 国の責務

国は、一の基本原則にのっとり、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

三 基本方針及び鯨類科学調査計画

- 1 政府は、基本原則にのっとり、鯨類科学調査の意義、収集する科学的情報に関する目標のほか、実施体制、妨害行為への対応、得られた科学的知見の国内外における普及・活用、捕獲した鯨類の調査終了後における利用等に関する基本的事項を内容とする基本方針を定めなければならないものとする。
- 2 農林水産大臣は、基本方針に即して、実施が必要と認められる鯨類科学調査ごとに、目的、実施海域、期間、方法等の事項を内容とする鯨類科学調査計画を策定するものとする。

四 鯨類科学調査の実施体制の整備等

政府は、調査実施主体に対し、鯨類科学調査の実施に要する費用の一部を補助するとともに、調査研究を行う人材の養成・確保、船舶・乗組員の確保その他鯨類科学調査の実施体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

五 妨害行為への対応等のための施策

政府は、調査実施主体の妨害対策への支援、政府職員・船舶の派遣、関係行政機関による情報共有、外交上の適切な措置及び妨害行為のおそれのある外国人の入国管理に必要な措置を講ずるものとする。

六 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

【経済産業委員会】

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、事故炉の廃炉等を行う原子力事業者による事故炉の廃炉等の確実な実施を確保するため、当該原子力事業者に対して廃炉等に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）に積み立てることを義務付ける等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 目的

法律の目的に、廃炉等積立金の管理等その他の業務を行うことにより、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図ることを追加すること。

二 業務の範囲

機構の業務に、廃炉等積立金の管理等の業務及びこれに附帯する業務を追加すること。

三 廃炉等積立金の積立て及び額

廃炉等を実施する認定事業者（以下「廃炉等実施認定事業者」という。）に対し、毎年度、機構が通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てることを義務付けること。廃炉等積立金の額は、機構が運営委員会の議決を経て、主務省令で定める基準に従って定めなければならない、主務大臣の認可を受けるものとする。

四 廃炉等積立金の取戻し

廃炉等実施認定事業者は、廃炉等の実施に要する費用に充てる等の場合には、機構と共同して作成し、主務大臣の承認を受けた廃炉等積立金の取戻しに関する計画に従って廃炉等積立金を取り戻すことができるものとする。

五 立入検査

主務大臣は、廃炉等積立金の管理等のため必要があると認めるときは、その職員又は機構に、廃炉等実施認定事業者の営業所等に立入検査を行わせることができるものとする。

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

七 検討

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案

し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）における積立金制度の運営について、機構における廃炉等積立金の額の決定、廃炉等実施認定事業者による積立て、廃炉等積立金の厳格な資金運用や区分経理、取戻し、実際の廃炉等作業に関する使用等の各段階における状況を公開・説明する等、制度運営に関する透明性の確保に万全を期すよう監督すること。
- 二 法律第55条の4に定める廃炉等積立金の額は、当該事業年度の前後の廃炉等の実施状況、東京電力ホールディングスの経営状況、廃炉等積立金の使用状況及びそれらの見込み等を勘案して、合理的な額を柔軟に設定するとともに、その設定方法を定める法律第55条の4第2項に基づいて主務省令で定められる基準を予見可能な明確なものとする。
- 三 機構は、今後の廃炉等の実施の管理・監督を行う主体としての責任を果たすことが求められていることから、廃炉等の技術に係る機構職員の専門人材の育成等、今後の廃炉工程の進展等を踏まえて組織体制の一層の充実・強化を図るよう指導すること。
また、廃炉等の技術について、政府が積極的に研究開発支援を行う等、政府、機構、東京電力ホールディングス、原子力企業等による密接な連携の下でそれぞれの役割を果たし、今後の廃炉工程の一層の進展を図られるよう取り組むこと。
- 四 東京電力ホールディングス及び政府は、レベル7の原発過酷事故を受けての事故廃炉という、人類が経験したことの無い困難な課題を克服する上で、国民負担の現状と今後の見通し、技術的解決策の開発状況や展望、燃料デブリ取り出し・廃炉のロードマップ更新をはじめ、可能な限り、国民と国際社会とに対する正確な情報開示・情報発信に努めること。
- 五 廃炉の確実な実施のためには、廃炉作業に当たる関係作業員の高い意欲と認識が必要不可欠である。安全第一を基本とする作業員の労働環境の充実と確立に努めること。

また、東京電力ホールディングス及び政府は、事故廃炉・燃料デブリ取り出しを今後実行して行くに際して、遠隔ロボット等を最大限に活用しつつ、作業員等の被曝対策と安全管理・健康管理には万全を期すこと。

六 東電改革の成否は、今後の福島第一原発事故の対応に係る道筋に極めて大きな影響を与えることから、政府、機構において、東京電力ホールディングスの改革の取組状況については、定期的に評価を行い、筆頭株主としての責任を貫徹し、必要に応じてその立場を最大限に活用する等により、改革の完遂を図ること。

なお、改革の成果が、東京電力ホールディングス株式会社に対する市場の評価に繋がるよう、市場関係者に対する十分な情報提供を図ること。

七 託送原価を低減した場合の託送料金の設定について、電気事業法上の諸規定と整合性を保ちつつ、他の送配電事業者の託送料金とも公平性を担保しながら、託送原価の低減努力が着実に廃炉等費用の捻出に繋がるような明確なルールを設定すること。

八 大胆な経営改革による合理化は、事故廃炉に取り組む東京電力ホールディングスはもとより、自由化を受けて全ての旧一般電気事業者に期待されていることに鑑み、政府は、今後の東京電力ホールディングスの改革の取り組みをベンチマークとし、電気料金や託送料金の引き下げなどにより、国民・需要家に対して改革の果実が十分にもたらされるよう、当該事業者の適切な対応を促すこと。

九 一般の廃炉等費用の試算額については、今後の廃炉等工程の具体的な進展に伴い変化する可能性もあることから、廃炉等工程の進展具合や廃炉等積立金の使用状況等も踏まえて必要に応じ適時適切に見直し・公表することとし、今後の着実な廃炉の実施等の観点から、処理済水の取扱い方法についても決定し、その費用の合理的見積りを行い、電力需要家のみならず国民に対して十分な説明責任を果たすこと。

十 一般負担金に係る過去分の回収にあたっては、その事実を需要家に確実に伝えるための措置を講ずるとともに、過去分回収に係る考え方や回収額等について需要家がより具体的な情報が得られるよう、政府及び送配電事業者等により提供されるよう措置すること。

なお、新電力からの回収については、本来事故とは関係の無い第三者に対して政策実現に係る義務等を負わせることとなるため、政府において新電力に対して十分な説明を行うとともに、所要の支援措置等を講じること。

十一 送配電会社の託送料金に上乗せして回収する措置について、賠償の備えの不足が生じた中での政策上の要請があるとしても、今後同様の措置が安易に導入されること等が無いよう、措置に係る十分な情報公開を行う等、第三

者によるチェックが可能となるよう措置を講じるとともに、福島第一原発事故の対応に要する資金の確保に関し、国の財政負担のあり方について検討すること。また、「公共財」的性質を帯びる送配電網が過少投資にならないよう政府が必要な措置を講じること。

十二 原子力損害賠償支援機構法附則第6条第1項に基づく「原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方」について、本年秋までに検討を加え、その結果に基づき、財務健全性や自律的な事業運営が可能となるような国の関与の在り方や、費用負担等のルールをすみやかに整備すること。

十三 低レベル放射性廃棄物の処分場確保にあたっては、発生者責任の原則の下、事業者が実施するが、その際、地域の理解の増進など、国としても責任をもってその確保に協力すること。

○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）要旨

本案は、地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する「地域経済牽引事業」に係る計画を承認する制度を創設するとともに、当該計画に係る事業を支援するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の題名を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改めること。
- 二 主務大臣は地域経済牽引事業の促進に関する基本方針を定めるものとし、市町村及び都道府県は共同して、基本方針に基づき、地域経済牽引事業の促進区域、経済的効果に関する目標等について定める基本計画を作成して、主務大臣に協議し、その同意を求めることができるものとする。
- 三 地域経済牽引事業を行おうとする事業者等（以下「事業者」という。）は、地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県知事等の承認を申請することができるものとする。
- 四 事業者から基本計画を作成した地方公共団体の長に対し、事業環境の整備に係る措置を提案できる制度を創設するものとする。
- 五 地域経済牽引事業に用いられる施設の整備が円滑に行われるよう、事業者

- から農地法、都市計画法等の規定による許可その他の処分を求められたときは、国の行政機関の長又は都道府県知事は適切な配慮をするものとする。
- 六 承認された地域経済牽引事業計画に係る事業に対し、設備投資減税等課税の特例措置、工場立地法の緑地面積率等の緩和、一般社団法人の地域団体商標の登録主体への追加及び補助金等交付財産の処分制限に係る承認手続の簡素化等の支援措置を講ずるものとする。
- 七 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(修正要旨)

政府は、土地利用の調整の状況について検討を加え、優良な農地が十分に確保できないと認めるときは、所要の措置を講ずるものとする規定を附則に追加すること。

(附帯決議)

- 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
- 一 地域の特性や強みを生かした地域経済牽引事業を促進するとの本法の趣旨に鑑み、地方公共団体が行う基本計画の策定に当たっては、成長が期待される地域の中核事業の特定等に必要な情報提供や助言、専門人材の育成・派遣を行う等、地域の支援機関と連携しつつ、支援体制の一層の充実強化に努めること。
- 二 地方公共団体の基本計画においては、これまでの地域経済産業政策において指摘された問題点等を踏まえ、製造業のみならず、第4次産業革命関連産業、サービス業、農林水産業、観光業等、地域の特性を生かした多様な事業分野が支援対象とされるよう、イノベーションの促進も踏まえた取組みを推進し、各種支援策の効果的な活用が図られるようにすること。また、計画の実施による地域への経済的効果等について、適切な指標に基づく検証を実施し、継続的にフォローアップを行うことにより、計画の実効性確保に努めること。
- 三 重点促進区域の設定及び土地利用の調整に係る配慮事項として、国が定める基本方針において、市街化区域内など農用地区域外での開発を優先すること及び土地利用調整区域に農地が含まれる場合には農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすることを明記すること。
- 四 地域経済牽引事業に対する各種支援措置の実施に当たっては、事業者の負担軽減を図る観点から、更なる事務手続きの簡素化を進めるとともに、業種

横断的な取組みが適切かつ円滑に実施されるよう、関係府省庁間において一層緊密に連携を図ること。

- 五 創業及び新事業展開を含め、地域経済牽引事業に対する積極的な資金供給が行われるよう、地域金融機関等による地域密着型金融の取組みを一層推進するとともに、地域未来投資促進税制等の積極的な活用、中小企業基盤整備機構及び地域経済活性化支援機構による機動的なリスクマネーの供給等に努めること。

○中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）要旨

本案は、中小企業の資金繰りを支える信用補完制度について、危機時等における資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、信用保証協会と金融機関の連携による中小企業に対する経営支援の強化等の措置を講ずることにより、中小企業の経営の改善発達の促進を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 中小企業信用保険法の一部改正

- 1 大規模な経済危機・災害等により著しい信用の収縮が全国的に生じる場合に備えて、予め適用期限を区切って迅速に発動できる新たなセーフティネットとして危機関連保証を創設すること。
- 2 小規模事業者の持続的発展を支えるため、特別小口保険の付保限度額を1,250万円から2,000万円に引き上げること。

二 信用保証協会法の一部改正

- 1 信用保証協会（以下「協会」という。）の業務に中小企業者に対する経営支援を追加すること。
- 2 協会が業務を行うに当たっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、金融機関と連携を図るものとする。
- 3 協会が行うファンドに対する出資の対象に、創業又は中小企業者の経営の改善発達を支援することを目的とする投資事業を追加すること。

三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

事業承継を一層促進するため、法の認定を受けた中小企業者の代表者個人が承継時に必要とする株式取得資金等を信用保険の対象とすること。

四 産業競争力強化法の一部改正

創業チャレンジを促すべく、創業関連保証の付保限度額を1,000万円から

2,000万円に引き上げること。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 中小企業に対する金融機関の経営支援を促すため、信用保証協会及び金融機関の連携により、保証付き融資及びプロパー融資の適切な組み合わせによるリスク分担を一層推進するとともに、金融機関のリスク分担状況について、モニタリングの実施等により、その実効性の確保に努めること。
- 二 金融機関において、目利き力を持った人材の育成・確保等により、適切な事業性評価に基づく融資能力の向上が図られるよう、必要な支援及び指導を行うとともに、職員の目利き力の発揮状況を含む業務実績が適正に評価されるよう努めること。
- 三 不況業種に係る経営安定保証については、保証割合が8割に縮減されることから、十分な周知期間の確保及び丁寧な説明等により、中小企業及び関係団体に混乱が生じることのないよう十分な配慮を行うとともに、不況業種において貸し渋り等により資金調達に突然の困難が生じることのないよう注視し、不況業種の中小企業に対する金融機関の経営支援が確保されるよう努めること。
- 四 危機関連保証については、大規模な経済危機や災害等により著しい信用収縮が生じた際に、政府が前面に立って中小企業の事業継続を支え、資金繰りに支障を来すことがないよう、透明性の確保の下、迅速かつ的確な対応を行うための体制の整備に万全を期すること。
- 五 信用保証協会の業務に中小企業に対する経営の改善発達支援が追加されたことに伴い、各協会が地域の実情に応じつつ、必要な人材の育成・確保等に努め、実効ある経営支援機能が確実に発揮されるよう必要な指導監督を行うほか、経営支援の取組みに地域による格差が生じないように、全国の各協会の支援体制の底上げを図ること。
- 六 信用保証協会が管轄区域を見直すことにより、スケールメリットを発揮し、事業の一層の効率化が図れるよう、組織の再編を行う場合は、適切な措置を講じること。
- 七 信用補完制度に対する国庫負担については、近年減少傾向にあるものの引

き続き多額の予算措置が講じられている現状に鑑み、国民負担の軽減及び制度の持続可能性を確保する観点から、各信用保証協会の財務の健全性確保、業務の効率化及びガバナンスの一層の強化を図るとともに、信用保証協会による保証業務や保証基準の在り方についても、不断の検証及び見直しを行うこと。また、信用保証協会への天下りについてはその抑制に努めること。

八 中小企業の自立の促進、生産性や操業・廃業率の向上、ひいては我が国経済の新陳代謝を図るといった中小企業支援の目的に沿って信用保証協会が業務を遂行するよう、政府は先進各国との比較も含めて我が国の信用補完制度の引き続きの検証を行い、所要の措置を講ずること。

九 信用保証協会及び政策金融機関等の中小企業金融に携わる者は、納税者である国民の信頼を損なうことのないよう、倫理観の向上及びコンプライアンスの徹底を図り、政策金融に対する理解の促進と信頼の醸成に努めること。また、政府は、中小企業の経営の改善発達を促進する観点から、政策金融全般の在り方について適切な見直しに向けた検討を行うこと。

○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）要旨

本案は、安全保障に関連する技術又は貨物（以下「機微技術等」という。）の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、機微技術等の管理の厳格化を図るとともに、輸出入に係る制裁の実効性を強化する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 無許可輸出等に対する罰則の強化

核兵器等の大量破壊兵器に関連する貨物や技術の無許可輸出等に係る罰金額の上限を3,000万円（当該貨物の価格の5倍が3,000万円を超えるときは、当該価格の5倍）に引き上げるとともに、法人に対しては罰金額の上限を10億円とする法人重科制度を創設するなど、罰則を強化すること。

二 輸出入規制における行政制裁等の強化

1 輸出入の禁止等の行政制裁を命じられた法人役員等に対し、当該禁止期間と同一の期間を定めて、同じ業務を営む別法人の当該業務担当役員となること等を禁止することができることとする。

2 我が国独自の経済制裁措置（法第10条第1項関係）の違反者に対する行政制裁期間の上限を3年に延長すること。

三 対内直接投資規制の強化

1 外国投資家は、他の外国投資家からの非上場株式の譲渡のうち、国の安

全を損なうおそれがあるものを行おうとするときは、あらかじめ、事業目的、金額、実行の時期その他の事項を届け出なければならないこととする

こと。
2 無届で国の安全を損なうおそれのある対内直接投資等を行った外国投資家に対して、株式の売却命令等の必要な措置命令を行うことができることとする

こと。
四 この法律は、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 世界の安全保障環境が厳しさを増している現状を踏まえ、罰則等の強化を図る本改正が、安全保障貿易管理の厳格な実施について実効を上げ、我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資するものとなるよう、関係省庁の一層緊密な連携を図るとともに、海外における我が国の政府関係機関や進出企業等との連携強化を図ること。

また、安全保障貿易管理体制の構築に取り組む各国政府等との連携を深めるよう、情報提供等の支援措置を講ずること。

二 海外でのビジネス展開等を図る中小企業の取組に対して、本法の定める輸出管理規制が適正に実施されるよう、講習会の開催や中小企業の海外展開支援施策との連携等、中小企業の十分な理解と協力を得るための所要の措置を講ずること。

三 海外の優れた人材や技術を呼び込むことは我が国経済の発展にも資するものであるため、引き続き対内直接投資の一層の活性化に向けた取組を進めつつ、他方で、国の安全等に係る対内直接投資については、機微技術の流出が生じることのないよう、規制の確実な実施を図ること。

また、審査に係る申請者や外国投資家等に対して、本法に基づく我が国の対内直接投資規制の考え方等が十分理解されるよう、事前及び事後に情報を提供する等の説明責任を果たすこと。

四 クラウド空間に安全保障上の機微な技術情報を保存・管理する企業に対し、運営状況の報告を定期的に受ける等の適切な指導を行うこと。

五 安全保障上の機微な技術情報の管理の強化の観点から、「みなし輸出」管理の在り方等の諸課題について検討を進めること。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第52号) (参議院送付) 要旨

本案は、化学物質による環境汚染をより適切に防止するため、新規化学物質の審査特例制度における国内の総量規制について、全国総量上限を環境排出量換算の基準に改めるとともに、一般化学物質のうち毒性が強い化学物質に係る管理の強化を図る等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 新規化学物質の審査特例制度における国内の総量規制について、製造及び輸入に係る総量による規制を、環境に対する影響を勘案して算出する総量によるものに改めること。
- 二 一般化学物質に分類される化学物質のうち、毒性が強いものとして、継続的に摂取される場合には人の健康を著しく損なうおそれがあるもの等を「特定一般化学物質」とするものとする。
- 三 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、新規化学物質の製造又は輸入開始前の届出について、その新規化学物質の毒性が、特定一般化学物質の毒性に該当するもの（以下「特定新規化学物質」という。）であると判定したときは、その結果を届出者に通知するとともに、これを公示しなければならないものとする。
- 四 特定一般化学物質又は特定新規化学物質（以下「特定一般化学物質等」という。）を業として取り扱う者は、特定一般化学物質等を他の事業者に譲渡し、又は提供するときは、その相手方に対し、特定一般化学物質等である旨の情報等を提供するよう努めなければならないものとする。
- 五 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、一の規定は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 審査特例制度の見直しに併せて、事前確認により製造・輸入が認められる化学物質の管理状況及び使用状況について、事後監視の徹底を図るとともに、化学物質の有害性情報の収集に積極的に努めること。
- 二 審査特例制度の全国数量上限の算出に用いる用途別排出係数については、廃棄段階も考慮に入れるなど、化学物質のライフサイクルにも配意し、環境への排出量を過少評価することのないよう知見を結集した設定・運用を行う

こと。

また、用途情報の正確性を担保するためには、企業の保有する技術・営業情報等の秘密情報が保護されるよう、速やかに国が用途情報を厳密に把握できる体制の構築について検討し、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすことのないよう万全を期すこと。

三 化学物質管理に関する規制・制度については、化学産業の国際競争力の強化、事業者の負担軽減及び国際的な動向との整合性を踏まえて、合理的な規制や制度の運用に向け、引き続き検討すること。なお、その際には我が国の商慣行や事業者間の公平性にも充分留意すること。W S S D 2020年目標の確実な達成、化学物質の適正な利用及び化学物質によるリスクの低減に関する長期的・計画的な施策を推進するため、利用の実態を踏まえ、包括的に化学物質を管理するための総合的、統一的な法制度等のあり方について早期に検討を行うこと。

四 化学物質のリスク評価に当たっては、その透明性及び客観性を確保する観点から、政府の行ったリスク評価の妥当性を審査する外部委員会を用いて行うこと。

○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成29年4月7日閣議決定）に基づき、平成29年4月14日から平成31年4月13日までの間、同法第48条第3項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、同法第52条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び同法第25条第6項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

【国土交通委員会】

○海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、近年における海上運送事業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、我が国の安定的な海上輸送の確保を一層推進するため、準日本船舶の範囲の拡大等の措置を講ずるほか、2006年の海上の労働に関する条約等の改正に伴い、海上労働証書及び船員の資格に関する規定の整備等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 海上運送法の一部改正

1 準日本船舶の範囲の拡大

トン数標準税制の適用対象である準日本船舶の認定範囲を、日本の船主の海外子会社が保有する一定の要件を満たした船舶まで拡大すること。

2 先進船舶の導入等の促進

(一) 国土交通大臣は、先進船舶の導入等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めること。

(二) 船舶運航事業者等は、先進船舶の導入等についての計画を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができること。

(三) 国は、船舶運航事業者等が(二)の認定を受けた計画に従い先進船舶の導入等を行うために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めること。

二 船員法の一部改正

1 海上労働証書に係る検査項目に、送還の確実な実施並びに障害手当及び遺族手当の確実な支払に必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置が講じられていることを追加すること。

2 海上労働証書の更新検査に合格した船舶で、従前の海上労働証書の有効期間が満了するまでの間に交付が受けられないものについては、従前の海上労働証書の有効期間を5月間延長することができること。

3 船舶所有者は、液化天然ガス等燃料船には危険物等取扱責任者を、極海を航行する船舶には特定海域運航責任者を乗り組ませなければならないこと。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度の創設、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣が基本方針において定める事項に、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標の設定に関する事項等を追加すること。
- 二 都道府県及び市町村は、基本方針に基づき、当該都道府県又は市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画を作成することができること。
- 三 住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業を行う者は、賃貸住宅を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けられること。
- 四 登録事業者は、登録住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者に対し、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒んではならないこと。
- 五 都道府県知事は、登録事業者に対し、登録住宅の管理の状況について報告を求めることができること。
- 六 都道府県知事は、その指定する者に、登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務（五の事務を除く。）の全部又は一部を行わせることができること。
- 七 都道府県知事は、特定非営利活動法人等であって、業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、支援法人として指定することができること。
- 八 支援法人は、登録事業者からの要請に基づく登録住宅入居者の家賃債務の保証、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進並びに賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助等の業務を行うこと。
- 九 独立行政法人住宅金融支援機構は、登録住宅の改良に必要な資金を貸し付けることができること。また、家賃債務保証保険契約に係る保険を行うことができること。
- 十 登録事業者は、被保護入居者が家賃の請求に応じないことその他の被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となる事情があるときは、その旨

を保護の実施機関に通知することができること。

十一 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 本法による住宅セーフティネット機能の強化とあわせ、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅政策についても、引き続き着実な推進に努めること。

二 低額所得者の入居負担軽減を図るため、政府は必要な支援措置を講ずること。

三 高齢者、低額所得者、ホームレス、子育て世帯等の住宅確保要配慮者について、入居が拒まれている理由など各々の特性に十分配慮した対策を講ずること。

四 住宅確保要配慮者が違法な取立て行為や追い出し行為等にあわないよう、政府は適正な家賃債務保証業者の利用に向けた措置を速やかに講ずること。

五 住宅セーフティネット機能の強化のためには、地方公共団体の住宅部局及び福祉部局の取組と連携の強化が不可欠であることから、政府はそのために必要な支援措置を講ずること。

六 災害が発生した日から起算して3年を経過した被災者についても、必要が認められるときには、住宅確保要配慮者として支援措置を講ずること。

○都市緑地法等の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）要旨

本案は、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の記載事項の拡充、公園施設の設置又は管理を行うことができる者を公募により決定する制度の創設、生産緑地地区における規模要件の緩和、農業と調和した良好な住環境を保護するための田園住居地域制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 都市緑地法の一部改正

1 市町村が緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画において記載する事項に、都市公園の管理の方針に関する事項及び生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項を追加すること。

2 市町村長は、市民緑地を設置・管理しようとする者の申請により、市民緑地設置管理計画を認定することができること。

二 都市公園法の一部改正

1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業として行う公園施設の設置又は管理の期間は、当該事業契約期間の範囲内において公園管理者が定める期間とすること。

2 飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理（園路、広場等の建設を併せて行うものに限る。）について、公園管理者が公募により民間事業者を選定する制度を創設すること。

3 保育所その他の社会福祉施設を占用許可の対象として追加すること。

三 生産緑地法の一部改正

1 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況等を勘案して必要があると認めるときは、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を、政令で定める基準に従い、条例で別に定めることができること。

2 生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、農林漁業の安定的な継続に資するもので国土交通省令で定める基準に適合する施設を生産緑地地区における設置許可の対象として追加すること。

3 市町村長が指定した特定生産緑地の所有者は、申出基準日から起算して10年を経過する日以後において、市町村長に対し、当該特定生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができること。

四 都市計画法の一部改正

農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する用途地域として田園住居地域を創設すること。

五 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○水防法等の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）要旨

本案は、最近における気象条件の変化に対応して、多様な主体が連携して大規模な洪水等に対する防災・減災対策を推進するため、要配慮者利用施設における避難体制の強化、都道府県知事等が管理する河川の改良工事等及び災害復旧工事の国土交通大臣による代行制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 水防法の一部改正

- 1 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設等（以下「要配慮者利用施設」という。）の所有者等は、避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施しなければならないこと。
- 2 輪中堤防等浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地の区域について、水防管理者による浸水被害軽減地区の指定制度及び当該地区内の土地の形状変更行為を行う際の事前届出制度を設けること。
- 3 国土交通大臣及び都道府県知事は、洪水予報河川等として指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うために協議会を組織すること。

二 河川法の一部改正

国土交通大臣は、都道府県知事等から要請があり、当該都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは管理する二級河川に係る一定の改良工事等又は災害復旧工事を当該都道府県知事等に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合においては、これを行うことができること。

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正

市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施しなければならないこと。

四 独立行政法人水資源機構法の一部改正

独立行政法人水資源機構は、都道府県知事等から要請があり、当該都道府県知事等が管理する河川管理施設に係る一定の改築等又は災害復旧工事を当該都道府県知事等に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合においては、これを行うことができること。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）要旨

本案は、自動車の型式指定制度の適正な実施を図るため、不正の手段により

型式の指定を受けた場合において当該指定を取り消すことができることとする
とともに、虚偽の報告等に対する罰則の強化の措置を講じようとするもので、
その主な内容は次のとおりである。

- 一 不正の手段により自動車、共通構造部又は装置の型式の指定を受けたときは、国土交通大臣は当該指定を取り消すことができること。
- 二 自動車、共通構造部又は装置の型式の指定の取消しに必要な限度において型式指定を受けた者に対して国土交通大臣が行う報告徴収又は立入検査において、虚偽の報告をした者や検査を忌避した者等に対する罰則を強化すること。
- 三 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日（一は公布の日）から施行すること。

○不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）（参議院送付）要旨

本案は、不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るため、小規模不動産特定共同事業の登録制度の創設、特例事業に係る事業参加者の範囲の拡大、適格特例投資家限定事業の届出制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 小規模不動産特定共同事業の創設
 - 1 第2条第4項第1号又は第3号に掲げる不動産特定共同事業のうち、事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が一定規模以下のものを小規模不動産特定共同事業として新たに定義すること。
 - 2 小規模不動産特定共同事業のみを行う者は、主務大臣又は都道府県知事の登録を受けることにより事業を行うことができることとし、その有効期間は5年とすること。
- 二 電子的方法による取引への対応
 - 1 不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時における書面並びに財産管理報告書の交付を電子的方法によることができること。
 - 2 電子取引業務を行う不動産特定共同事業者は、一定の業務管理体制を整備しなければならないこと。
- 三 特例事業の事業参加者の範囲の拡大

不動産取引の目的となる不動産について、一定金額を超える宅地の造成、建物の建築に関する工事等を伴わない場合に限り、特例投資家以外の投資家

も特例事業に参加できること。

四 特例投資家向け事業における約款規制の緩和

- 1 特例投資家のみを事業参加者とする不動産特定共同事業を行う場合には、約款に基づく不動産特定共同事業契約の締結義務を免除すること。
- 2 特例投資家のみを事業参加者として事業を行う者については、許可申請に当たって、約款の審査を不要とすること。

五 適格特例投資家限定事業の創設

特例投資家のうち不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を特に有すると認められる者を適格特例投資家として新たに定義し、適格特例投資家のみを事業参加者とする不動産特定共同事業のみを行う者は、届出により事業を行うことができること。

六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）要旨

本案は、外国人観光旅客の急増等に対応した受入環境の整備を図るため、通訳案内士でない者に対する業務の制限の廃止その他の通訳案内士制度に係る規制の見直し等を行うとともに、旅行業務に関する取引の公正及び旅行の安全の一層の確保を図るため、旅行サービス手配業の登録制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 通訳案内士法の一部改正

- 1 通訳案内士の資格について、業務独占から名称独占へと規制を見直し、その名称を全国通訳案内士に変更するとともに、特定の地域に特化したガイドとしての地域通訳案内士の資格制度を創設すること。
- 2 全国通訳案内士について、筆記試験の科目に通訳案内の実務を追加するとともに、定期的な研修受講を義務付けること。
- 3 国土交通大臣は、地域通訳案内士育成等基本指針を定めなければならないが、市町村又は都道府県は、同指針に基づき、地域通訳案内士育成等計画を定めることができること。
- 4 市町村又は都道府県が行う地域通訳案内士業務区域の特性に応じた研修を修了した者は、当該区域において、地域通訳案内士となる資格を有する

こと。

二 旅行業法の一部改正

- 1 地域に限定した知識のみで取得可能とする地域限定旅行業務取扱管理者の資格制度を創設すること。
- 2 旅行業務取扱管理者について、近接する複数営業所の兼務を認めるとともに、定期的な研修受講を義務付けること。
- 3 旅行者から委託を受け、運送手配や宿泊施設等の手配を行う者を旅行サービス手配業者と位置付け、その登録制度を創設すること。
- 4 旅行サービス手配業者に対し、旅行サービス手配業務取扱管理者の選任、契約時の書面交付等を義務付けるとともに、禁止行為、業務改善命令、登録の取消し等について定めること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の有効期限が延長されたことに伴い必要となる技術的な修正を加えること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 全国通訳案内士及び地域通訳案内士への信頼を保つために、新制度の周知に最善を尽くすこと。
- 二 全国通訳案内士等の有資格者の就業機会を確保する環境を整備すること。
- 三 無資格者に対しても有資格者が受講する研修受講を呼びかけ、訪日外国人観光客の急増に適切に対処すること。
- 四 悪質ガイドを防止するために、諸外国と連携しそれぞれの国内法に基づく取締りを要請するとともに、国内観光地においても啓発活動を実施し、旅行者の安心と安全を確保し、訪日外国人観光客のニーズに応え、質の高い旅行を提供するための環境整備に努めること。

○港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）要旨

本案は、我が国の観光の国際競争力の強化等に資するよう、国土交通大臣が指定した国際旅客船拠点形成港湾における官民の連携による国際旅客船の受入

れの促進を図るための協定制度を創設するとともに、非常災害が発生した場合における港湾の機能の維持を図るため、港湾管理者からの要請に基づき、国が港湾施設の管理を自ら行うことができることとする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 官民連携による外航クルーズ船の受入拠点の形成の推進

- 1 国土交通大臣は、官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図ることによりその寄港の拠点を形成することが、我が国の観光の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上のために特に重要な港湾を、国際旅客船拠点形成港湾として指定できること。
- 2 国際旅客船拠点形成港湾の港湾管理者は、官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図ることにより国際旅客船の寄港の拠点を形成するための計画（国際旅客船拠点形成計画）を作成できること。
- 3 国際旅客船拠点形成計画において定められた事業に係る港湾施設の認定等の特例を設けること。
- 4 国際旅客船拠点形成港湾の港湾管理者は、民間事業者が整備する旅客施設その他の国際旅客船の受入れを促進するために必要な港湾施設の施設所有者との間において、係留施設の優先的な利用及び当該民間国際旅客船受入促進施設の一般公衆への供用等に関する協定を締結できること。

二 旅客の取扱いに関する位置付けの強化

- 1 基本方針で定める事項に、官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項を追加するとともに、当該基本方針を定めるに当たって国際観光の振興のため果たすべき港湾等の役割に配慮するものとする。
- 2 港湾管理者が臨港地区内において指定することができる分区の対象に、クルーズ港区を追加すること。

三 非常災害時における国土交通大臣による港湾施設の管理

国土交通大臣は、非常災害の発生により、その機能に支障が生じ又は生ずるおそれがある港湾の港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送等の事情を勘案して必要があると認めるときは、当該港湾の港湾施設の管理を、期間を定めて、自ら行うことができること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○住宅宿泊事業法案（内閣提出第61号）要旨

本案は、訪日外国人旅行者が急増する中、民泊サービスの適正な業務運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応するため、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

- 1 都道府県知事等に届出をした者は、旅館業法の規定にかかわらず、住宅宿泊事業を営めること。
- 2 住宅宿泊事業の年間提供日数は、1年間で180日を超えないものとする。また、都道府県知事等は、生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、条例により、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができること。
- 3 住宅宿泊事業者に対し、衛生の確保、宿泊者の安全の確保、外国人宿泊者の快適性及び利便性の確保、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明、苦情等への対応等を義務付けること。
- 4 家主不在型の住宅宿泊事業者は、一定の場合において、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託しなければならないこと。
- 5 住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため、都道府県知事等による監督の規定を設けること。

二 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設

- 1 住宅宿泊管理業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならないこと。
- 2 住宅宿泊管理業者は、住宅宿泊事業者に対し、管理受託契約の内容等について書面を交付して説明しなければならないこと。
- 3 住宅宿泊管理業者は、住宅宿泊事業者に代わって、一3の業務を行わなければならないこと。
- 4 住宅宿泊管理業の適正な運営を確保するため、国土交通大臣等による監督の規定を設けること。

三 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- 1 観光庁長官の登録を受けた者は、旅行業法の規定にかかわらず、住宅宿泊仲介業を営めること。
- 2 住宅宿泊仲介業者は、宿泊者に対し、住宅宿泊仲介契約の内容等につい

て書面を交付して説明しなければならないこと。

- 3 住宅宿泊仲介業の適正な運営を確保するため、観光庁長官による監督の規定を設けること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 これまで、いわゆる民泊については、その実態が十分把握されてこなかったことから、本法施行後、住宅宿泊事業者の家主居住型・家主不在型それぞれについて、住宅提供者・宿泊日数等の実態把握を行うこと。また、住宅宿泊管理業者及び住宅宿泊仲介業者に対する適正な規制が課せられるよう宿泊日数等の実態把握を行い、違法民泊の取締りに努めること。
- 二 政府は、適正な住宅宿泊事業を行わせるため、十分な指導・監督を地方自治体が行えるよう保健所等の人員確保・体制の構築に対し、財源を含めて必要な措置を講じること。
- 三 家主不在型の場合、周辺住民からの苦情等に対応する住宅宿泊管理業者に対して、地方自治体からの指導が円滑に行えるよう必要な措置を講じること。
- 四 政府は、それぞれの地域の実情に応じて住宅宿泊事業を実施できるよう、十分な配慮を行うこと。
- 五 政府は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えていることを踏まえ、本法の施行状況について、課題があると認める場合には、速やかに必要な措置を講じること。
- 六 周辺住民の不安を取り除くため、安全・衛生管理・防火・騒音等の対策について関係省庁は十分な連携を図ること。
- 七 訪日外国人観光旅客が急増する中、健全な民泊の普及を図り、観光産業の更なる発展のため、本法の趣旨を広く国民に周知すること。

**○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、
特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、第192回国
会承認第1号）要旨**

本件は、平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された第三国籍船舶の入港を禁止することとする同年2月19日の閣議決定及び国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港を禁止することとする同年4月1日の閣議決定等により変更された平成18年7月5日の閣議決定について、北朝鮮が平成28年9月9日に核実験を実施したこと等を踏まえ、12月9日、同日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された日本籍船舶に対しても、平成29年4月13日までの間、本邦の港への入港を禁止する等の変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものである。

**○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、
特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第3
号）要旨**

本件は、平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された第三国籍船舶の入港を禁止することとする同年2月19日の閣議決定、国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港を禁止することとする同年4月1日の閣議決定及び同年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された日本籍船舶の入港を禁止することとする同年12月9日の閣議決定等により変更された平成18年7月5日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、平成29年4月7日に入港禁止の期間を平成31年4月13日まで2年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものである。

【環境委員会】

○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号） 要旨

本案は、国際原子力機関の勧告等を踏まえ、我が国の原子力利用における安全対策の一層の強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正
 - 1 国際規制物資使用者は、国際規制物資使用者間での少量の核燃料物質の譲渡し及び譲受け並びに少量の核燃料物質の輸出及び輸入を行うことができるものとする。
 - 2 発電用原子炉設置者等は、その事業等を開始しようとするときは、原子力施設の解体その他の事業等の廃止に伴う措置を実施するための方針を作成し、これを公表しなければならないものとする。
 - 3 廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設又は基準を超える第二種廃棄物の埋設の事業のための坑道を閉鎖しようとするときは、その埋戻し等に関する計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならないものとする。また、廃棄物埋設施設の敷地及びその周辺の区域内においては、原子力規制委員会の許可を受けなければ、土地を掘削してはならないものとする。
 - 4 原子力事業者等に対する検査制度を見直し、施設の基準への適合維持及びその確認について原子力事業者等の責任を明確にするとともに、原子力規制委員会は、原子力事業者等の保安活動全般を、包括的に検査し、その検査の結果に基づき総合的な評価を行い、次の検査に反映するものとする。
- 二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正
 - 1 許可使用者、届出使用者及び許可廃棄業者（以下「許可届出使用者等」という。）が原子炉等規制法の廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物は、この法律及び原子炉等規制法等の適用については、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物とみなすものとする。
 - 2 許可届出使用者等は、放射性同位元素であって、その放射線が発散された場合において人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを工場又は事業所において取り扱う場合においては、その防護のために必要な措置

を講じなければならないものとする。

三 放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部改正

放射線審議会は、諮問された事項に関する調査審議及び答申を行う現行の事務に加え、放射線障害防止の技術的基準に関する事項に関し、関係行政機関の長に意見を述べるができるものとする。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本改正により国際規制物資使用者間での少量核燃料物質の譲渡し又は譲受け、国際規制物資使用者による少量核燃料物質の輸出入が可能となった場合、取引の増加に伴い核燃料物質の移動が活発になることが予想され、これにより少量核燃料物質の所在等の把握が煩雑になることも考えられることから、少量核燃料物質の平和的利用が担保されるためにも、国際規制物資使用者に係る計量管理の強化及び効率化の検討を速やかに行い、必要な体制を整備すること。
- 二 原子力施設の廃止措置の実行可能性を担保するため、廃止措置実施方針の定期的な見直し・更新を発電用原子炉設置者等に求めるとともに、あらかじめ適切な公表の方法を定めた上で、定期的に公表すること。
- 三 中深度処分を行う第二種廃棄物埋設施設については、放射能濃度が比較的高い廃棄物を数百年にも及ぶ長期間取り扱うことから、その間、事業者によって安定的に事業が継続されるよう、当該事業者の体制強化を図る施策の実施も含め、必要な指導・監督を行うこと。また、事業者による管理終了後に放射性物質の漏えい等が発生した場合においては、国が責任を持ってその対処に当たること。
- 四 放射性廃棄物を取り扱う埋設施設の立地選定に当たっては、有害物質であるポリ塩化ビフェニルのように、民間主導の処理の計画が頓挫したケースも過去に見られることから、立地選定及び処分が円滑に進むよう、国として立地の選定に積極的に関与すること。また、放射性廃棄物の埋設の事業を円滑に実施するためには立地自治体及び地元住民の協力が欠かせないことから、事業者と立地地域の合意形成が進むよう、国も積極的に働きかけていくこと。
- 五 指定廃棄物埋設区域制度の創設に伴い、発電用原子炉及び試験研究炉施設

の規制基準策定に向けた検討が今後進むこととなる一方で、再処理施設等から生ずる放射性廃棄物など、炉内等廃棄物以外の放射性廃棄物の中深度処分についてはこの検討の対象とされていないことから、当該廃棄物に係る規制基準についても早急に検討を進め、その結果を国民に分かりやすく、丁寧に説明すること。

六 今回の原子力事業者等に対する検査制度の見直しは、国際原子力機関による総合規制評価サービスの指摘や福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえたものであることから、見直し後の検査制度に基づく取組状況について、国民に分かりやすく説明するとともに、国会に定期的に報告すること。

七 原子力事業者等の保安活動全般を包括的に常時監視・評価するに当たっては、その具体的な方法をマニュアル等で明確化するなどにより十分な体制を整備すること。特に、この検査制度の運用においては高い能力が検査官に求められることから、その能力向上のための必要な措置を講じること。

八 放射性同位元素、放射線発生装置及び核燃料物質等は、研究機関、大学、医療機関、民間企業等において幅広く使用されており、多様な放射性廃棄物が発生している状況にあることから、これらの施設を所管する関係各法律においても、早期に処理・処分の合理化に係る規定を整備すること。

九 特定放射性同位元素防護規程の届出制度が創設されるに当たり、放射線障害予防規程との内容の重複等により、事業者からはセキュリティとセーフティの内容が重複し混乱を来すのではないかと懸念が示されていることから、事業者に対し過度な負担を強いることとならないよう制度を構築すること。

十 防護措置の対象となる血液照射装置は現在では使用されなくなっているものの、同装置を廃棄するには多大な費用がかかり、廃棄されずに各施設に保管されている状況にあること等を踏まえ、防護措置が義務付けられることとなる装置の廃棄に対し、必要な支援策を検討すること。

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）要旨

本案は、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 この法律の目的に、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及

び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書（以下「補足議定書」という。）の的確かつ円滑な実施の確保を加えること。

二 基本的事項に、遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であって、生物の多様性（生物の多様性の確保上特に重要なものとして環境省令で定める種又は地域に係るものに限る。以下二において同じ。）を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じた場合における当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るための施策の実施に関する基本的な事項を加えること。

三 措置命令の追加

1 環境大臣は、違法に遺伝子組換え生物等の第一種使用等又は第二種使用等がなされている場合又はなされた場合において、当該使用等により生ずる影響であって、生物の多様性（生物の多様性の確保上特に重要なものとして環境省令で定める種又は地域に係るものに限る。以下同じ。）を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じたと認めるときは、当該使用等をしている者又はした者に対し、当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るため必要な措置を執るべきことを命ずることができるものとする。

2 環境大臣は、違法に遺伝子組換え生物等の譲渡若しくは提供又は委託による使用等がなされた場合において、遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であって、生物の多様性を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じたと認めるときは、当該遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせた者に対し、当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るため必要な措置を執るべきことを命ずることができるものとする。

四 環境大臣は、次に掲げる場合には、主務大臣に協議しなければならないものとする。

1 二及び三の環境省令を制定し、又は改廃しようとするとき

2 三の規定による命令をしようとするとき

五 三の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。

六 この法律は、補足議定書が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）要旨

本案は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の適切な保存を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 販売又は頒布等の目的での捕獲等及び譲渡し等のみを禁止する「特定第二種国内希少野生動植物種」制度を創設し、業者の捕獲等の抑制による保全及び保護増殖事業の実施や生息地等保護区の指定による保全を図るものとする事。
- 二 希少種保全の観点から一定の基準を満たす動植物園等を認定する制度を導入し、認定を受けた動植物園等については希少野生動植物種の譲渡し等の禁止の規定を適用しないものとする事。
- 三 国際希少野生動植物種の個体等の登録に関して、個体識別措置の義務付け、有効期間の導入等を行うものとする事。
- 四 象牙を取り扱う事業者について現行の届出制を登録制とし、登録時の審査、登録の更新、登録の取消し等の手続を新設するとともに、罰則を強化することにより、事業者管理の強化を図るものとする事。
- 五 国内希少野生動植物種等の指定等に当たっては、専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする事とともに、希少野生動植物種保存基本方針に、国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項を追加し、国民の提案も踏まえた国内希少野生動植物種の指定等を推進するものとする事。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 常設の「野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者」からなる科学委員会の委員については、野生動植物種の保全に関し専門の学識経験を有する科学者等国民の理解を得られる人選を行い、自由闊達な議論を保障するとともに、明確な理由の存在しない限り、国民に対する情報の公開を徹底すること。また、科学委員会は、環境大臣の諮問を待たず、種の保存に関連して、種の保存法の見直しやその他関係法令の見直しを含め、積極的に意見具申を行うこと。

- 二 生息地等保護区の指定や保護増殖事業計画の策定についても、現場で実際に保全に取り組む団体等からの提案を受け入れる制度の法定化を検討するとともに、これら国民からの提案を踏まえ、科学委員会は、種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護増殖事業計画、生息地等保護区などを適切に具申すること。
- 三 二次的自然に分布する絶滅危惧種については、自然への働きかけの縮小による生息・生育状況の悪化が主な減少要因とされていることから、特定第二種国内希少野生動植物種の指定と同時に、生息環境の改善に取り組むこと。また、二次的自然については、厳格な行為規制よりも人の管理を継続することが重要となることから、農林水産業や市民活動を奨励するような生息地等保護区の指定の在り方について検討すること。
- 四 国内希少野生動植物種の指定は、科学的知見を最大限に尊重して実施することとし、当面、2030年度までに700種を指定することを目指し、候補種の選定について検討すること。
- 五 「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を法定の「基本方針」に確実に反映させ、閣議決定すること。
- 六 海洋生態系の要となる海棲哺乳類を含めた海洋生物については、科学的見地に立ってその希少性評価の透明性を高め、その評価を環境省と水産庁で連携して同法の趣旨に沿って適切に行うこと。また、国内希少野生動植物種の指定に当たっては、現在は種指定の実績がない海洋生物についても、積極的に対象とすること。
- 七 生物多様性基本法第24条、種の保存法第53条第2項に則り、種の保存に関し、最新の科学的知見を踏まえた学校教育・社会教育・広報活動、専門的な知識・経験を有する人材の育成、種の保存に関して理解を深める場及び機会の提供等により、種の保存に関する国民の理解を深めること。
- 八 生物多様性基本法第8条を踏まえ、希少野生動植物種の保存のため、地方自治体への支援を含め、財政上、税制上その他の措置を講ずること。
- 九 改正法附則第10条に基づき、改正法施行5年後に本改正内容の評価を行うとともに、以下の措置を講ずること。
 - 1 ワシントン条約附属書に掲載されている種は、保全に国際的協力が不可欠であり、地球の自然体系のかけがえのない一部であるという観点から、国際情勢を踏まえて、抜本的な見直しを検討すること。
 - 2 違法取引が原産国での過度な捕獲や採取を助長するとの認識に立ち、国

内取引の規制強化や交雑個体の取扱について検討すること。

- 十 今回創設される特定第二種国内希少野生動植物種については、販売・頒布目的以外の捕獲等及び譲渡し等が認められることから、種の分布や生息状況を定期的に把握すること。
- 十一 アフリカゾウの密猟を防ぐため、象牙の国内市場の閉鎖が世界的な潮流となる中、国内市場を存続させている我が国においては、違法取引が疑われることのないよう、象牙の管理の更なる強化に積極的に取り組むこと。
- 十二 輸入が差し止められた希少な野生動植物については、本来の生息地での保全が最も望ましいことから、原産国等へ返すための方策について検討すること。

○土壤汚染対策法の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）要旨

本案は、土壤汚染に関する適切な管理を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 土壤汚染状況調査が猶予された土地において土地の形質変更が行われる場合には、都道府県知事は土壤汚染状況調査の実施を命ずるものとする。
- 二 都道府県知事が土地の所有者等に対し、汚染の除去等の措置が必要な要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置内容に関する計画の作成及び提出を指示し、必要に応じて計画の変更を命じる等の仕組みを創設するものとする。
- 三 形質変更時要届出区域内において、その汚染が専ら自然由来等であって健康被害のおそれがない土地の形質変更については、その施行及び管理の方針について予め都道府県知事の確認を受けた場合、事後届出とするものとする。
- 四 土壤の汚染状態が専ら自然由来等であるなど一定の要件を満たす形質変更時要届出区域内の汚染土壤を、同様の状態の他の区域内の土地における土地の形質変更を使用するために搬出を行うことを可能とし、その場合には、汚染土壤処理業者への処理の委託を要しないものとする。
- 五 土壤汚染状況調査の手続の迅速化、有害物質使用特定施設設置者による土壤汚染状況調査への協力等に係る規定の整備を行うものとする。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第62号）要旨

本案は、廃棄物の適正な処理を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 許可を取り消された廃棄物処理業者等が、なお廃棄物を保管している場合に、都道府県知事等は、基準に従った保管その他の措置を命ずることができるものとする。
- 二 特定の産業廃棄物を多量に生ずる事業者は、当該産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、原則として、紙マニフェストではなく、電子マニフェストを使用しなければならないものとする。また、マニフェストに関する罰則を強化すること。
- 三 収集された使用済み機器のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下「有害使用済み機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならないものとする。また、政令で定める基準に従い、有害使用済み機器の保管又は処分を行わなければならないものとする。
- 四 2以上の事業者が、一体的な経営を行い、かつ、産業廃棄物の適正な処理を行うことができるとの要件を満たす旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該2以上の事業者は、排出事業者責任を共有した上で、廃棄物処理業の許可を受けずに、相互に産業廃棄物の処理を行うことができるものとする。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）要旨

本案は、特定有害廃棄物等の国際的な取引等を巡る状況及び我が国の再生利用等に関する技術の向上等を踏まえ、特定有害廃棄物等の輸出入等に係る規制をその実態に即したものとするため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「特定有害廃棄物等」の範囲の見直し

- 1 輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を、我が国においても特定有害廃棄物等として輸出承認を要件化すること。併せて、規制対象物を法的に明確化すること。
 - 2 途上国からの再生利用等に適した廃電子基板等の輸入について、輸入承認を不要とするよう、規制対象物の範囲を見直すこと。
- 二 輸出先国における環境汚染防止措置について、環境大臣による確認事項を法的に明確化すること。
- 三 再生利用等を目的として輸入を行う事業者等の認定制度を創設し、認定の範囲内で特定有害廃棄物等を輸入する場合には、輸入承認の手続を免除するものとする。
- 四 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○地方自治法第156条第4項の規定に基づき、福島地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）要旨

本件は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に由来する放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資する観点から、地域における除染等の措置等や中間貯蔵、指定廃棄物の処理等の取組の推進を図るため、環境省に、地方支分部局として、福島地方環境事務所を設置する必要があるため、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

【安全保障委員会】

○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第18号) 要旨

本案は、平成18年5月に日米安全保障協議委員会で承認された駐留軍等の再編を実現するため、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（以下「駐留軍再編特別措置法」という。）の有効期限を10年延長する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 駐留軍再編特別措置法の有効期限を10年間延長し、平成39年3月31日までとすること。
- 二 駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための株式会社国際協力銀行の業務の特例の規定を廃止すること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、陸上自衛隊及び航空自衛隊の組織の改編並びに日・豪物品役務相互提供協定及び日・英物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 防衛省設置法の一部改正
自衛官の定数を改めること。
- 二 自衛隊法の一部改正
 - 1 陸上自衛隊に陸上総隊を新編することに伴い、陸上自衛隊の編成等に関する規定を整備すること。
 - 2 陸上自衛隊の機関として、教育訓練研究本部を新設し、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定を整備すること。
 - 3 航空自衛隊の航空総隊の南西航空混成団を南西航空方面隊に改編することに伴い、航空自衛隊の編成等に関する規定を整備すること。
 - 4 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供に関する規定を新設すること。
 - 5 オーストラリア及び英国との各物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定を整備すること。
 - 6 陸上自衛隊の使用する船舶に係る船舶安全法等の適用除外に関する規定を整備すること。

- 7 自衛隊において不用となった装備品等の開発途上地域の政府に対する譲渡に係る財政法の特例に関する規定を新設すること。
 - 8 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正
- 大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、英国の軍隊を追加すること。
- 四 施行期日等
- 1 この法律は、平成30年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めること。
 - 2 この法律の施行に伴い必要となる経過措置を定め、関係法律について整備すること。

【予算委員会】

○平成28年度一般会計補正予算（第3号）

本補正予算は、歳出面において、災害対策費、国際分担金及び拠出金等特に緊要となった事項について措置を講ずるとともに、既定経費の減額を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の減収等を見込むとともに、公債金の増額を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成28年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

成立予算	100,008,711百万円
補正第3号	213,303百万円
計	100,222,015百万円

歳出

成立予算	100,008,711百万円
補正第3号	213,303百万円
計	100,222,015百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1 租税及印紙収入	△	1,744,000百万円
2 税外収入		104,703百万円
3 公債金		1,852,600百万円
(1) 公債金		101,400百万円
(2) 特例公債金		1,751,200百万円
計		213,303百万円

歳出

1 災害対策費	195,477百万円
2 国際分担金及び拠出金等	168,505百万円
3 自衛隊の安定的な運用態勢の確保等	170,585百万円
4 その他の経費	87,900百万円
5 地方交付税交付金	543,654百万円

(1) 税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額の補填		536,454百万円
(2) 地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填		7,200百万円
6 既定経費の減額	△	416,364百万円
7 地方交付税交付金の減額	△	536,454百万円
計		213,303百万円

○平成28年度特別会計補正予算（特第3号）

本補正予算は、東日本大震災復興特別会計等7特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、食料安定供給特別会計等2特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
成立予算	52,918,400	51,449,974
補正第3号	△ 145,718	△ 130,718
計	52,772,682	51,319,256

2 国債整理基金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
成立予算	200,234,943	200,234,943
補正第3号	△ 158,097	△ 1,145,158
計	200,076,845	199,089,784

3 年金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 国民年金勘定		
成立予算	4,459,998	4,459,998
補正第3号	—	—
計	4,459,998	4,459,998
(2) 厚生年金勘定		
成立予算	46,699,214	46,699,214

補正第3号	—	—
計	46,699,214	46,699,214
(3) 子ども・子育て支援勘定		
成立予算	1,614,349	1,614,349
補正第3号	△ 17	△ 17
計	1,614,332	1,614,332
(4) 業務勘定		
成立予算	378,625	378,625
補正第3号	△ 262	△ 262
計	378,363	378,363
4 国有林野事業債務管理特別会計		
	歳入(百万円)	歳出(百万円)
成立予算	330,732	330,732
補正第3号	△ 1,558	△ 1,558
計	329,174	329,174
5 東日本大震災復興特別会計		
	歳入(百万円)	歳出(百万円)
成立予算	3,568,532	3,568,532
補正第3号	△ 345,080	△ 345,080
計	3,223,452	3,223,452

以上のほかに、食料安定供給特別会計及び自動車安全特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

国庫債務負担行為の追加を行うのは、食料安定供給特別会計及び自動車安全特別会計である。

○平成29年度一般会計予算

本予算は、「経済・財政再生計画」の2年目に当たる予算として、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指し、財政健全化への着実な取組を進める一方、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるために編成されたものである。

歳出のうち、基礎的財政収支対象経費の規模は、前年度当初予算に対して1.1%増の73兆9,262億円であり、一般歳出の規模は、前年度当初予算に対して

0.9%増の58兆3,591億円となっている。また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算を622億円下回る34兆3,698億円で、公債依存度は35.3%となっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1 租税及印紙収入 57,712,000百万円

日本経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済むよう配偶者控除等の見直しを行うとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制の見直し等を行うなど、所要の措置を講ずることとしている。

2 官業益金及官業収入 43,846百万円

3 政府資産整理収入 254,079百万円

4 雑収入 5,019,407百万円

5 公債金 34,369,800百万円

(1) 公債金 6,097,000百万円

(2) 特例公債金 28,272,800百万円

6 前年度剰余金受入 55,577百万円

計 97,454,709百万円

歳出

1 社会保障関係費 32,473,483百万円

(1) 年金給付費 11,483,088百万円

(2) 医療給付費 11,501,035百万円

(3) 介護給付費 3,012,980百万円

(4) 少子化対策費 2,114,874百万円

(5) 生活扶助等社会福祉費 4,020,515百万円

(6) 保健衛生対策費 304,220百万円

(7) 雇用労災対策費 36,771百万円

持続可能な社会保障制度を構築する観点等から、「経済・財政再生計画改革工程表」において平成28年末までに結論を得ることとされていた改革項目を中心に、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化などの観点から、医療・介護制度改革を着実に実行したほか、協会けんぽ国庫補助特例減額措置等を実施した。また、「一億総活躍社会」の実現に向けて、「希望出生率1.8」・「介護離職ゼロ」の目標実現のため、保育士等、介護人材・障害福祉人材の処遇改善を実施したほか、保育・介護の受け皿整備等を着実に推進した。さらに、「持続可能な社会保障制度の確立を図るため

の改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）に基づく重点化・効率化策等により財源を確保し、保育の受け皿拡大、年金受給資格期間の短縮、国民健康保険への財政支援の拡充等の社会保障の充実を推進しており、「経済・財政再生計画」の目安に沿って社会保障関係費の伸びを抑制しつつ、メリハリの効いた社会保障関係予算としている。これらの結果、前年度当初予算額に対して4,997億円増となっている。

2	文教及び科学振興費	5,356,693百万円
(1)	義務教育費国庫負担金	1,524,829百万円
(2)	科学技術振興費	1,304,507百万円
(3)	文教施設費	78,791百万円
(4)	教育振興助成費	2,331,470百万円
(5)	育英事業費	117,097百万円

教育環境整備や科学技術基盤の強化等の観点から、所要額を計上している。

3	国債費	23,528,490百万円
4	恩給関係費	294,665百万円
(1)	文官等恩給費	9,670百万円
(2)	旧軍人遺族等恩給費	270,479百万円
(3)	恩給支給事務費	1,133百万円
(4)	遺族及び留守家族等援護費	13,383百万円
5	地方交付税交付金	15,434,304百万円

所得税、法人税、酒税及び消費税の収入見込額の一定割合に相当する額14兆5,195億円から、平成20年度、21年度、27年度及び28年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）等に基づき平成29年度分の交付税の総額から減額することとされている額3,809億円を控除し、特例加算額等1兆2,958億円を加えた額を計上している。

6	地方特例交付金	132,800百万円
---	---------	------------

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成11年法律第17号）に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填する地方特例交付金として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付するために必要な経費であり、所要額を計上している。

7 防衛関係費 5,125,148百万円

平成25年12月17日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について」等を踏まえ、警戒監視能力の強化や島嶼部における防衛態勢の強化等を図るため、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底することとしている。

8 公共事業関係費 5,976,325百万円

- (1) 治山治水対策事業費 844,371百万円
- (2) 道路整備事業費 1,341,227百万円
- (3) 港湾空港鉄道等整備事業費 421,097百万円
- (4) 住宅都市環境整備事業費 533,018百万円
- (5) 公園水道廃棄物処理等施設整備費 102,626百万円
- (6) 農林水産基盤整備事業費 600,367百万円
- (7) 社会資本総合整備事業費 1,999,694百万円
- (8) 推進費等 60,846百万円
- (9) 災害復旧等事業費 73,079百万円

豪雨・台風災害等を踏まえた防災・減災対策や既存インフラの老朽化対策の計画的な推進、民間投資を誘発し、日本の成長力を高める事業などへの重点化・効率化を図りつつ、真に必要な社会資本整備等に取り組むこととしている。

9 経済協力費 511,018百万円

ODA事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10 中小企業対策費 181,041百万円

中小企業・小規模事業者への経営支援の強化に資金の重点的な配分を図るとともに、資金繰り対策に万全を期す一方、景気回復を反映して信用保証制度に関連した日本政策金融公庫への出資金を減額することとしている。

11 エネルギー対策費 963,474百万円

「長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）」（平成27年7月16日経済産業省）の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

12 食料安定供給関係費	1,017,439百万円
農林水産業の成長産業化等を図るため、平成28年11月29日に農林水産業・地域の活力創造本部において改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿って、輸出力の強化等に取り組むこととしている。	
13 その他の事項経費	6,109,830百万円
14 予備費	350,000百万円
計	97,454,709 百万円

○平成29年度特別会計予算

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等13特別会計に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、393兆4,289億6,100万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、196兆8,230億6,400万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
52,222,381	52,081,672

歳入では、一般会計から15兆6,295億600万円を受け入れ、財政投融资特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号）に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として4,000億円を特例として受け入れ、地方法人税の税収の全額から平成27年度地方法人税決算精算額を控除した6,375億円を受け入れるほか、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として3,425億1,100万円を受け入れることとし、これに加えて財政融資資金及び民間から32兆172億9,500万円を借り入れることとしている。歳出では、地方交付税交付金として16兆6,761億5,600万円（うち、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について措置する震災復興特別交付税3,463億5,300万円）、国債整理基金特別会計への繰入として32兆6,708億8,700万円を計上している。

2 国債整理基金特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
196,641,565	196,641,565

一般会計から23兆5,275億400万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から63兆9,166億5,500万円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興他会計より受入として東日本大震災復興特別会計から816億8,100万円、租税1,437億円、公債金104兆1,672億7,100万円、復興借換公債金1兆9,117億7,300万円、東日本大震災復興株式売払収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の売払収入1兆5,730億300万円、東日本大震災復興配当金収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の配当金収入923億3,200万円、運用収入1,267億3,400万円、東日本大震災復興運用収入29億1,600万円、雑収入1,109億2,300万円、東日本大震災復興雑収入1,200万円並びに東日本大震災復興前年度剰余金受入9,870億6,100万円をそれぞれ受け入れることとしている。

3 外国為替資金特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
2,528,275	914,523

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をするのできる限度額を、平成28年度の実績見込等を勘案して195兆円としている。また、平成28年度において生ずる決算上の剰余2兆5,187億6,700万円については、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)第8条第2項の規定により全額を平成29年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

4 財政投融资特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 財政融資資金勘定	27,080,313	26,961,172
(2) 投資勘定	834,779	834,779
(3) 特定国有財産整備勘定	43,198	28,838

財政融資資金勘定において、その負担において発行する公債の限度額を12兆円、一時借入金等の限度額を15兆円としている。

投資勘定において、日本企業によるインフラ海外展開への支援や資源の安定供給の確保等を図ることとし、3,792億円(平成28年度当初予算額2,973億円)の産業投資支出を行うこととしている。

5 エネルギー対策特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) エネルギー需給勘定	2,338,025	2,338,025
(2) 電源開発促進勘定	345,346	345,346
(3) 原子力損害賠償支援勘定		
	12,641,919	12,641,919

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年法律第94号)の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。なお、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」(平成28年12月20日閣議決定)を踏まえた原子力損害賠償・廃炉等支援機構に交付する交付国債の発行限度額の引上げにあわせて、償還された交付国債に係る金利負担に対応するため、原子力損害賠償支援資金への繰入れを行うこととしている。

6 年金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 基礎年金勘定	24,564,529	24,564,529
(2) 国民年金勘定	4,248,451	4,248,451
(3) 厚生年金勘定	47,361,663	47,361,663
(4) 健康勘定	11,272,288	11,272,288
(5) 子ども・子育て支援勘定		
	1,661,133	1,661,133
(6) 業務勘定	380,404	380,404

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、1兆9,395億9,900万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、9兆4,824億7,400万円を一般会計から受け入れることとしている。なお、平成27年度(10月)から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関(共済組合等)の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、59億1,100万円を受け入れることとしている。

子ども・子育て支援勘定において、歳出では、児童手当について、3歳未満の児童1人につき月額1万5,000円を、3歳以上小学校修了までの児童（第1子・第2子）1人につき月額1万円を、3歳以上小学校修了までの児童（第3子以降）1人につき月額1万5,000円を、小学校修了後中学校修了までの児童1人につき月額1万円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童1人につき月額5,000円を支給することとしている。また、子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援の量及び質の充実を図るための地域子ども・子育て支援事業費を計上するとともに、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、1兆2,467億7,400万円を受け入れることとしている。

7 東日本大震災復興特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
2,689,563	2,689,563

本会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために平成24年度に設けられたものである。歳入では、一般会計からの受入額5,710億円、復興公債金1兆5,145億円を計上し、歳出では、復興施策に要する所要額を計上している。

以上のほか、地震再保険、労働保険、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

○平成29年度政府関係機関予算

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 沖縄振興開発金融公庫

収入（百万円）	支出（百万円）
14,981	12,221

「沖縄振興基本方針」における民間主導の自立型経済の発展に向けた政策金融の取組の推進に加え、セーフティネット機能の発揮に引き続き努めるため、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の

経営基盤強化等を支援するための措置を講じることとし、貸付契約額として1,525億円を予定しているほか、沖縄におけるリーディング産業の育成支援等のための出資19億円を予定している。

2 株式会社日本政策金融公庫

	収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
(1) 国民一般向け業務	160,971	95,282
(2) 農林水産業者向け業務	51,250	45,749
(3) 中小企業者向け業務	103,361	51,889
(4) 信用保険等業務	235,702	571,489
(5) 危機対応円滑化業務	33,984	122,705
(6) 特定事業等促進円滑化業務		
	1,737	1,737

信用保険等業務において、中小企業信用保険事業で12兆9,000億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で660億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金540億円を予定している。

危機対応円滑化業務において、東日本大震災による被災事業者等の経営安定等を図るとともに経済環境変化への対応に資するため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、国が指定した金融機関に対する融資事業の規模として5,420億円を計上しており、この原資として、財政融資資金の借入れ2,720億円及び社債の発行による収入2,700億円を予定している。また、利子補給事業における利子補給金の原資として、一般会計からの補給金200万円を予定している。さらに、損害担保事業に要する資本に充てるため、一般会計から6,800万円を出資することとしている。なお、別途、一般会計から株式会社日本政策金融公庫補給金等10億8,200万円を交付することとしている。

3 株式会社国際協力銀行

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
845,769	818,509

資源の安定確保・輸入コスト低減・供給源多角化等の取組並びに我が国企業の海外投資及び更なるリスクテイクが可能な特別業務を含むインフラ需要の旺盛な地域への海外展開の支援に重点を置き、2兆6,100億円の事業を行

うこととしている。これらの原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金850億円、外国通貨長期借入金400億円、外国為替資金からの借入金3,400億円、財政融資資金からの借入金4,410億円、社債の発行による収入1兆8,200億円、借入金償還等△1,160億円を予定している。

4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
156,008	125,383

開発途上地域の政府等に対して、1兆2,720億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金451億8,000万円、財政融資資金からの借入金4,827億円、国際協力機構債券の発行による収入1,460億円及び貸付回収金等5,981億2,000万円を予定している。

【決算行政監視委員会】

○平成24年度一般会計歳入歳出決算、平成24年度特別会計歳入歳出決算、平成24年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成24年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条の規定に基づき国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

一 一般会計

平成24年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額107兆7,620億3,271万円余、歳出決算額97兆871億7,662万円余であり、差引き10兆6,748億5,609万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成25年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成24年度における財政法第6条の純剰余金は、1兆6,892億6,364万円余である。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務の負担額を除く。）は、平成24年度末現在726兆1,815億6,000万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成24年度末現在47兆6,687億4,953万円余である。

二 特別会計

平成24年度の特別会計の数は18であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入412兆5,334億8,293万円余、歳出377兆117億7,227万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は15兆399億747万円余、不用額の合計額は17兆3,755億9,149万円余である。

債務負担額は、平成24年度末現在283兆7,607億4,542万円余である。

三 国税収納金整理資金

平成24年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額54兆1,067億6,176万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等53兆3,469億9,885万円余であり、差引き7,597億6,291万円余が平成24年度末の剰余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

四 政府関係機関

平成24年度の政府関係機関の数は4であり、その収入支出の決算額の合計額は、収入1兆1,828億5,256万円余、支出1兆2,158億6,343万円余である。

○平成25年度一般会計歳入歳出決算、平成25年度特別会計歳入歳出決算、平成25年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成25年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条の規定に基づき国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

一 一般会計

平成25年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額106兆446億6,364万円余、歳出決算額100兆1,888億7,883万円余であり、差引き5兆8,557億8,480万円余の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条及び特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第15条第2項の規定により、197億5,343万円余を控除し、残額5兆8,360億3,136万円余を一般会計の平成26年度の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成25年度における財政法第6条の純剰余金は、1兆4,493億5,088万円余である。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務の負担額を除く。）は、平成25年度末現在763兆3,411億9,164万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成25年度末現在46兆9,709億934万円余である。

二 特別会計

平成25年度の特別会計の数は18であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入422兆8,505億4,192万円余、歳出382兆7,169億8,256万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は8兆3,380億1,962万円余、不用額の合計額は12兆2,296億6,598万円余である。

債務負担額は、平成25年度末現在278兆6,441億3,288万円余である。

三 国税収納金整理資金

平成25年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額58兆1,085億3,813万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等57兆3,898億3,217万円余であり、差引き7,187億595万円余が平成25年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

四 政府関係機関

平成25年度の政府関係機関の数は4であり、その収入支出の決算額の合計額は、収入1兆1,473億8,399万円余、支出1兆1,333億3,450万円余である。

(議決の内容)

平成24年度及び平成25年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、両年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

- 1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

- (1) 財政健全化については、歳出改革を着実に推進するため、財政の見える化やP D C Aサイクルの強化を促す必要がある。政府は、国の財務書類を活用し、政策別コスト情報の詳細な分析を行い、政策評価や行政事業レビューとの連携を一層進めるべきである。

また、決算行政監視委員会においては、国民の負託に応えられるよう決算審査の充実と早期化に取り組むこととしている。政府においても、決算の議決を的確に次年度以降の予算の立案や政策等に反映させるべきである。

- (2) 災害対策については、防災拠点でもある学校施設の耐震化を推進すべきである。また、東日本大震災からの復旧・復興については、被災地域のコミュニティや産業の再生を推し進めるべきである。
- (3) 地方振興については、中心市街地の空洞化等の課題に対応するため、地域の中心街への都市機能の集積と公共交通ネットワークの再編を支援することにより、都市機能の充実を図るべきである。

地方空港については、航空利用者の利便性及び大規模災害時の航空利用の観点から、その機能の向上に取り組むべきである。

また、地域の足として軽自動車が利用されている状況を踏まえ、軽自動車税の経年車重課の税負担の見直しを検討すべきである。

- (4) 社会保障制度については、介護制度を充実させるため、資格、研修修了者の配置基準等を見直して介護職員の人員を確保するとともに、訪問介護・診療などの在宅における介護・診療に対する支援を行うべきである。また、医師、看護師等によるチーム医療を効率よく行うため、一定の研修を受けた介護従事者の役割を拡大して、より幅広い医療行為を行うことが

できるよう検討すべきである。

妊娠・出産包括支援に当たっては、産科医に対する補助、妊産婦へのメンタルヘルスに関する補助、宿泊型産後ケア事業への補助等の拡充も含め、一層の取組みを強化すべきである。

小児がん拠点病院においては、患児や家族の精神的負担の軽減を図るため、チャイルド・ライフ・スペシャリスト及び病棟保育士の雇用を促進し、その配置を充実させるべきである。

生活保護については、不正受給の取り締まりに一層取り組むべきである。一方、低所得者が安心して暮らすことが出来るよう、公営住宅の供給増のための積極的な対策の実施や都市再生機構の賃貸住宅における家賃減免措置制度の適切な運用等、住宅セーフティーネットに対する取組みを進めるべきである。

(5) サイバーセキュリティについては、政府機関等における対策の強化が喫緊の課題である中、日本年金機構の保有している個人情報の一部が流出したことは、年金に対する国民の信頼を損ないかねない重大な事態であり、誠に遺憾である。日本年金機構においては、再発防止に全力で取り組むとともに、政府においてもサイバーセキュリティ関係施策を強力に推進すべきである。

(6) エネルギー政策については、電力市場の競争が図られ、利用者への適正な電力供給が行われるよう、政府は電力市場への監視を強化するなど、適切に対応すべきである。

(7) 交通安全対策については、高齢運転者による交通事故の現状を把握し、高齢者が運転免許証を自主返納しても移動できるような環境の整備を、地方自治体や関係機関等と一体となって推進していく必要がある。

また、運転手による携帯電話等使用中の交通事故について、再発防止のため、自動車運送関係業界、ゲームソフト業界等に対して安全確保の徹底を指導すべきである。

(8) 横田基地への航空自衛隊航空総隊司令部移転に際して行われた機能補償については、公共補償のルールにのっとり同じ機能のものを補償しているのか、国民がその「妥当性」を十分に判断し得る情報を提供しつつ検証すべきである。

2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

3 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

(注：平成24年度決算及び平成25年度決算は、一括して審査・採決が行われた。)

○平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

平成24年度中の国有財産の増減額は、総増加額10兆2,045億9,840万円余、総減少額7兆8,041億2,440万円余であり、差引き純増加額は2兆4,004億7,399万円余である。

これを平成23年度末現在額102兆8,543億1,904万円余に加算すると、平成24年度末現在額は105兆2,547億9,304万円余である。

平成24年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産28兆7,002億2,591万円余、普通財産76兆5,545億6,712万円余であり、区分別では政府出資等70兆9,147億3,128万円余、土地16兆8,243億1,227万円余、立木竹6兆9,828億7,576万円余、工作物4兆9,163億1,678万円余、建物3兆5,221億4,372万円余等である。

○平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件は、国有財産法第37条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

無償貸付を行った国有財産の平成24年度中の増減額は、総増加額1,341億5,706万円余、総減少額1,613億9,704万円余であり、差引き純減少額は272億3,997万円余である。

これを平成23年度末現在額1兆442億161万円余から差引きすると、平成24年度末現在額は1兆169億6,163万円余である。

平成24年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの9,826億9,828万円余、緑地の用に供するもの131億8,341万円余等である。

○平成25年度国有財産増減及び現在額総計算書

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

平成25年度中の国有財産の増減額は、総増加額17兆9,965億3,812万円余、総減少額18兆4,381億8,574万円余であり、差引き純減少額は4,416億4,761万円余である。

これを平成24年度末現在額105兆2,547億9,304万円余から差引きすると、平成25年度末現在額は104兆8,131億4,542万円余である。

平成25年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産23兆3,998億4,629万円余、普通財産81兆4,132億9,913万円余であり、区分別では政府出資等75兆8,023億8,413万円余、土地17兆4,778億4,371万円余、建物3兆4,598億4,287万円余、工作物3兆1,119億6,696万円余、立木竹2兆9,137億4,313万円余等である。

○平成25年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件は、国有財産法第37条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

無償貸付を行った国有財産の平成25年度中の増減額は、総増加額2,511億520万円余、総減少額2,417億6,987万円余であり、差引き純増加額は93億3,532万円余である。

これを平成24年度末現在額1兆169億6,163万円余に加算すると、平成25年度末現在額は1兆262億9,696万円余である。

平成25年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの9,920億257万円余、緑地の用に供するもの135億7,226万円余等である。

○平成27年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1） （承諾を求めるの件）（第190回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成27年度一般会計予備費の予算額3,500億円のうち、平成27年4月3日から平成27年12月22日までの間において決定された1,791億9,337万8,000円の使用につき、国会の事後承諾を求

めるため提出されたものである。その内訳は、消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用に必要な経費、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費、主要国首脳会議の開催準備に必要な経費等18件である。

○平成27年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2） （承諾を求めるの件）（第190回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成27年度一般会計予備費の予算額3,500億円のうち、平成28年2月1日から平成28年2月5日までの間において決定された8億2,549万6,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、選挙人名簿の登録制度の見直しに伴う選挙人名簿システムの改修に必要な経費及び訟務費の不足を補うために必要な経費の2件である。

○平成26年度一般会計歳入歳出決算、平成26年度特別会計歳入歳出決算、平成26年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成26年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条の規定に基づき国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

一 一般会計

平成26年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額104兆6,791億2,183万円余、歳出決算額98兆8,134億6,743万円余であり、差引き5兆8,656億5,440万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成27年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成26年度における財政法第6条の純剰余金は、1兆5,808億6,781万円余である。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務の負担額を除く。）は、平成26年度末現在794兆8,953億6,577万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成26年度末現在45兆6,787億2,745万円余である。

二 特別会計

平成26年度の特別会計の数は15であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入406兆7,363億9,525万円余、歳出390兆2,019億4,009万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は6兆6,262億3,075万円余、不用額の合計額は20兆

8,165億6,290万円余である。

債務負担額は、平成26年度末現在275兆648億5,576万円余である。

三 国税収納金整理資金

平成26年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額67兆5,039億8,850万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等65兆9,299億3,707万円余であり、差引き1兆5,740億5,142万円余が平成26年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

四 政府関係機関

平成26年度の政府関係機関の数は4であり、その収入支出の決算額の合計額は、収入1兆1,292億3,636万円余、支出1兆1億2,386万円余である。

○平成27年度一般会計歳入歳出決算、平成27年度特別会計歳入歳出決算、平成27年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成27年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条の規定に基づき国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

一 一般会計

平成27年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額102兆1,753億712万円余、歳出決算額98兆2,303億2,409万円余であり、差引き3兆9,449億8,302万円余の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成28年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成27年度における財政法第6条の純剰余金は、2,544億537万円余である。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務の負担額を除く。）は、平成27年度末現在828兆363億3,744万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成27年度末現在44兆8,750億6,635万円余である。

二 特別会計

平成27年度の特別会計の数は14であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入402兆8,841億6,666万円余、歳出386兆2,143億2,465万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は7兆796億1,689万円余、不用額の合計額は15兆2,940億165万円余である。

債務負担額は、平成27年度末現在237兆7,413億1,642万円余である。

三 国税収納金整理資金

平成27年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額73兆4,167億6,095万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等72兆2,196億6,058万円余であり、差引き1兆1,971億37万円余が平成27年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

四 政府関係機関

平成27年度の政府関係機関の数は4であり、その収入支出の決算額の合計額は、収入1兆920億1,337万円余、支出9,196億9,770万円余である。

○昭和19年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和20年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算

朝鮮総督府特別会計等とは、朝鮮総督府、朝鮮食糧管理、朝鮮鉄道用品資金、朝鮮簡易生命保険及郵便年金、台湾総督府、台湾食糧管理、台湾事業用品資金、樺太庁、関東局及び南洋庁の10の各特別会計であり、その昭和19年度及び20年度の決算については、会計資料の散逸等により作成が困難な状況において、当時の予算書、日本銀行の国庫金出納記録等を踏まえて作成され、国会に提出されたものである。

昭和19年度朝鮮総督府特別会計等に係る歳入歳出の決算額の合計額は、歳入65億2,517万円余、歳出55億3,522万円余である。

昭和20年度朝鮮総督府特別会計等に係る歳入歳出の決算額の合計額は、歳入21億3,388万円余、歳出16億6,100万円余である。

なお、両年度の剰余金等については、それぞれの特別会計の設置法令又は旧会計法における規定並びに旧外地特別会計の昭和19年度及び昭和20年度の歳入歳出の決算上の剰余金の処理等に関する政令の規定により、7億7,600万円余を平成27年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

(議決の内容)

平成26年度及び平成27年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書並びに昭和19年度及び昭和20年度の朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、各年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検

査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

- 1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

- (1) 財政健全化については、行政サービスの情報開示を徹底し、業務のコスト分析を可能とすることで無駄の削減を図ることができることから、社会保障等の分野を含め、個別事業のフルコスト情報の対象事業を拡大すべきである。

日本銀行の量的・質的金融緩和については、出口において長期金利が上昇し、日銀当座預金の超過準備額に係る適用利率の引上げ等により、収益が減少することが見込まれることから、債券取引損失引当金を十分に確保するなど、財務の健全性の維持に努めるべきである。

預金保険機構の金融機能早期健全化勘定については、多額の利益剰余金が生じていることから、余裕資金の有効活用のため、適時に国庫納付したり、預金保険機構の財務の健全性維持に活用したりできるよう制度を整備することも含め、その取扱いを早急に検討すべきである。

税制については、租税特別措置における研究開発税制等を適用するに当たり、実態調査等により制度の公平性・中立性等について検証し、特定の業界・法人に偏っている状況を見直すべきである。また、当該制度によって促進された研究開発投資等の効果について検証すべきである。

また、本院は国における決算の意義と重要性を踏まえ、その審議を進めてきたところである。政府においても、本院の議決を次年度以降の予算編成に反映できるよう決算審議の充実と迅速化に向けた取組に協力すべきである。

- (2) 待機児童対策に関しては、地方公共団体間で待機児童の定義が統一されていないことやいわゆる「3歳の壁」問題等が生じている現状を踏まえ、これらの早期の解決を図るとともに、それぞれの状況に応じた丁寧な支援に努めるべきである。

地方の医師不足対策については、都市部と地方の医師の偏在を改善するための施策を検討し、地方の医師不足の解消に努めるべきである。

腎不全治療のうち腎移植については、法的に整備されている死体腎移植

が進んでいない現状を踏まえ、一層の推進に努めるべきである。

- (3) 高速道路については、企業立地や広域観光の促進、防災機能の強化といった多様なストック効果が見込まれることを踏まえ、高速道路ネットワークの整備及び機能強化を効果的・効率的に実行すべきである。

駅ホームにおける安全対策については、鉄道事業者と緊密に連携し、利用者10万人未満の駅についてもホームドア整備等の転落事故防止に向けた取組を視聴覚障害者等の意見を踏まえて一層促進すべきである。

- (4) 国有財産については、国民共有の貴重な財産であることから、大阪府に所在する学校法人への国有地売却を踏まえ、法令等に基づき適切に管理処分を行うとともに、地方公共団体等に公的な用途で売却する場合に、相手先や売却価格を原則開示するなど、情報開示に努めるべきである。

- (5) 公文書管理については、国の諸活動の経緯等を検証するための事実の記録である行政文書の重要性に鑑み、対象文書の範囲や保存期間の基準の見直しを含めた各府省における公文書管理の質を高めるための取組について早急に検討すべきである。

- (6) 文部科学省の組織的な再就職等問題については、同省が再就職等規制違反とその後の隠ぺい行為により、国民の信頼を著しく損なったことは極めて遺憾である。

政府は、同問題の調査結果を踏まえ、再発防止のため、国家公務員の再就職に係る届出の徹底を図るとともに、実効性のある措置を検討すべきである。

- (7) 朝鮮総督府特別会計ほか9特別会計（旧外地特別会計）の昭和19年度及び昭和20年度の歳入歳出決算については、その処理が長期間延期されてきたことは遺憾であり、政府は、提出された歳入歳出の科目の内訳の記載が不完全なものであることを真摯に受け止めるべきである。また、一般会計に帰属することとなった旧外地特別会計に係る債権については、問合せ先、照会方法等の周知を図るとともに、問合せについては誠実に対応するなどして、発生する可能性がある債権債務の処理に万全を期すべきである。

- 2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

3 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

(注：平成26年度決算、平成27年度決算並びに昭和19年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和20年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算は、一括して審査・採決が行われた。)

○平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

平成26年度中の国有財産の増減額は、総増加額26兆2,663億7,642万円余、総減少額21兆4,494億7,080万円余であり、差引き純増加額は4兆8,169億561万円余である。

これを平成25年度末現在額104兆8,131億4,542万円余に加算すると、平成26年度末現在額は109兆6,300億5,104万円余である。

平成26年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産23兆1,374億3,980万円余、普通財産86兆4,926億1,123万円余であり、区分別では政府出資等80兆7,609億1,517万円余、土地17兆7,222億7,867万円余、建物3兆4,054億6,519万円余、工作物2兆9,778億443万円余、立木竹2兆6,695億6,845万円余等である。

○平成26年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件は、国有財産法第37条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

無償貸付を行った国有財産の平成26年度中の増減額は、総増加額2,132億169万円余、総減少額1,977億8,373万円余であり、差引き純増加額は154億1,795万円余である。

これを平成25年度末現在額1兆262億9,696万円余に加算すると、平成26年度末現在額は1兆417億1,492万円余である。

平成26年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの1兆79億2,605万円余、緑地の用に供するもの136億8,464万円余等である。

○平成27年度国有財産増減及び現在額総計算書

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

平成27年度中の国有財産の増減額は、総増加額9兆435億7,094万円余、総減少額13兆5,754億2,072万円余であり、差引き純減少額は4兆5,318億4,978万円余である。

これを平成26年度末現在額109兆6,300億5,104万円余から差引きすると、平成27年度末現在額は105兆982億125万円余である。

平成27年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産23兆850億8,991万円余、普通財産82兆131億1,134万円余であり、区分別では政府出資等76兆948億3,518万円余、土地17兆7,087億7,968万円余、建物3兆3,950億3,774万円余、立木竹2兆8,880億6,561万円余、工作物2兆8,406億9,429万円余等である。

○平成27年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件は、国有財産法第37条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

無償貸付を行った国有財産の平成27年度中の増減額は、総増加額2,627億4,628万円余、総減少額2,481億3,785万円余であり、差引き純増加額は146億842万円余である。

これを平成26年度末現在額1兆417億1,492万円余に加算すると、平成27年度末現在額は1兆563億2,335万円余である。

平成27年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの1兆221億1,910万円余、緑地の用に供するもの138億670万円余等である。

【議院運営委員会】

○天皇の退位等に関する皇室典範特例法案（内閣提出第66号）要旨

本案は、皇室典範第4条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項について所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位するものとする。

二 上皇

1 一により退位した天皇は、上皇とするものとする。

2 上皇の敬称は、陛下とするとともに、上皇の身分に関する事項の登録、喪儀及び陵墓については、天皇の例によるものとする。

3 上皇に関しては、2の事項を除き、皇室典範に定める事項（皇位継承資格及び皇室会議の議員資格に関する事項を除く。）については、皇族の例によるものとする。

三 上皇后

1 上皇の後は、上皇后とするものとする。

2 上皇后に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太后の例によるものとする。

四 皇位継承後の皇嗣

一による皇位の継承に伴い皇嗣となった皇族に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太子の例によるものとする。

五 附則

1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。また、当該政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならないものとする。

2 皇室典範の附則に、次の規定を新設するものとする。

この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第 号）は、この法律と一体を成すものである。

3 宮内庁法の附則に、次の規定を新設するものとする。

(一) 上皇に関する事務を遂行するため、宮内庁に、上皇職並びに上皇侍従長及び上皇侍従次長を置くものとする。

(二) 一による皇位の継承に伴い皇嗣となった皇族に関する事務を遂行するため、宮内庁に、皇嗣職及び皇嗣職大夫を置くものとする。

(附帯決議)

- 一 政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。
 - 二 一の報告を受けた場合においては、国会は、安定的な皇位継承を確保するための方策について、「立法府の総意」が取りまとめられるよう検討を行うものとする。
 - 三 政府は、本法施行に伴い元号を改める場合においては、改元に伴って国民生活に支障が生ずることがないようにするとともに、本法施行に関連するその他の各般の措置の実施に当たっては、広く国民の理解が得られるものとなるよう、万全の配慮を行うこと。
- 右決議する。

【災害対策特別委員会】

○津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第6号）要旨

本案は、津波防災の日の規定について、津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮する旨を追加するとともに、国の財政上の援助に関する規定の有効期限を延長するもので、その内容は次のとおりである。

- 一 津波防災の日の規定について、2015年12月22日の国際連合総会において11月5日を世界津波の日とすることが決議されたことも踏まえ、津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮する旨を追加すること。
- 二 地方公共団体に対するハザードマップ等の作成に係る国の財政上の援助に関する規定の有効期限を平成34年3月31日まで延長すること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

○衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）要旨

本案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改める等のもので、その主な内容は次のとおりである。

一 衆議院議員の選挙区に関する事項

- 1 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（以下「平成28年改正法」という。）附則第2条の規定により、平成27年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、19都道府県において97選挙区の改定等を行うものとする。
- 2 この法律による改正前の平成28年改正法附則第3条の規定により、平成27年国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を4選挙区で1ずつ減少させるものとする。

二 公職選挙法の改正規定の施行期日等に関する事項

- 1 平成28年改正法のうち公職選挙法の改正規定は、この法律の公布の日から起算して1月を経過した日（以下「一部施行日」という。）から施行するものとする。
- 2 平成28年改正法による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙については一部施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとする。
- 3 平成28年改正法による改正後の公職選挙法別表第1に掲げる行政区画その他の区域は、平成29年4月19日（以下「基準日」という。）現在によったものであって、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表に掲げる区域に変更があっても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなすものとする。

三 その他

- 1 この法律は、公布の日から施行するものとする。
- 2 数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区を設けることができるものとする等所要の規定の整備を図るものとする。

(附帯決議)

今回の区割り改定により、区割りが変更される選挙区数が多数に上り、また、分割される市区町が増加するため、政府においては、有権者に混乱が生じることのないよう新たな選挙区に関し十分に周知徹底を行うこと。

○平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第14号）要旨

本案は、平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長について、その任期の特例を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 任期の特例

- 1 平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙により選出される議会の議員又は長（以下「特例対象議員等」という。）の任期は、当該地方公共団体の議会が、平成30年10月31日までに、特例対象議員等の任期満了の日として平成35年4月1日から同月30日までの期間内のいずれかの日を定める旨の議決をしたときは、地方自治法第93条第1項又は第140条第1項の規定にかかわらず、当該議決で定める日に満了すること。
- 2 1の議決に係る議案は、特例対象議員等のうち議会の議員の任期満了の日に係るものにあつては議会の議員又は委員会が、特例対象議員等のうち長の任期満了の日に係るものにあつては長が、それぞれ議会に提出することができること。
- 3 1の議決については、議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意がなければならないこと。

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第21号）要旨

本案は、都道府県又は市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとする等のもので、その主な内容は次のとおりである。

一 都道府県又は市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布の解禁

1 都道府県又は市の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用する次のビラを頒布することができるものとする。

(一) 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 1万6,000枚

(二) 指定都市の議会の議員の選挙にあつては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 8,000枚

(三) 指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあつては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 4,000枚

2 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市の議会の議員の選挙については市は、それぞれ、条例で定めるところにより、1のビラの作成について、無料とすることができるものとする。

二 施行期日等

1 この法律は、平成31年3月1日から施行すること。

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される都道府県又は市の議会の議員の選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された都道府県又は市の議会の議員の選挙については、なお従前の例によること。

【消費者問題に関する特別委員会】

○独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）要旨

本案は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、消費者の被害の発生又は拡大を防止するとともにその被害を回復するため、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）の業務として、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）における特定適格消費者団体（消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するための被害回復裁判手続の追行に必要な適格性を有する法人として内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体をいう。以下同じ。）のする仮差押えに係る担保を立てる業務を追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 独立行政法人国民生活センター法の一部改正

- 1 国民生活センターの目的として、重要消費者紛争（消費者等と事業者との間に生じた民事上の紛争のうち、その解決が全国的に重要であるものとして内閣府令で定めるもの）について、法による解決のための手続の利用を容易にすることを追加すること。
- 2 国民生活センターの業務として、特定適格消費者団体が行う消費者裁判手続特例法第56条第1項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てる業務を追加すること。
- 3 国民生活センターは、2の業務の実施に必要な費用に充てるため、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができることとすること。

二 消費者契約法の一部改正

適格消費者団体（不特定かつ多数の消費者の利益のために事業者の不当な行為等に対して差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人として内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体をいう。）の認定の有効期間を3年から6年に延長すること。

三 消費者裁判手続特例法の一部改正

特定適格消費者団体、国民生活センターその他の関係者は、国民生活センターが行う一の2の業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないこととすること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成29年10月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 悪質な事業者から消費者の被害を回復するため、特定適格消費者団体から立担保の要請があった場合に、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）が直ちに担保を立てられるよう、国民生活センター、特定適格消費者団体、地方公共団体等関係者間での連携を強化し、また、国民生活センターにおける立担保の審査・手続体制を整備すること。
- 二 特定適格消費者団体が国民生活センターによる立担保を利用する場合の要件については、同団体が個別の事案に応じて柔軟な対応を行うことができるよう、立担保可能な額に一律に上限を設けるなどの過度なものとしなないこと。
- 三 裁判所に違法とされた仮差押命令により事業者が損害を被り担保が実行された場合に、国民生活センターが特定適格消費者団体に対して行う求償については、公益のために特定適格消費者団体に仮差押命令の申立権限を付与した意義に鑑み、一定の要件を満たす場合には、返還の猶予又は免除を検討すること。
- 四 特定適格消費者団体の更新手続の事務負担を軽減し、被害回復関係業務に注力できるよう、特定認定の有効期間については、特定適格消費者団体の今後の活動状況を踏まえ、その延長を検討すること。
- 五 適格消費者団体及び特定適格消費者団体が、差止請求及び被害回復のための活動を行うことによって、経理的基礎を強化することが困難であることに鑑み、両団体に対して、その公益的な活動に必要な資金の確保等の財政面の支援を行うこと。
- 六 適格消費者団体及び特定適格消費者団体が差止請求や被害回復のための活動を迅速かつ適切に行うため、両団体に対する全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O - N E T）に係る情報の開示の範囲やP I O - N E T 端末の配備について、個人情報保護に配慮しつつ、検討を行うこと。

【東日本大震災復興特別委員会】

○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、福島の復興及び再生を一層推進するため、帰還困難区域内の復興・再生に向けた環境整備、被災事業者の生業の復興・再生を担う組織の体制強化、浜通り地域の新たな産業基盤の構築、福島県産農林水産物等の風評払拭等に必要措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設

- 1 帰還困難区域をその区域に含む市町村長は、福島県知事と協議の上、特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることができること。
- 2 当該認定を受けたときは、土地改良事業等の国による事業代行や被災事業者の事業再開に必要な設備投資に係る課税の特例等を活用することができること。
- 3 当該認定計画に従って、環境大臣が、土壌の除染の措置や廃棄物の処理等を国の負担により行うことができること。

二 公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣等

公益社団法人福島相双復興推進機構の要請に応じ、国の職員を、その身分を保有したまま当該機構に派遣し、その業務に従事させることができること。また、派遣に必要な国家公務員共済組合法の特例等について定めること。

三 福島国際研究産業都市区域における取組の推進に係る規定の整備

福島イノベーション・コースト構想に係る取組を推進する区域及びその区域において推進しようとする取組の内容を重点推進計画の記載事項に追加し、当該重点推進計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、中小企業者が行う研究開発に係る特許料等の減免等の特例措置を講ずること。

四 風評被害払拭等への対応

風評被害の払拭等に向け、福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査や当該調査に基づく指導、助言等の措置を講ずること。

五 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 政府は、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将

来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意を表明した以上、その実現に向けては、被災自治体の意向を十分に尊重するとともに、除染を含む特定復興再生拠点区域の整備を国の負担の下で行うことについて、広く国民の理解を得るための、より丁寧な説明を継続して行うこと。

- 二 特定復興再生拠点区域の認定に当たっては、拠点区域の柔軟な設定を認めるなど、市町村の実態を踏まえた運用を図った上で、拠点整備の前提となる除染及び廃棄物の処理等を国が責任を持って対応すること。また、拠点整備を迅速に進めるため、計画策定段階から市町村を支援し、国による事業代行制度の活用を十分図るとともに、より多くの事業者が課税の特例等の適用を受けられるよう配慮すること。
- 三 避難指示解除は復興の出発点であり、JR常磐線早期全線復旧やインターチェンジ新設を含む常磐自動車道4車線化の早期実現等のインフラ整備、地域医療・介護・福祉等の人材確保、魅力ある教育環境など、帰還する住民に不可欠となる生活環境の整備を加速化するとともに、避難指示解除後に生じる新たな課題にも迅速かつ確実に対応すること。また、被災12市町村における地域公共交通を確保して児童生徒も含めた住民の円滑な帰還につなげるため、交通事業者の安定的な事業運営が可能となるよう配慮すること。さらに、福島復興再生の前提である、中間貯蔵施設及び特定廃棄物の埋立処分事業について、国が責任を持って着実に実施すること。
- 四 被災12市町村の事業・生業の再建及び営農再開への支援については、法定化される公益社団法人福島相双復興推進機構を通じて福島県や市町村等と連携しながら一層強化すること。また、被災12市町村の官民一体となった復興まちづくりを推進するため、帰還環境整備推進法人制度を積極的に活用して、市町村に寄り添った支援を行うこと。
- 五 浜通り地域の再生のための「福島イノベーション・コースト構想」の具体化に当たっては、政府全体での一層の連携強化を図るとともに、国・県及び産学官の連携推進、地元企業の参画促進、国内外の専門家の受入れ並びに人材育成などの各種取組等を進めるとともに、国内外の産業界、学術機関等への周知や協力要請、財政上の措置を含め総合的な支援措置を講ずること。
- 六 根強く残る福島県産農林水産物の風評被害払拭のため、国が行う流通実態調査について、福島県や地元関係団体等と緊密に連携して取り組み、その結果を踏まえた効果的な措置を講ずるほか、生産から流通、消費に至るまでの

総合的な対策を確実に実施すること。また、東日本大震災から6年が経過し、未曾有の複合災害に見舞われた福島の記憶を風化させないための必要な施策を継続的に講ずること。

七 震災から6年たった今、改めて放射線リスクについての正確で分かりやすい情報発信と理解の促進が重要となっており、これまでの取組を総点検しつつ、風評被害の払拭やいじめ防止などにも資するリスクコミュニケーション対策を抜本強化すること。

八 福島の子どもへのいじめの実態を調査し、その調査結果に基づいて、いじめ防止のための必要な対策を速やかに講ずるとともに、全国的な放射線教育を適切に実施すること等により、子どものみならず原発事故避難者全てに対する偏見や差別の払拭を徹底すること。

九 福島復興再生基本方針を変更するに当たっては、地元の意見を丁寧に聴き、これに寄り添った対応をとること。

十 原子力災害が長期に及ぶことを踏まえ、今後生じる様々な課題の解決に必要な施策を講ずるため、長期かつ十分な予算を確保すること。また、今なお約8万人が避難している福島の状況を踏まえ、被災3県の心のケアセンター間の連携強化等を図るとともに、専門的な心のケアの充実強化に努めること。

十一 被災自治体ではマンパワー不足が常態化している中で、避難指示解除後の本格復興の推進に当たり業務量が更に増えることから、被災自治体の人的資源確保への支援措置を強化すること。

十二 住民の長期避難によりイノシシなどの野生鳥獣被害が更に深刻化していることから、現状に即した鳥獣被害対策をより一層確実に実施すること。

【地方創生に関する特別委員会】

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第36号）要旨

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲

住民に身近な行政主体である指定都市等が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限の移譲を始めとして、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲を行うこととし、関係法律（4法律）の改正を行うこと。

二 義務付け・枠付けの見直し等

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律（6法律）の改正を行うこと。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行すること。

○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）要旨

本案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に係る出入国管理及び難民認定法の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、地域の特産物を用いた単式蒸留焼酎及び原料用アルコールの製造に係る酒税法の特例措置の追加等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国家戦略特別区域法の一部改正

- 1 児童福祉法等の特例として、小規模保育事業の対象を満3歳未満から小学校就学前までの乳児・幼児に拡大するとともに、国家戦略特別区域限定保育士試験の指定試験機関として、一般社団法人又は一般財団法人以外の

法人を指定できるものとする。

- 2 出入国管理及び難民認定法の特例として、農作業等に従事する外国人の入国・在留を可能とし、併せてクールジャパン・インバウンドを促進する人材について、一定の要件の下で入国を推進すること。
- 3 テレワークの活用のための事業主等に対する援助、海外における事業の展開のために外国人を雇用しようとする事業主に対する援助、革新的な医薬品の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療関係者等に対する援助及び自動車の自動運転、小型無人機等の高度な産業技術の有効性の実証を行う事業活動に対する援助を行うこと。
- 4 自動車の自動運転、小型無人機等の高度な産業技術の有効性の実証を行う事業活動に関連する規制の見直し等及び公共施設等運営権者が第三者に対して公共施設等の使用を許すことが可能となるための具体的方策について、この法律の施行後1年以内を目途として、検討を加え、必要な措置を講ずること。

二 構造改革特別区域法の一部改正

- 1 酒税法の特例として、地域の特産物を原料とする単式蒸留焼酎又は原料用アルコールの製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとする。
- 2 新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限及び構造改革特別区域計画の認定を申請する期限とされている平成29年3月31日を平成34年3月31日まで延長すること。

三 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二の2の改正規定は、公布の日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 国家戦略特別区域の新規指定及び国家戦略特別区域における追加の規制改革事項の決定に至る過程の透明性・公正性を確保すること。
- 二 国家戦略特別区域諮問会議の中立性を確保する観点から、民間議員等が私的な利益の実現を図って議論を誘導し、又は利益相反行為に当たる発言を行うことを防止するため、民間企業の役員等を務め又は大量の株式を保有する議員が、会議に付議される事項について直接の利害関係を有するときは、審

議及び議決に参加させないことができるものとする。

また、各国家戦略特別区域において特定事業を実施すると見込まれる者を公募する場合には、十分な募集期間を設けるなど、手続の公正性・公平性の確保に留意すること。

三 現在国家戦略特別区域に指定されている10区域の評価結果を踏まえ、個々の事業の進捗状況や規制改革メニューの活用が不十分であるなど、評価が著しく低い区域に対しては、指定の在り方を含め、PDCAサイクルによる進捗管理を厳格に行うこと。また、可能な限り定量的な評価を行うため、国家戦略特別区域計画に予め数値目標を定め、その達成度を測るなど、国民に対してわかりやすい形で評価を行うよう努めること。

四 国家戦略特別区域小規模保育事業の実施に当たっては、満3歳以上の子どもの保育に関し、同年齢の子どもとの触れ合いの中で協調性や社会性を育む重要な段階であることに配慮するとともに、限られた空間の中で活動量の異なる異年齢の子どもが集団で保育を受けることになることに鑑み、安全管理対策に万全を期すこと。

五 新たに国家戦略特別区域限定保育士事業の指定試験機関となる法人について、試験実施機関としての適格性・公正性の確保に万全を期すること。また、政府は、待機児童問題の解消に不可欠な保育士の更なる確保に向け、保育士の処遇の改善をはじめとして、いわゆる「潜在保育士」の再就職支援のための取組を一層強化すること。

六 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業の実施に当たっては、外国人材に対する人権侵害行為を防止すること、日本人農業労働者と同程度の賃金水準を維持すること、労働時間や休日、休暇等の適切な就労環境を確保すること、特定機関等による不当な利益追求を防止すること等、事業運営の適正化を確保するため、適正受入管理協議会を核に、特定機関及び農業経営体等に対する監督及び指導を徹底すること。

また、本事業の全国展開については、国内全産業における賃金や就労環境の低下につながらないように見極めるとともに、地域社会や日本人就農者に与える影響等について慎重に検討した上で判断すること。

七 我が国の成長戦略、第4次産業革命を牽引する、自動車の自動運転及び小型無人機の遠隔操作等の高度な産業技術の社会実装を世界に先駆けて実現するため、迅速かつ集中的に実証実験を行うことができるよう、日本版レギュラトリー・サンドボックス制度を速やかに創設すること。

なお、実証実験に際しては、地域の住民等の理解の下、その安全の確保に万全を期すること。

IV 決議案

○北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案（佐藤勉君外14名提出、決議第1号）

3月6日、北朝鮮は、4発の弾道ミサイルをほぼ同時に発射し、そのうち3発は我が国の排他的経済水域内に落下したものと推定される。北朝鮮による核実験や度重なる弾道ミサイル発射は、新たな段階の脅威であるとともに、我が国を含む地域及び国際社会の平和と安全に対する明らかな挑発行為であり、断じて容認できない。とりわけ、我が国の排他的経済水域内に落下させることは、我が国の安全に対する直接的かつ重大な脅威である。今回の発射は、一連の国連安保理決議及び日朝平壤宣言に違反するとともに、六者会合共同声明の趣旨に反するものである。我が国として断じて容認できず、北朝鮮に対し、厳重に抗議し、最も強い表現で非難する。

本院は日本国民を代表して、今般の弾道ミサイル発射に対し重ねて厳重に抗議し、北朝鮮には、弾道ミサイルの開発を直ちに断念するよう強く求める。

国際社会は、国連安保理決議等を踏まえ、結束した外交努力を展開し、平和的な解決を目指すべきである。政府においては、国連加盟国に対し、これまでの国連安保理決議に基づく制裁措置の完全なる履行を実現するよう働き掛けを強化しつつ、各国との連携を強化し、国連安保理での取組や我が国独自の措置の徹底を通じて圧力の強化を追求すべきである。

さらに、政府は、核・ミサイル問題のみならず、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である拉致問題をも含め、北朝鮮情勢に関する情報を収集・分析の上、国民に対して的確な情報提供を行うべきである。そして、国際社会が結束して北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題の包括的かつ早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もって国民の負託に応えるべきである。

右決議する。

V 通過議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律案（内閣提出第53号）（修正）	健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進するため、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し、国の責務、基本方針の策定、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報等及び匿名加工医療情報の取扱いに関する規制等について定めるもの なお、基本方針に定める事項として、本人又はその子孫以外の個人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないための措置に関する事項を明記すること等の修正を行った。	3/10	4/28
	●青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣委員長提出、衆法第20号）	青少年によるインターネットの利用の状況の変化に鑑み、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の促進を図るため、携帯電話インターネット接続業務提供事業者等の青少年確認義務、説明義務及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務を新設するとともに、インターネット接続機器の製造事業者の義務の対象となる機器の範囲の拡大等の措置を講ずるもの	6/ 7	6/16
総務	○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	平成28年度における地方交付税の総額を確保するため同年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を踏まえて同年度分の震災復興特別交付税の額を減額するもの	1/20	1/31

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
総務	○地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うとともに、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置の見直し、居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税の税額算定方法等の導入並びに県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市への個人住民税の税源移譲等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講ずるもの	2/ 7	3/27
	○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	平成29年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市への個人住民税の税源移譲等に対応する措置等を講ずるもの	2/ 7	3/27
	○電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）	電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展に対応した規制の合理化を図るため、電波利用料の料額の改定、電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に係る規定の整備、登録検査等事業者及び登録認定機関がその業務に使用する測定器等の較正等に係る期間の延長等を行うもの	2/28	4/28
	○地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）	個人番号制度の一層の円滑な運用を図るとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により地方公共団体情報システム機構が処理する事務の適正な実施を確保するため、同機構について、役員 (役員) の解任、業務方法書等に係る規定の整備を行うとともに、当該事務について、総務大臣による監督命令、機構保存本人確認情報の利用等に係る規定の整備を行うもの	3/ 7	5/17
	○電子委任状の普及の促進に関する法律案（内閣提出第46号）	電子契約の推進を通じて電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図るため、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、電子委任状取扱業務の認定の制度を設ける等の措置を講ずるもの	3/ 7	6/ 9

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務	○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）（参議院送付）	地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、併せて会計年度任用職員に対する給付に関する規定を整備するもの	3/ 7	5/11
	○地方自治法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）	地方公共団体の財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等、監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等を行うとともに、地方独立行政法人の業務への市町村の申請等関係事務の処理業務の追加等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行うもの	3/10	6/ 2
	○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	日本放送協会の平成29年度予算であり、一般勘定事業収支については、事業収入7,118億円、事業支出7,020億円、事業収支差金98億円となっている。 事業運営に当たっては、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進に重点を置き取り組むこととしている。	2/10	3/31
	●過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第5号）	過疎地域の要件を追加するとともに、過疎地域自立促進のための地方債の対象経費の拡充並びに減価償却の特例及び地方税の課税免除等に伴う措置の拡充を行うもの	3/14	3/31
法務	○民法の一部を改正する法律案（内閣提出、第189回国会閣法第63号）（修正）	社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行うもの なお、本法律案附則において、この法律に係る法律番号中の年号の修正を行った。	(平成27年) 3/31	5/26

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
法務	○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第189回国会閣法第64号）（修正）	民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行うもの なお、民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の法律番号中の年号の修正等を行った。	(平成27年) 3/31	5/26
	○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を50人増加し、判事補の員数を23人減少するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を35人減少するもの	2/ 3	4/12
	○裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行うもの	2/ 3	4/19
	○刑法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）（修正）	近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とするとともに、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設するなどの処罰規定の整備を行い、あわせて、強姦罪等を親告罪とする規定を削除するもの なお、政府において、この法律の施行後3年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の検討規定を追加する修正を行った。	3/ 7	6/16

委員会名	議案名	概要	提出	成立
法務	○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）（修正）	近年における犯罪の国際化及び組織化の状況に鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の罪の新設、証人等買収罪の新設及び犯罪収益の前提犯罪の拡大等の措置を講ずるもの なお、親告罪である犯罪に係るテロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の罪が親告罪である旨の規定及びテロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の罪に係る被疑者の取調べその他の捜査の適正の確保に関する配慮義務規定並びに同罪に係る取調べの録音・録画制度の在り方及び全地球測位システムを活用した捜査手法の在り方についての検討条項を追加する等の修正を行った。	3/21	6/15
外務	○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	国際情勢の変化等に鑑み、在レシフェ日本国総領事館及びアフリカ連合日本政府代表部の新設並びに在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定について定めるもの	2/10	3/31
	○日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第192回国会条約第2号）	自衛隊と米軍との間で物品・役務を相互に提供するための決済手続等を定めるもの	（平成28年） 10/14	4/14

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	自衛隊とオーストラリア国防軍との間で物品・役務を相互に提供するための決済手続等を定めるもの	2/24	4/14
	○日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	自衛隊と連合王国の軍隊との間で物品・役務を相互に提供するための決済手続等を定めるもの	2/24	4/14
	○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	インドとの間で、原子力の平和的利用等に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの	2/24	6/ 7
	○1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	WTO協定に含まれる我が国の譲許表に関し、情報技術製品の関税撤廃の対象産品が見直されたことに伴う修正及び訂正を確認するためのもの	2/24	4/21

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	北太平洋漁業委員会との間で、同委員会及びその職員が享有する特権及び免除等について定めるもの	2/24	5/10
	○違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	入港の拒否等の寄港国の措置の実施を通じて、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除することについて定めるもの	2/24	5/10
	○生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	遺伝資源の利用並びにその後の応用及び商業化から生ずる利益の公正かつ衡平な配分がなされるよう、遺伝資源の提供国及び利用国がとるべき措置等について定めるもの	2/24	5/10
	○バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	改変された生物の国境を越える移動により生ずる損害について、締約国が適当な管理者に対し、生物多様性の復元等のための対応措置をとることを要求すること等について定めるもの	2/24	5/10
	○万国郵便連合憲章の第9追加議定書、万国郵便連合一般規則の第1追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）	万国郵便連合憲章の第9追加議定書は、憲章で使用される用語の置換え等現行の憲章を改正するもの。万国郵便連合一般規則の第1追加議定書は、一般規則で使用される用語の置換え等現行の一般規則を改正するもの。万国郵便条約は、国際郵便業務に関する規則等について定めるもの	3/10	4/21

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）	国際郵便為替、国際郵便振替等の国際郵便送金業務の確実な実施を図るため、郵便送金指図の処理、事業体間の決済等に関する規則等について定めるもの	3/10	4/21
	○投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）	ケニアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	3/10	6/ 9
	○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）	イスラエルとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	3/10	6/ 9
	○社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）	スロバキアとの間で、年金制度への加入に関する法令の適用調整、年金制度の保険期間の通算等について定めるもの	3/10	6/16
	○社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第14号）	現行の日・チェコ社会保障協定を改め、一時派遣被用者の具体的な範囲等について定めるもの	3/10	6/16
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第15号）	スロベニアとの間で、二重課税の除去を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの	3/10	5/17

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第16号)	現行の日・ベルギー租税条約を全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国における課税を更に減免するとともに、税務当局間の徴収共助の手續等について定めるもの	3/10	5/17
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第17号)	ラトビアとの間で、二重課税の除去を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの	3/10	5/17
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第18号)	現行の日・オーストリア租税条約を全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国における課税を更に減免するとともに、税務当局間の徴収共助の手續等について定めるもの	3/10	5/17
	○脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第19号)	現行の日・バハマ租税情報交換協定を改め、自動的な情報の交換に関する規定を新たに設けること等について定めるもの	3/10	5/17

委員会名	議案名	概要	提出	成立
財務金融	○所得税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第6号）	日本経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築、経済の好循環の促進、酒類間の税負担の公平性の回復、国際的な租税回避への効果的な対応などの観点から、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直し、酒税の税率構造及び酒類の定義の見直し、外国子会社合算税制の見直し等の措置を講ずるもの	2/ 3	3/27
	○関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	最近における内外の経済情勢等に対応するため、暫定税率の適用期限の延長、個別品目の関税率等の見直し、暫定的減免税制度の適用期限の延長、沖縄における関税制度上の特例措置、事前報告制度等の拡充、犯則調査手続に係る規定の整備等の措置を講ずるもの	2/ 7	3/31
	○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	国際開発協会の第18次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、3,459億3,208万円の範囲内において追加出資することができることとするもの	2/ 7	4/14
	○金融商品取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）	情報通信技術の進展等の我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応するため、株式等の高速取引に関する法制の整備、金融商品取引所グループ内の共通・重複業務の集約の容易化、上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備等の措置を講ずるもの	3/ 3	5/17
	○銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）	情報通信技術の急速な進展等の我が国の金融サービスをめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携・協働を推進するとともに利用者保護を確保するため、電子決済等代行業者に関する法制の整備等の措置を講ずるもの	3/ 3	5/26
文部科学	○独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により高等教育への進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、「給付型奨学金制度の創設」に係る所要の措置を講ずるもの	1/31	3/31

委員会名	議案名	概要	提出	成立
文部科学	○義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	小学校、中学校等の学校現場を取り巻く課題が複雑困難化する中、学校がこうした課題に適切に対応していくため、基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正、事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備、学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備等の措置を講じるもの	2/ 7	3/27
	○学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）	社会経済情勢の変化に即応した職業教育の推進を図るため、実践的な職業教育を担うための新たな高等教育機関として「専門職大学」及び「専門職短期大学」を制度化するもの	3/10	5/24
	●独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第9号）	独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する災害共済給付制度の対象として、①専修学校高等課程、②企業主導型保育施設、③一定の基準を満たす認可外保育施設を追加するもの	3/22	3/31
	●文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第18号）	文化芸術に関する施策の一層の推進を図る観点から、題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、基本理念の見直し、「文化芸術推進基本計画」等に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講ずるもの	5/26	6/16
厚生労働	○臨床研究法案（内閣提出、第190回国会閣法第56号）（修正）	国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進するため、臨床研究の実施の手続、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めるもの なお、本法律案中の「臨床研究法」の法律番号の年表示を「平成28年」から「平成29年」に改める修正を行った。	(平成28年) 5/13	4/ 7
	○雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	雇用保険の失業等給付の拡充、失業等給付に係る保険料率及び国庫負担率の3年間の時限的引下げ、一定の労働関係法令違反の求人者からの求人の不受理、虚偽の求人申込みを行った者への罰則の整備、育児休業期間の延長等の措置を講ずるもの	1/31	3/31

委員会名	議案名	概要	提出	成立
厚生労働	○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	市町村が自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みを制度化するほか、一定以上の所得を有する者の負担割合の見直し、被用者保険者に係る介護納付金への総報酬割の導入等の措置を講ずるもの	2/ 7	5/26
	○厚生労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、医務技監を新設し、その職務について定めるもの	2/ 7	6/ 9
	○児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）	虐待を受けている児童等の保護を図るため、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を求めることができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずるもの	3/ 7	6/14
	○医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）	検体検査の精度の確保、特定機能病院の管理及び運営に関する体制の強化、医療に関する広告規制の見直し、持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長等の措置を講ずるもの	3/10	6/ 7
	●ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第19号）	ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、法の有効期限を10年延長するもの	6/ 2	6/14
農林水産	○農業競争力強化支援法案（内閣提出第21号）	農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するため、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、農業生産に関連する事業の再編又は当該事業への参入を促進するための措置等を講ずるもの	2/10	5/12
	○農業機械化促進法を廃止する等の法律案（内閣提出第22号）（修正）	農業機械化促進法を廃止するとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法における同機構の業務に係る規定の整備を行うもの なお、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務の範囲について、農業等に関する技術上の検査を農機具についての検査に限定する修正を行った。	2/10	4/14

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
農林水産	○主要農作物種子法を廃止する法律案（内閣提出第23号）	主要農作物種子法を廃止するもの	2/10	4/14
	○土地改良法等の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	農用地の利用の集積その他農業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする土地改良事業を創設する等の措置を講ずるもの	2/28	5/19
	○農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）	農村地域において就業の場を確保するため、農村地域への導入を促進する産業の業種を全業種に拡大する等の措置を講ずるもの	2/28	5/26
	○農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）（参議院送付）	我が国農林水産業の国際競争力の強化を図るため、日本農林規格に農林物資の取扱方法等についての基準を追加するとともに、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務に認証機関の能力を評価する業務を追加する等の措置を講ずるもの	2/28	6/16
	○畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るため、加工原料乳の生産者に補給金等を交付する制度を恒久的な制度として位置付け、その交付対象となる事業者の範囲を拡大するとともに、独立行政法人農畜産業振興機構の業務として当該補給金等を交付する業務を追加する等の措置を講ずるもの	3/ 3	6/ 9
	○農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）（修正）	農業経営の安定を図るため、農業者の農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための農業経営収入保険の事業の創設、農業共済事業の見直し等の措置を講じ、以上の見直しに伴い、法律の題名を「農業保険法」に改めるもの なお、農業保険への加入促進に関する規定、農業保険の効率的かつ円滑な実施に関する情報提供等に関する規定の追加等の修正を行った。	3/10	6/16

委員会名	議案名	概要	提出	成立
農林水産	●特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第3号）	しばしば台風の来襲を受け、雨量が極めて多く、かつシラス等特殊な火山噴出物等に覆われている特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業への特別な助成等を引き続き実施するため、法律の有効期限を平成34年3月31日まで5年間延長するもの	3/ 8	3/31
	●商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案（参議院提出、参法第106号）	最近における捕鯨をめぐる国際的な状況を踏まえ、我が国の責務として商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するため、鯨類科学調査に関し、基本原則、国の責務を定めるとともに、基本方針及び鯨類科学調査計画の策定、実施体制の整備、妨害行為への対応のための措置等について定めるもの	6/ 8	6/16
経済産業	○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	原子力損害賠償・廃炉等支援機構から資金援助を受ける原子力事業者による廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るため、当該原子力事業者は廃炉等積立金を同機構に積み立てなければならないこととする等の措置を講ずるもの	2/ 7	5/10
	○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）（修正）	地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすものを地域経済牽引事業と位置付けて、当該事業に係る計画を承認する制度を創設するとともに、当該計画に係る事業を支援するための措置等を講ずるもの なお、政府は、土地利用の調整の状況について検討を加え、優良な農地が十分に確保できないと認めるときは、所要の措置を講ずるものとする規定を附則に追加する修正を行った	2/28	5/26
	○中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	中小企業の経営の改善発達を促進するため、中小企業に係る著しい信用収縮に対処するための危機関連保証の創設及び特別小口保険等の付保限度額の拡充を行うとともに、信用保証協会と金融機関の連携による中小企業に対する経営の改善発達の支援の強化等の措置を講ずるもの	2/28	6/ 7

委員会名	議案名	概要	提出	成立
経済産業	○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	事業の国際化の加速等に伴い、安全保障に関連する技術又は貨物の海外流出の懸念が増大していることに鑑み、貨物の無許可輸出及び技術の無許可取引に対する罰則を強化するとともに、貨物の輸出入及び技術取引の禁止措置並びに対内直接投資に関する規制を強化する等の措置を講ずるもの	3/ 3	5/17
	○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）（参議院送付）	化学物質による環境汚染をより適切に防止するため、新規化学物質の審査特例制度における国内の総量規制について、全国総量上限を環境排出量換算の基準に改めるとともに、一般化学物質のうち毒性が強い化学物質に係る管理の強化を図る等の措置を講ずるもの	3/ 7	5/30
	○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）	政府全体で講じている北朝鮮制裁措置の一環として、平成29年4月14日から平成31年4月13日までの間、北朝鮮との全ての貨物の輸出入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す等の措置を講じたことについて、承認を求めるもの	4/18	6/ 9
国土交通	○海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	近年における海上運送事業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、我が国の安定的な海上輸送の確保を一層推進するため、準日本船舶の範囲の拡大等の措置を講ずるほか、2006年の海上の労働に関する条約等の改正に伴い、海上労働証書及び船員の資格に関する規定の整備等の措置を講ずるもの	2/ 3	4/12
	○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、地方公共団体による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度の創設等の措置を講ずるもの	2/ 3	4/19

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
国土交通	○都市緑地法等の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）	都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の記載事項の拡充、公園施設の設置又は管理を行うことができる者を公募により決定する制度の創設、農業と調和した良好な住環境を保護するための田園住居地域制度の創設等の措置を講ずるもの	2/10	4/28
	○水防法等の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	最近における気象条件の変化に対応して、多様な主体が連携して大規模な洪水等に対する防災・減災対策を推進するため、要配慮者利用施設における避難体制の強化、都道府県知事等が管理する河川の改良工事等及び災害復旧の国土交通大臣等による権限代行制度の創設等の措置を講ずるもの	2/10	5/12
	○道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）	自動車の型式指定制度の適正な実施を図るため、不正の手段により型式の指定を受けた場合において当該指定を取り消すことができることとするとともに、虚偽の報告等に対する罰則の強化の措置を講ずるもの	3/ 3	5/19
	○不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）（参議院送付）	不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るため、小規模不動産特定共同事業の登録制度の創設、インターネットを通じて資金を集める仕組みを取り扱う不動産特定共同事業者に係る規制の整備等の措置を講ずるもの	3/ 3	5/26
	○通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）（修正）	外国人観光旅客の急増等に対応した受入環境の整備を図るため、通訳案内士でない者に対する業務の制限の廃止その他の通訳案内士制度に係る規制の見直し等を行うとともに、旅行業務に関する取引の公正及び旅行の安全の一層の確保を図るため、旅行サービス手配業の登録制度を創設する等の措置を講ずるもの なお、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の有効期限が延長されたことに伴い必要となる技術的な修正を行った。	3/10	5/26

委員会名	議案名	概要	提出	成立
国土交通	○港湾法の一部を改正する法律案 (内閣提出第60号)	国際航路に就航する旅客船の受入環境の整備を促進するため、国土交通大臣が指定した国際旅客船拠点形成港湾における官民の連携による旅客の受入れの促進を図るための協定制度を創設するとともに、非常災害が発生した場合における港湾の機能の維持を図るため、港湾管理者からの要請に基づき、国が港湾施設の管理を自ら行うことができることとする等の措置を講ずるもの	3/10	6/ 2
	○住宅宿泊事業法案 (内閣提出第61号)	近年の我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業を営む者等の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進するため、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度の創設等の措置を講ずるもの	3/10	6/ 9
	○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件 (内閣提出、第192回国会承認第1号)	平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港禁止の他、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された第三国籍船舶及び国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止に加え、平成28年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された日本籍船舶に対しても、平成29年4月13日までの間、本邦の港への入港を禁止する等の閣議決定をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるもの	(平成28年) 12/13	6/14
	○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件 (内閣提出、承認第3号)	平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港禁止の他、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された第三国籍船舶、国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた北朝鮮関連船舶及び平成28年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された日本籍船舶の入港を禁止する閣議決定について、平成31年4月13日まで2年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるもの	4/18	6/14

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
環境	○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	国際原子力機関の勧告等を踏まえ、我が国の原子力利用における安全対策の一層の強化を図るため、原子力事業者等に対する検査制度の見直し、放射性同位元素の防護措置の義務化、放射線障害の技術的基準に関する放射線審議会の機能の強化等の措置を講ずるもの	2/ 7	4/ 7
	○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）	「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」の的確かつ円滑な実施を確保するため、遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であって、生物の多様性を損なうもの等が生じた場合における生物の多様性に係る損害の回復を図るための措置等について定めるもの	2/28	4/14
	○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の適切な保存を図るため、国内希少野生動植物種に関する新たな類型の創設、希少野生動植物種の保全に取り組む動植物園等の認定制度の創設、国際希少野生動植物種に係る登録制度の強化等の措置を講ずるもの	2/28	5/26
	○土壤汚染対策法の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）	土壤汚染に関する適切な管理を推進するため、土壤汚染状況調査の実施契機の拡充を図るとともに、都道府県知事による汚染の除去等の措置命令制度の改善、汚染土壤処理業の許可基準の厳格化及び承継規定の整備、有害物質使用特定施設設置者による土壤汚染状況調査への協力に係る規定の整備等の措置を講ずるもの	3/ 3	5/12
	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第62号）	廃棄物の適正な処理を推進するため、特定の産業廃棄物を多量に生ずる事業者について、産業廃棄物管理票の交付に代えて、電子情報処理組織を使用して産業廃棄物に関する情報を登録することを義務付ける等の措置を講ずるもの	3/10	6/ 9

委員会名	議案名	概要	提出	成立
環境	○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）	特定有害廃棄物等の国際的な取引等を巡る状況及び我が国の再生利用等に関する技術の向上等を踏まえ、特定有害廃棄物等の輸出入に係る規制をその実態に即したものとするため、特定有害廃棄物等の範囲の見直し、再生利用等目的輸入事業者等の認定制度の創設による特定有害廃棄物等の輸入に係る手続の簡素化等の措置を講ずるもの	3/10	6/9
	○地方自治法第156条第4項の規定に基づき、福島地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に由来する放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資する観点から、地域における除染等の措置等や中間貯蔵、指定廃棄物の処理等の取組の推進を図るため、環境省に、地方支分部局として、福島地方環境事務所を設置することについて、国会の承認を求めるもの	3/10	6/9
安全保障	○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	平成18年5月に日米安全保障協議委員会で承認された駐留軍等の再編を実現するため、法律の有効期限を10年延長する等の措置を講ずるもの	2/7	3/27
	○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、陸上自衛隊及び航空自衛隊の組織の改編並びに日・豪物品役務相互提供協定及び日・英物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずるもの	2/10	5/26
予算	○平成28年度一般会計補正予算（第3号） ○平成28年度特別会計補正予算（特第3号）	歳出面において、災害対策費等特に緊要となった事項について措置を講ずるとともに、既定経費の減額を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の減収等を見込むとともに、公債金の増額を行うなど所要の補正措置を講ずるもの この結果、平成28年度一般会計第3次補正後予算の総額は、一般会計第2次補正後予算に対し歳入歳出とも2,133億円増加し、100兆2,220億円となる。 また、特別会計予算について、所要の補正措置を講ずる。	1/20	1/31

委員会名	議案名	概要	提出	成立
予算	○平成29年度一般会計予算 ○平成29年度特別会計予算 ○平成29年度政府関係機関予算	「経済・財政再生計画」の2年目に当たる予算として、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指し、財政健全化への着実な取組を進める一方、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講ずるもの 一般会計予算の規模は、97兆4,547億円となっている。 特別会計予算は、13の特別会計について予算を計上し、また、政府関係機関予算は、4機関について予算を計上している。	1/20	3/27
決算行政 監視	○平成27年度一般会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用調書 (その1)(承諾を求めるの件)(第 190回国会、内閣提出)	一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成27年4月3日から平成27年12月22日までの間において決定された使用額は、消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用に必要な経費等18件、計1,791億円余	(平成28年) 3/18	5/24
	○平成27年度一般会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用調書 (その2)(承諾を求めるの件)(第 190回国会、内閣提出)	一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成28年2月1日から平成28年2月5日までの間において決定された使用額は、選挙人名簿の登録制度の見直しに伴う選挙人名簿システムの改修に必要な経費等2件、計8億円余	(平成28年) 5/17	5/24
議院運営	○天皇の退位等に関する皇室典範 特例法案(内閣提出第66号)	皇室典範第4条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項について所要の措置を講ずるもの	5/19	6/9
災害対策	●津波対策の推進に関する法律の 一部を改正する法律案(災害対策 特別委員長提出、衆法第6号)	津波防災の日の規定について、津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮する旨を追加するとともに、国の財政上の援助に関する規定の有効期限を平成34年3月31日まで5年延長するもの	3/16	3/31

委員会名	議案名	概要	提出	成立
倫理選挙	○衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）	「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第49号）」に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改める等のもの	5/16	6/ 9
	●平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第14号）	平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙により選出される議会の議員又は長の任期は、当該地方公共団体の議会が、平成30年10月31日までに、当該議員又は長の任期満了の日として平成35年4月1日から同月30日までの期間内のいずれかの日を定める旨の議決をしたときは、当該議決で定める日に満了することとするもの	4/20	5/12
	●公職選挙法の一部を改正する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第21号）	都道府県又は市の議会の議員の選挙において、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとする等のもの	6/ 7	6/14
消費者問題	○独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）	消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、消費者の被害の発生又は拡大を防止するとともにその被害を回復するため、独立行政法人国民生活センターの業務として、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律における特定適格消費者団体のする仮差押えに係る担保を立てる業務を追加する等の措置を講ずるもの	3/ 3	5/26

委員会名	議案名	概要	提出	成立
震災復興	○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	福島復興及び再生を一層推進するため、市町村による特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた同計画に基づく国による土地改良事業の代行等の措置を講ずるとともに、公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣に関し必要な事項等を定めるもの	2/10	5/12
地方創生	○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第36号）	地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずるもの	3/ 3	4/19
	○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）	産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に係る出入国管理及び難民認定法の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、地域の特産物を用いた単式蒸留焼酎及び原料用アルコールの製造に係る酒税法の特例措置の追加等の措置を講ずるもの	3/10	6/16

VI 決算等概要一覧

委員会名	議 案 名	概 要	提出	審議結果
決算行政 監 視	○平成24年度一般会計歳入歳出決算 平成24年度特別会計歳入歳出決算 平成24年度国税収納金整理資金受払計算書 平成24年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入107兆7,620億円余、歳出97兆871億円余であり、差引き剰余は10兆6,748億円余 特別会計の決算額は、18の特別会計があつて歳入合計412兆5,334億円余、歳出合計377兆117億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額54兆1,067億円余、一般会計等の歳入への組入額等は53兆3,469億円余であり、資金残額は7,597億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆1,828億円余、支出合計1兆2,158億円余	(平成25年) 11/19	4/18 議決
	○平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成24年度末現在額は、平成23年度末現在額より2兆4,004億円余増加し、105兆2,547億円余	(平成25年) 11/19	4/18 是認
	○平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成24年度末現在額は、平成23年度末現在額より272億円余減少し、1兆169億円余	(平成25年) 11/19	4/18 是認
	○平成25年度一般会計歳入歳出決算 平成25年度特別会計歳入歳出決算 平成25年度国税収納金整理資金受払計算書 平成25年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入106兆446億円余、歳出100兆1,888億円余であり、差引き剰余は5兆8,557億円余 特別会計の決算額は、18の特別会計があつて歳入合計422兆8,505億円余、歳出合計382兆7,169億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額58兆1,085億円余、一般会計等の歳入への組入額等は57兆3,898億円余であり、資金残額は7,187億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆1,473億円余、支出合計1兆1,333億円余	(平成26年) 11/18	4/18 議決
	○平成25年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成25年度末現在額は、平成24年度末現在額より4,416億円余減少し、104兆8,131億円余	(平成26年) 11/18	4/18 是認
	○平成25年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成25年度末現在額は、平成24年度末現在額より93億円余増加し、1兆262億円余	(平成26年) 11/18	4/18 是認

委員会名	議 案 名	概 要	提出	審議結果
決算行政 監 視	○平成26年度一般会計歳入歳出決算 平成26年度特別会計歳入歳出決算 平成26年度国税収納金整理資金受払計算書 平成26年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入104兆6,791億円余、歳出98兆8,134億円余であり、差引き剰余は5兆8,656億円余 特別会計の決算額は、15の特別会計があつて歳入合計406兆7,363億円余、歳出合計390兆2,019億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額67兆5,039億円余、一般会計等の歳入への組入額等は65兆9,299億円余であり、資金残額は1兆5,740億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆1,292億円余、支出合計1兆1億円余	(平成28年) 1/4	6/8 議決
	○平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成26年度末現在額は、平成25年度末現在額より4兆8,169億円余増加し、109兆6,300億円余	(平成28年) 1/8	6/8 是認
	○平成26年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成26年度末現在額は、平成25年度末現在額より154億円余増加し、1兆417億円余	(平成28年) 1/8	6/8 是認
	○平成27年度一般会計歳入歳出決算 平成27年度特別会計歳入歳出決算 平成27年度国税収納金整理資金受払計算書 平成27年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入102兆1,753億円余、歳出98兆2,303億円余であり、差引き剰余は3兆9,449億円余 特別会計の決算額は、14の特別会計があつて歳入合計402兆8,841億円余、歳出合計386兆2,143億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額73兆4,167億円余、一般会計等の歳入への組入額等は72兆2,196億円余であり、資金残額は1兆1,971億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆920億円余、支出合計9,196億円余	(平成28年) 11/18	6/8 議決
	○平成27年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成27年度末現在額は、平成26年度末現在額より4兆5,318億円余減少し、105兆982億円余	(平成28年) 11/18	6/8 是認
	○平成27年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成27年度末現在額は、平成26年度末現在額より146億円余増加し、1兆563億円余	(平成28年) 11/18	6/8 是認

委員会名	議 案 名	概 要	提出	審議結果
決算行政 監 視	○昭和19年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和20年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算	昭和19年度及び昭和20年度における、朝鮮総督府、朝鮮食糧管理、朝鮮鉄道用品資金、朝鮮簡易生命保険及郵便年金、台湾総督府、台湾食糧管理、台湾事業用品資金、樺太庁、関東局及び南洋庁の10特別会計に関する決算	(平成28年) 1/ 4	6/ 8 議決

【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記)

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	●国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（岸本周平君外3名提出、第189回国会衆法第19号）（民主・維新*）	重大通商交渉に関し、国民及び国会に対して必要な情報が提供されていない現状に鑑み、政府の国民及び国会に対する適時かつ適切な方法による情報の提供を促進するため、政府の国民に対する情報の提供の努力義務及び国会に対する報告義務等について定めるもの
	●歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（今井雅人君外5名提出、第189回国会衆法第31号）（民主・維新*・生活）	国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めるもの
	●国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦君外16名提出、第190回国会衆法第13号）（民維ク）	国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度の措置に伴い、人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずるもの
	●国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦君外16名提出、第190回国会衆法第14号）（民維ク）	国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの
	●公務員庁設置法案（大島敦君外16名提出、第190回国会衆法第15号）（民維ク）	国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの
	●政官接触記録の作成等に関する法律案（大島敦君外7名提出、第190回国会衆法第23号）（民維ク）	国会議員等による特定の者の利益を図るためのあっせんその他の行政機関等の事務又は事業の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、もって公務等に対する国民の信頼を確保するため、行政機関の職員等が国会議員等と接触した場合における当該接触に係る記録の作成等に関する事項を定めるもの

※維新の党

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外6名提出、第190回国会衆法第38号） （民進・共産・おおさか・生活・社民）</p>	<p>性暴力が重大かつ深刻な被害を生じさせる一方で、性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性を踏まえた性暴力被害者の支援の重要性に鑑み、性暴力被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性暴力被害者の権利利益の保護を図るため、性暴力被害者の支援に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び性暴力被害者の支援に従事する者の責務を明らかにするとともに、性暴力被害者の支援に関する施策の基本となる事項を定める等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案（中川正春君外11名提出、第190回国会衆法第60号） （民進・共産・生活・社民）</p>	<p>政治分野における男女共同参画が、国又は地方公共団体における政策の立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの</p>
	<p>●政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案（野田聖子君外5名提出、第192回国会衆法第12号） （自民・公明・維新※）</p>	<p>政治分野における男女共同参画が、国又は地方公共団体における政策の立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの</p>
	<p>●国家公務員法の一部を改正する法律案（神山洋介君外4名提出、衆法第11号）（民進・共産・社民）</p>	<p>国家公務員である職員及び当該職員であった者による離職後の就職に関するあっせん行為等が公務に対する国民の信頼を著しく損ねている現状に鑑み、職員の退職管理の一層の適正化を緊急に図るため、離職後の就職に関する規制を強化する等の措置を講ずるもの</p>

※日本維新の会

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（今井雅人君外8名提出、衆法第23号） （民進・共産・自由・社民）</p>	<p>国民主権の理念にのっとり、公文書等のより適正な管理に資するため、行政文書等の範囲の拡大、閣議等の議事録の作成、行政文書等の保存期間の上限及び下限の設定並びに行政文書管理指針の策定について必要な事項を定め、並びに国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるよう行政文書ファイルをまとめる旨を明記するとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において広く利用に供されるために必要な措置等を講ずるもの</p>
	<p>●ギャンブル等依存症対策基本法案（中谷元君外5名提出、衆法第24号） （自民・公明）</p>	<p>ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するもの</p>
	<p>●ギャンブル依存症対策基本法案（長妻昭君外8名提出、衆法第26号） （民進・自由）</p>	<p>ギャンブル依存症が、その患者の日常生活及び社会生活に様々な問題を生じさせる国際的にも認められている疾患であるのみならず、その家族に深刻な影響を及ぼすとともに、重大な社会問題ともなっていることに鑑み、ギャンブル依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル依存症対策を総合的かつ計画的に推進するもの</p>
総務	<p>●放送法の一部を改正する法律案（逢坂誠二君外2名提出、第189回国会衆法第10号） （民主・社民）</p>	<p>国民の「知る権利」、公共放送の自主性・自律性を守るため、日本放送協会の役員人事の透明性・中立性及び会長の適正な職務執行を確保する観点等から、経営委員会の委員の資格及び会長の任命手続の見直し等を行うもの</p>
	<p>●行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第190回国会衆法第54号） （民進）</p>	<p>国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
総務	●電波法の一部を改正する法律案（武正公一君外3名提出、衆法第12号） （民進）	電波の有効利用を促進するため、無線局に関する情報の公表の対象となる事項の範囲を拡大するとともに、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されることとするもの
	●通信・放送委員会設置法案（武正公一君外3名提出、衆法第13号） （民進）	通信及び放送の分野における規律に関する事務を公正かつ中立に行わせるため、内閣府の外局として、通信・放送委員会を設置するもの
法務	○人事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第190回国会閣法第33号）	国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るため、これらの訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めるもの
	○商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（内閣提出、第192回国会閣法第16号）	社会経済情勢の変化に鑑み、航空運送及び複合運送に関する規定の新設、危険物についての荷送人の通知義務に関する規定の新設、船舶の衝突、海難救助、船舶先取特権等に関する規定の整備等を行うとともに、商法の表記を現代用語化するもの
	●民法の一部を改正する法律案（井出庸生君外7名提出、第190回国会衆法第37号） （民進・共産・生活・社民）	個人の尊重と男女の対等な関係の構築の観点から、選択的夫婦別氏制の導入並びに婚姻適齢及び再婚禁止期間の見直しを行うもの
	●性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（西村智奈美君外6名提出、第190回国会衆法第57号） （民進・共産・生活・社民）	全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資するため、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めるもの
	●組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（階猛君外2名提出、衆法第17号） （民進・自由）	最近における組織的な犯罪の実情等に鑑み、組織的な人身売買の予備及び組織的な詐欺の予備の行為についての処罰規定を整備するもの

委員会名	議 案 名	概 要
財務金融	<p>●国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案（前原誠司君外3名提出、第190回国会衆法第3号） （民維ク）</p>	<p>国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るため、財政の健全化の推進に関し、基本原則、財政健全化目標及び財政健全化基本方針を定め、並びに国の責務を明らかにするとともに、財政運営戦略の策定等、国の財務に関する情報の開示、行政事業レビューによる事務及び事業の見直し等、行政監視院の設置、地方財政の健全化その他の財政の健全化の推進のため必要な事項を定めるもの</p>
	<p>●格差是正及び経済成長のために講ずべき給付付き税額控除の導入その他の税制上の措置に関する法律案（古川元久君外3名提出、衆法第2号） （民進）</p>	<p>社会経済情勢の急激な変化に伴い国民の間に生じている経済的格差その他の格差を是正し、及びその固定化を防止するとともに、経済成長を促すことが、我が国の経済社会の持続的な発展のために緊要な課題であることに鑑み、給付付き税額控除の導入その他の個人所得課税、消費課税及び資産課税に関し講ずべき措置を定めるもの</p>
文部科学	<p>●公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（平野博文君外3名提出、第189回国会衆法第34号） （民主）</p>	<p>公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の学級編制の標準を改めるもの</p>
	<p>●幼児教育振興法案（河村建夫君外4名提出、第190回国会衆法第50号） （自民・公明）</p>	<p>幼児教育の振興を図るため、その振興に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び幼児教育施設の設置者の責務等を明らかにし、並びに基本方針の策定について定めるとともに、幼児教育の振興に関する施策の基本となる事項を定めるもの</p>
	<p>●チーム学校運営の推進等に関する法律案（福井照君外5名提出、第190回国会衆法第59号） （自民・公明）</p>	<p>家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い学校が直面する諸課題が複雑化している状況に鑑み、チーム学校運営推進等施策を総合的かつ効果的に推進するため、同施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、同施策の基本となる事項を定めるもの</p>
	<p>●教育に係る経済的負担の軽減を図るための学校教育の無償化等の推進に関する法律案（平野博文君外4名提出、衆法第25号） （民進）</p>	<p>学校教育の無償化等を総合的に推進するため、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	○労働基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第189回国会閣法第69号）	長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、年次有給休暇に係る時季指定の使用への義務付け、高度な専門的知識等を要する業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者に適用される労働時間制度の創設等の措置を講ずるもの
	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）（参議院送付）	措置入院者に対する退院後の医療等の援助を強化するとともに、精神障害者の支援を行う地域関係者の連携強化を図るほか、医療保護入院に必要な手続、精神保健指定医の指定制度等について見直しを行うもの
	○水道法の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）	水道施設の老朽化等に対応し、水道の基盤の強化を図るため、水道基盤強化計画の策定、水道施設台帳の作成、水道施設に関する公共施設等運営権を設定する場合の許可制の導入等の措置を講ずるもの
	○旅館業法の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）	ホテル営業及び旅館営業の営業種別の統合、無許可営業者に対する都道府県知事等による立入検査等の創設、旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額の引上げ等の措置を講ずるもの
	●保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案（山尾志桜里君外7名提出、第190回国会衆法第22号） （民維ク・共産・生活・社民）	保育等従業者に優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資するため、保育等従業者の賃金の改善のための特別の措置等を定めるもの
	●労働基準法の一部を改正する法律案（井坂信彦君外14名提出、第192回国会衆法第4号） （民進・共産・自由・社民）	労働者の健康の保持及び仕事と生活の調和を図るため、労働時間の延長の上限規制及び休息時間の規制を行い、裁量労働制の要件の厳格化を行うほか、労働時間管理簿の調製を義務付け、あわせて違法な長時間労働に係る罰則の引上げ等の措置を講ずるもの
農林水産	●農業者戸別所得補償法案（岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法第13号） （民主）	農業の有する食料その他の農産物の供給の機能の重要性に鑑み、農業経営の安定及び農業生産力の確保を図るため、米穀、麦その他の重要な農産物の生産を行う農業者に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付する等の措置を講ずるもの

委員会名	議 案 名	概 要
農林水産	●農地・水等共同活動の促進に関する法律案（岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法第14号） （民主）	農地・水等共同活動の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、農地・水等共同活動促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定めるもの
	●中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案（岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法第15号） （民主）	中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、条件不利地域農業生産継続推進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定めるもの
	●環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案（岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法第16号） （民主）	環境保全型農業が、農業の持続的な発展及び自然環境と調和のとれた農業生産の確保に有益であるとともに、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要に対応するものであることに鑑み、環境保全型農業を行う農業者に対する交付金の交付について定めるもの
	●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法第32号） （民主）	国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用するもの
	●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法第33号） （民主）	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するため、行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの
	●畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案（岸本周平君外12名提出、衆法第1号） （民進・共産・自由・社民）	畜産経営の安定を図るため、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付に関する措置について、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずるか否かにかかわらず、法令に基づく措置として早期に実施するもの
	●砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律等の一部を改正する法律案（岸本周平君外11名提出、衆法第10号） （民進・共産・自由・社民・無）	国内産糖の安定的な供給の確保を図るため、砂糖との価格調整の対象に輸入加糖調製品を加える措置等について、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずるか否かにかかわらず、早期に実施するもの

委員会名	議 案 名	概 要
経済産業	<p>●中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（中根康浩君外6名提出、第190回国会衆法第11号） (民維ク)</p>	<p>中小企業者にとって、正規労働者の雇用に伴う社会保険料に係る負担が、新規に正規労働者を雇用することの阻害要因の1つとなっていること等に鑑み、本法施行後5年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、正規労働者の数を増加させた中小企業者に対して中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するもの</p>
	<p>●分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（奥野総一郎君外3名提出、第190回国会衆法第30号） (民進)</p>	<p>地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用を促進するため、経済産業大臣による基本方針の策定、都道府県又は市町村による分散型エネルギー利用促進計画の作成及びこれに係る交付金の交付等について定めるもの</p>
	<p>●熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案（田島一成君外3名提出、第190回国会衆法第31号） (民進)</p>	<p>エネルギーの供給及び使用に係る環境への負荷の低減並びに資源の有効利用の確保に資するため、熱について再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案（中根康浩君外3名提出、第190回国会衆法第32号） (民進)</p>	<p>エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギー源の利用の一層の促進に資するため、国や地方公共団体等が設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関し、実施目標や改修計画等について定めるもの</p>
	<p>●エネルギー協同組合法案（福島伸亨君外3名提出、第190回国会衆法第33号） (民進)</p>	<p>地域の住民又は小規模事業者のエネルギーの利用又は供給に係る自発的な協同組織の発達を図るため、地域エネルギーを生産し、これを組合員に供給する事業等を行うエネルギー利用協同組合及び組合員以外に供給する事業等を行うエネルギー供給協同組合に係る措置等を定めるもの</p>
国土交通	<p>●官民連携事業の推進に関する法律案（佐田玄一郎君外3名提出、第190回国会衆法第58号） (自民・公明)</p>	<p>国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保するとともに、地域の活性化を図るため、官民連携事業に関し、基本理念を定め、及び国の責務等を明らかにするとともに、官民連携事業の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
国土交通	<p>●航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案（高木義明君外8名提出、衆法第16号） （民進・自由・社民）</p>	<p>航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策を集中的に推進するため、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の基本となる事項を定めるもの</p>
環境	<p>●原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案（田嶋要君外3名提出、第189回国会衆法第30号） （民主）</p>	<p>原子力災害に関する地域防災計画の実効性を確保するため、その作成に係る内閣総理大臣及び原子力規制委員会との協議等について定めるもの</p>
安全保障	<p>●領域等の警備に関する法律案（大島敦君外11名提出、第190回国会衆法第4号） （民維ク）</p>	<p>領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域警備基本方針の策定、領域警備区域における自衛隊の行動及び権限その他の必要な事項について定めるもの</p>
	<p>●周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案（大島敦君外11名提出、第190回国会衆法第5号） （民維ク）</p>	<p>周辺事態における後方地域支援の範囲を拡充し、対応措置に退避邦人等支援活動を追加するとともに、後方地域支援等に関し、国会の承認の対象を見直し、安全の確保等の規定を追加する等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案（大島敦君外11名提出、第190回国会衆法第6号） （民維ク）</p>	<p>国際的な行政機関等支援活動に対し我が国として協力することとするほか、国際平和協力業務に新たな業務を加え、その一部に関し自衛官の武器使用の権限を定めるとともに、国際平和協力隊の隊員の安全の確保に関し必要な規定を整備する等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律を廃止する法律案（高木義明君外16名提出、第190回国会衆法第7号） （民維ク・共産・生活・社民）</p>	<p>我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律を廃止するもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
安全保障	<p>●国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案（高木義明君外16名提出、第190回国会衆法第8号） （民維ク・共産・生活・社民）</p>	<p>国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止するもの</p>
	<p>●第一線救急救命処置体制の整備に関する法律案（青柳陽一郎君外6名提出、第192回国会衆法第5号） （民進・自由）</p>	<p>自衛隊の行動に際して自衛隊員の生命を保護することの重要性に鑑み、自衛隊の衛生の機能の向上を図るため、第一線救急救命処置体制の整備に関し必要な事項を定めるもの</p>
決算行政監視	<p>○平成28年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）</p>	<p>一般会計熊本地震復旧等予備費予算額2,737億円のうち、平成28年5月31日から平成28年7月26日までの間において決定された使用額は、中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要な経費等48件、計2,476億円余</p>
	<p>○平成28年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）</p>	<p>一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成28年4月19日から平成28年12月15日までの間において決定された使用額は、熊本地震による被災地域の緊急支援に必要な経費等9件、計79億円余</p>
	<p>○平成28年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）</p>	<p>一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成29年2月27日に決定された使用額は、訟務費の不足を補うために必要な経費1件、239億円余</p>
	<p>○平成28年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）</p>	<p>特別会計予算総則第20条第1項の規定により、平成29年2月24日から平成29年3月28日までの間において決定された経費増額は、地方譲与税譲与金に必要な経費の増額2件、計174億円余</p>
倫理選挙	<p>●政党助成法を廃止する法律案（穀田恵二君提出、第189回国会衆法第1号） （共産）</p>	<p>政党の政治資金は主として国民の浄財によって賄われるべきものであることに鑑み、国が政党に対する助成を行う制度を廃止するもの</p>
	<p>●政治資金規正法の一部を改正する法律案（穀田恵二君提出、第189回国会衆法第17号） （共産）</p>	<p>法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附の量的制限の強化、収支報告書の要旨の公表期限の短縮等の措置を講ずるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
倫理選挙	<p>●公職選挙法の一部を改正する法律案（逢坂誠二君外 7 名提出、第190回国会衆法第61号）（民進）</p>	<p>衆議院比例代表選挙において、衆議院名簿届出政党等の自主的選択により、重複立候補者について、同一順位の者を性別等の観点から 2 以上の群に分け、各群間の優先順位を付することができるようにすること等を定めるもの</p>
	<p>●公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（奥野総一郎君外 5 名提出、第192回国会衆法第 7 号）（民進・自由・社民）</p>	<p>公職選挙法上の公職の被選挙権を有する者となる年齢について、衆議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員並びに市町村長については満20年に、参議院議員及び都道府県知事については満25年に、それぞれ引き下げるもの</p>
	<p>●政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（岡田克也君外 2 名提出、衆法第 15 号）（民進）</p>	<p>会社その他の団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の全面禁止並びに個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●政治資金規正法の一部を改正する法律案（奥野総一郎君外 4 名提出、衆法第22号）（民進・自由・社民）</p>	<p>国会議員関係政治団体の収支報告書の一元的な閲覧を可能とするために必要な措置を講ずるとともに、収支報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表を義務付けるもの</p>
震災復興	<p>●被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（野田佳彦君外 9 名提出、第190回国会衆法第 39 号）（民進・共産・生活・社民）</p>	<p>被災者の居住の安定の確保による自立した生活の開始の支援等の充実を図るため、被災者生活再建支援金の額を引き上げるとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る国の補助の割合を引き上げる等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（野田佳彦君外 5 名提出、第190回国会衆法第40号）（民進）</p>	<p>災害弔慰金の支給等について、国による支給基準の作成及び公表、市町村における合議制の機関の設置並びに制度の周知に関する規定を設ける等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（野田佳彦君外 5 名提出、第190回国会衆法第41号）（民進）</p>	<p>復興整備事業の円滑化及び迅速化を図るため、被災関連都道府県知事の所轄の下に用地委員会を設置するとともに、補償金の予納に基づく権利取得裁決前の土地の使用等に係る特別の措置を創設するもの</p>
	<p>●東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案（野田佳彦君外 5 名提出、第190回国会衆法第42号）（民進）</p>	<p>東日本大震災からの復興の推進に寄与するため、遺産の分割を円滑に行うための情報の提供及び不在者財産管理人に関する民法等の特例等について定めることにより、相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化を図るもの</p>